

中土佐町地域防災計画

〔一般対策編〕

令和 7 年 3 月

中土佐町防災会議

中土佐町地域防災計画

〔一般対策編〕

目 次

第1編	総 則	1
第1章	計画の趣旨	1
第1節	計画の目的	1
第2節	中土佐町防災会議	1
第3節	計画の構成	1
第4節	重点を置くべき事項	2
第5節	計画の効果的な推進	2
第6節	一般対策編の修正	3
第2章	中土佐町の特徴	4
第1節	地理的条件	4
第2節	社会的条件	4
第3節	気象の概況	5
第4節	地質、地層構造	6
第5節	過去の災害の特徴	7
第6節	災害の危険環境	9
第3章	防災関係機関	13
第1節	防災関係機関の責務	13
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	14
第4章	住民、事業所の責務	20
第1節	住民の責務	20
第2節	事業所の役割	20
第2編	災害予防対策	22
第1章	災害に強いまちづくり	22
第1節	災害に強いまちづくり	22
第2節	建築物災害予防対策（詳細は、地震・津波対策編第5編）	24
第3節	災害に強い土地利用の推進	25
第4節	土砂災害を予防する施設及び体制整備	27
第5節	山地災害・農地災害を予防する施設整備	29
第6節	風水害を予防する施設整備	30
第7節	風水害予防活動	32
第8節	ライフライン施設等の対策	33
第9節	火災予防対策	35
第10節	危険物等災害予防対策	37

第2章 地域防災力の育成.....	39
第1節 防災知識の日常化	39
第2節 地域防災力育成のための実践的な防災訓練の実施	42
第3節 自主的な防災活動への支援	43
第4節 事業所による自主防災体制の整備	45
第5節 要配慮者対策	46
第6節 消防団を中心とした地域の防災体制	51
第7節 自発的な支援への環境整備	52
第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策.....	54
第1節 防災施設の限界と避難開始の時期	54
第2節 危険性の周知	56
第3節 避難を可能にするサインの整備	56
第4節 自主的な避難	57
第5節 避難計画	58
第6節 避難体制の整備	60
第4章 災害に備える体制の確立.....	63
第1節 組織計画	63
第2節 動員計画	64
第3節 情報の収集・伝達体制	65
第4節 防災担当者の人材育成	68
第5節 実践的な防災訓練の実施	69
第6節 防災関係機関等の連携体制	71
第7節 防災中枢機能の確保、充実	72
第5章 災害応急対策・復旧対策への備え.....	74
第1節 消火・救急・救助対策	74
第2節 災害時医療対策	75
第3節 緊急輸送活動対策	77
第4節 緊急物資確保対策	79
第5節 消毒・保健衛生・廃棄物の処理体制の整備	80
第3編 災害応急対策計画	82
第1章 災害時応急活動.....	82
第1節 活動体制の確立	82
第2節 気象警報等の伝達	85
第3節 情報の収集・伝達	87
第4節 通信連絡	91
第5節 応援要請	92
第6節 広報活動	93
第7節 警戒活動	95
第8節 避難活動等	104
第9節 災害拡大防止活動	110

第10節	緊急輸送活動	113
第11節	社会秩序維持活動	115
第12節	地域への救援活動	116
第13節	ライフライン等施設の応急対策	125
第14節	教育対策	128
第15節	労務の提供	131
第16節	要配慮者対策	131
第17節	災害応急融資	133
第18節	二次災害の防止	134
第19節	自発的支援の受入れ	136
第20節	障害物の除去	137
第21節	災害救助法の適用	139
第2章	自衛隊の災害派遣	141
第1節	災害派遣要請ができる範囲	141
第2節	災害派遣要請の手続き	141
第3節	派遣部隊の受入体制	142
第4節	派遣部隊の業務及び撤収等	143
第4編	災害復旧・復興対策	145
第1章	災害復旧対策	145
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	145
第2節	迅速な原状復旧の進め方	145
第2章	復興計画	147
第1節	復興計画の進め方	147
第2節	被災者等の生活再建等の支援	148
第3節	被災中小企業の復興その他経済復興の支援	149
(別表)		150

第1編 総 則

第1章 計画の趣旨

○ 計画の目的や効果的な推進及び重点を置くべき事項等について定めます。

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法の規定に基づき、本町の地域に係る各種の災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するために、防災上必要な諸施策の基本を、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに地域防災計画において重点を置くべき事項の指針を示すことにより、災害に対処する防災・減災能力の増強を図ることを目的とします。

なお、「第3編 災害応急対策計画 第7節 警戒活動 3 水防計画」は、水防法の規定に基づく本町における対応力の強化を目的とします。

第2節 中土佐町防災会議

中土佐町防災会議の所掌事務などについて定めます。

1 設置及び所掌事務

(1) 災害対策基本法の規定に基づき、中土佐町防災会議を設置しその所掌事務を定めます。

(2) 所掌事務は次のとおりです。

- ア 中土佐町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- イ 町長の諮問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- ウ 前号の規定に関する受容事項に関し、町長に意見を述べること
- エ 水防法に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審査すること
- オ 上記ア～エまでに掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

2 組織及び運営

中土佐町防災会議の組織及び運営に関しては、災害対策基本法及び中土佐町防災会議条例の定めるところによります。

第3節 計画の構成

1 本計画は、「一般対策編」、「火災及び事故災害対策編」、「地震・津波対策編」及び「資料編」で構成します。

2 この「一般対策編」は、風水害対策を基礎に、各編に共通する事項も記述し、中土佐町地域防

災計画における基本的な計画としています。また、各編においては、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧の各段階における諸施策を具体的に記述しています。

- 3 「東南海・南海地震防災対策推進計画」は、「地震・津波対策編」に統合しています。

第4節 重点を置くべき事項

- 1 本町は災害が発生しやすい自然条件下にあり、これまで災害発生原因の制御、予測と耐災環境の整備に資源の投入を図ってきましたが、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、時として多大な人命並びに財産を失ってきています。
- 2 このため、本町においては「命を守る」ことを基本とし、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき、とりわけ人命を守るための対策を最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、さまざまな対策を組み合わせた防災・減災対策を推進します。
- 3 住民等の多様な視点に配慮した防災・減災対策を進めるため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大します。
- 4 自らの命、安全・財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた「災害に強いまちづくり」を進めます。住民は行政の支援には限界があるとの認識が必要です。
- 5 大規模な災害が発生した場合は、本町だけでの対応は難しいことが想定されるため、国・県及び他の市町村との広域連携、医療及びライフライン事業者を含む防災関係機関との連携が重要であることを認識し、平時からの連携強化を進めます。
- 6 東日本大震災では沿岸部の地方公共団体の庁舎や防災拠点が甚大な被害を受け、また職員も被災したため、行政機能を消失し、その後の避難、救援・救助、復旧・復興等に大きな影響がありました。地方公共団体や企業は、災害や事故で被害を受けても、重要業務が可能な限り中断しないこと、もしくは中断してもできるだけ短い期間で再開することが望まれます。

本町では、東日本大震災の教訓として、大規模災害発生時において、行政が継続的に業務を行うための体制・方法等を検討し、「業務継続計画」(BCP (Business Continuity Plan)) を策定しました。

行政による BCP 策定の目的は、地方公共団体の庁舎が大規模災害を受けても、住民の生命と財産を守り、住民の生活への影響を最小限に留めるための体制を確保し、大規模災害時の行政機能を継続させるため、今後も適宜 BCP の見直しを行います。

第5節 計画の効果的な推進

防災関係機関は、これらの計画を効果的に推進するため他機関との連携を図りつつ、次の事項を実行します。

- (1) 訓練を通じた職員への周知
- (2) 計画の定期的な点検

- (3) 他の計画の防災の観点からのチェック
- (4) 他の計画との調整による連携強化

第6節 一般対策編の修正

本計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により、随時見直されるべき性格のものであり、災害対策基本法の規定に基づいて毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加えます。

但し、水防計画については、水防法に基づき、修正を加えます。

〔注記〕 本計画における用語について

住民	町の地域に住所を有する者、他市町から町の地域に通学・通勤する者及び災害時に町の地域に滞在する者等も含めます。
要配慮者 （災害時要配慮者）	高齢者、障害者、難病を抱える人、外国人、乳幼児、妊産婦など、防災知識の習得、災害発生時の危険の察知や迅速な行動が困難なため、身を守るために援護が必要な方々です。
防災関係機関	国、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいいます。
県	県の部局及び出先機関、県教育委員会等をいいます。
町	町の課室（出先機関を含む）、町教育委員会、議会事務局をいいます。
自衛隊	陸上、海上及び航空自衛隊をいいます。
ライフライン	電力、ガス、上下水道、工業用水道及び通信の事業をいいます。
避難場所・避難所	「避難場所（指定緊急避難場所）」は、町が指定する、住民等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所をいいます。 「津波避難場所」は、避難場所のうち、津波から一時的に避難するための高台や津波避難ビル等の場所や施設をいいます。 「避難所」は、町が指定する、避難した住民等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へもどれなくなった住民等が一時的に滞在する施設をいいます。

第2章 中土佐町の特性

○ 地理、気象、地質、社会などの条件と災害の特性について記述します。

第1節 地理的条件

1 位置

中土佐町は、高知県の中央からやや西寄り、北緯 33 度 19 分、東経 133 度 13 分に位置し、北は須崎市、津野町、西は四万十町と隣接しています。

2 面積

令和 2 年国勢調査結果では、総人口 6,002 人（令和 4 年 1 月 31 日住民基本台帳、外国人を含め 6,270 人）、総面積 193.21 k m²となっています。

3 地勢

本町は、海岸部と海拔 300m 以上の山々に囲まれた台地部とに大きく二分されます。久礼地区等の沿岸地域は北西及び西南には山嶺が連立し、その尾根の先端は土佐湾に突出して岬となり壁状の海岸線を形成しており、これらの山嶺に源を発する数本の中小河川が土佐湾に注ぎ、河口域は漁港、河川流域には平野が散在して農地をなしています。

一方、台地部となる大野見地区は、地区内を蛇行する四万十川が地区をほぼ東西に二分し、その兩岸に農地が開け、集落が点在しています。

日本最後の清流四万十川、緑豊かな山野、青い海、土佐湾に展開するリアス式の海岸線など、変化に富む風致を備えた自然環境に恵まれた町であります。

第2節 社会的条件

1 地域構造

沿岸地域は、南国の温暖多雨な気候を利用した農業や、黒潮の恩恵を受けた、久礼港、上ノ加江（港・漁港）、矢井賀漁港での漁業が盛んで、特に久礼地区では「土佐の一本釣り」として県内でも有数の漁獲量を誇る鰹漁が知られており、第 1 次産業の基盤整備とともに、そのイメージを活用した町づくりを進めています。

大野見地区は標高 300m 以上の山に囲まれた台地で、昼夜の寒暖の差が大きく、年間雨量も 3,000 mm を超える自然条件を生かした水稻が基幹作物になっており、良質米として知られています。その他にも整備がされたほ場での生姜、花木等の生産が行われています。

また、「久礼大正町市場」「黒潮本陣」「道の駅なかとさ」などの観光施設整備や、四万十川源流の町である利点を生かしたイベントの開催により、魅力ある観光地づくりに取り組んでいます。

2 人口・世帯

令和2年国勢調査結果では、中土佐町の人口は6,002人です。年々減少しており、平成2年には初めて1万人台を割り、以降5年ごとの減少率は年々増加傾向にあります。また、世帯数は2,702世帯で、年々減少し、それに伴い世帯あたり人員も減少傾向を示しています。

また、総体的な人口減少に加えて新生児や若年層が減少する一方、65歳以上の高齢者人口に大きな変化は無く、高齢者比率は50%近くまで上昇しています。

【人口の推移】

区 分 年 次	総人口	世帯数	増減（人）	5年ごとの 人口増減率
平成2年	9,852	3,289	△522	△ 5.0%
7年	9,321	3,289	△531	△ 5.4%
12年	8,722	3,265	△599	△ 6.4%
17年	8,320	3,226	△402	△ 4.6%
22年	7,584	3,109	△736	△ 8.8%
27年	6,840	2,916	△744	△ 9.8%
令和2年	6,002	2,702	△838	△ 12.3%

資料：国勢調査

【年齢階層別人口の推移】

区 分 年 次	総人口	0～ 14歳 (a)	15～ 64歳	65歳 以上 (b)	年少人口 比率 (a)/総人口	高齢者 比率 (b)/総人口
平成2年	9,852	1,637	5,936	2,279	16.6%	23.1%
7年	9,321	1,318	5,388	2,615	14.1%	28.1%
12年	8,722	1,105	4,823	2,794	12.7%	32.0%
17年	8,320	951	4,447	2,922	11.4%	35.1%
22年	7,584	762	3,911	2,911	10.0%	38.4%
27年	6,840	626	3,273	2,941	9.2%	43.0%
令和2年	6,002	502	2,602	2,898	8.4%	48.2%

資料：国勢調査

第3節 気象の概況

沿岸地域は、北西に四国山脈の支脈を背負い、東は黒潮の流れる土佐湾に面しているため、温暖多雨で平均気温は約16度に昇り、雨量は全国最高部に属し年間2,500mmを記録します。冬期の降雪は極めて少なく、北西の季節風が多くなっています。

高温多雨で作物の育成には好適な気象条件ですが、毎年6月から10月下旬にかけて大雨を伴った低気圧及び台風通過経路に位置するため、暴風雨による災害が発生します。

大野見地区は、標高300m以上の山に囲まれた台地であることから、日照時間が短く昼夜の温度差は大きく、湿度は高くなっています。特に、春から夏にかけては雨が多く、雨量は年間3,000mm

以上となることから、土砂災害への十分な対策が求められます。

第4節 地質、地層構造

沿岸地域は全般的に山岳地帯が多く、北西部には標高 842m の高峰、栲山が須崎市との境界をなし、西南には標高 590m の火打ヶ森があり四万十町と境界をなしています。その尾根の先端は土佐湾に突出し、北から青木崎、大津崎、加江崎、矢田部崎、中崎などの岬があり、リアス式海岸の典型をみせ、切り立った断崖を形成しています。また、この間に久礼川、長沢川、大坂谷川、上ノ加江川が東流して土佐湾に注ぎ、これらの諸河川の流域に平野が散在し、農耕地となっています。

このような地形の状況を防災面から見てみると、久礼地区では、河川の河口付近に砂州が形成されるのに伴い、次第に砂州の背後が流入河川の運搬土砂により埋積され、後背低湿地が形成され背後で内水災害の発生する危険性が高くなっています。過去の台風時には浸水の被害を被っており、次第に低地部も宅地化される傾向にあり、浸水被害の可能性は今後も高いとみられます。

土砂災害についても、山地に崩壊危険、地すべり地形、沖積堆が発達したところが見られ、また溪流沿いの崩壊土層上に集落が立地している所が多いので、地震や豪雨時に崩壊や土石流の発生する危険性が大きくなっています。久礼地区で主として利用している地盤は、砂州、砂丘、背後低地、盛土、埋立部等、上ノ加江地区は非常に緩い細砂層の下位に火山灰層が薄く堆積した地盤であり、いずれも地震時に弱い軟弱地盤です。地震時には振動による被害と液状化の危険性があります。

津波に対しても、湾は土佐湾に対して凹面を向けており、湾の形からみて津波が集中しやすく、かつ波高が高まりやすい特徴があります。歴史的にも宝永、安政、南海を初めとする大地震時に津波による被害を被っています。昭和の南海地震時には、久礼地区にはすでに防潮堤があり、これと背後の久礼八幡宮のある砂丘の高まりのため、津波は直接市街地には侵入せず、久礼川を遡上して市街地北東側から侵入しています。また、上ノ加江地区でも町の中央の護岸で遮られて、津波は正面から侵入できなかったが、上ノ加江川を遡上し、堤防の裏側から侵入しています。このように砂丘間低地部や堤防の裏側に浸水の危険性があります。

地理的条件については、市街地は久礼地区を中心として、上ノ加江・矢井賀地区にあり、国道 56 号が須崎市より久礼地区を通り四万十町に至り、県道中土佐一佐賀線が久礼地区を起点として上ノ加江・矢井賀地区を通して四万十町志和地区に通じ、県道窪川一中土佐線は久礼地区より大野見地区に至っています。また、中土佐町を含め四万十町以東に高速道路が通じています。

災害時の緊急輸送には高速道路や国道を頼らざるを得ない状態であり、それらの道路が利用不可能な場合、孤立状態になる可能性があります。このため須崎港等からの海上輸送、また、ヘリコプター等の利用を考慮する必要があります。

また、大野見地区の地形を概観すると、四万十川の上流域を占めその支流の萩中川が寺野地区で本流と合流し南に流下して、奈路地区から竹原地区まで西に向かって曲流しますが、再び野老野地区から四万十町へ向かって南流しています。この四万十川の流路を境に東西の山地に二分されています。東側の山地は、三角点 842.4m を最高点とする下ル川山地と、西側には鈴が森 1,053.9 m を主峰とする鈴が森山地に分けられます。この両山地のあいだに、四万十川の流路に沿って小規模な砂礫台地と小起伏山地を含めた大野見盆地が形成されています。この盆地の北面には船戸丘陵地が、南面には大小権現山山地が東西に延びて、四万十町との境界となる分水嶺をつくって

います。

地区内を大きく蛇行する四万十川は、川の上流域にあたり、平時の流れは比較的穏やかです。しかし、川幅が狭くなった個所があり上流の山間部に集中豪雨があった時等、洪水の危険があります。

四万十川に流れ込む支流には、土石流発生危険溪流として指定されている溪流が多くあり、四万十川の両岸には、わずかな平野が開け、集落が点在しています。平野のほとんどは田畑として開拓されていますが、面積は少なくなっています。四万十川の洪水で、浸水の被害が予測される地区も存在します。

各集落は四万十川とその支川流域の山裾に点在していて、下ル川、萩中地区は、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流発生危険溪流に近い家屋が多いことから、予防対策上十分な注意が必要です。

第5節 過去の災害の特徴

1 風水害

発生年月日	災害原因	被害状況
1890.9.11 (明治23年)	大洪水	空前の大洪水で旧大野見村にて被害甚大。村内の被害、死者4人、死馬4頭、家屋流失・倒壊47戸、山崩れ6,000余カ所、田畑の被害甚大。
1934.9.21 (昭和9年)	室戸台風	上ノ加江小学校倒壊。
1954.9.13 (昭和29年)	台風12号	上ノ加江海岸堤防決壊。
1959.9.26 (昭和34年)	伊勢湾台風	旧中土佐町で全壊6戸、半壊2戸、浸水家屋60戸の被害。
1963.8.8～9 (昭和38年)	台風9号	のろのろ台風による豪雨に見舞われ、県中西部は大きな被害を受けた。中心気圧965ミリバール。8、9両日の雨量、大野見700mm、船戸980mm。 旧中土佐町では全壊2戸、半壊50戸、橋の流失10ヶ所他で、1億5千万円の被害。 旧大野見村では、9日、喜田・音羽地区に避難命令。全壊1戸、半壊7戸、流出2戸、床上浸水64戸、床下浸水42戸、水稻被害面積22.49ha、治山9ha、林道4カ所等。
1970.8.21 (昭和45年)	台風10号	超大型台風は強い勢力を維持し、21日朝、幡多郡下に上陸。 旧中土佐町では、久礼八幡宮前の堤防が決壊。海水が西町から流れ込み浸水。久礼川が満水となり、札場、中島はほとんどが床上浸水。全壊34戸、半壊83戸、床上浸水159戸、床下浸水406戸、軽傷3人。 旧大野見村では21日午前5時頃から風雨が強くなり、5～6時間にわたって激しい暴風雨に見舞われた。雨量300mm、村道崩壊2ヶ所、橋梁流失2ヶ所、建物5戸、他に産業・森林関係にも被害甚大。
1974. (昭和49年)	台風16号	旧中土佐町に上陸。全壊5戸、半壊36戸、床上浸水94戸、床上浸水243戸、災害救助法適用。
1975. (昭和50年)	台風5号	旧中土佐町にて、床上浸水2戸。
2004. (平成16年)	台風10号	旧中土佐町にて、床上浸水15戸、床下浸水25戸。
2014.8.8～10 (平成26年)	台風11号	強い勢力を維持し、10日に高知県安芸市に上陸。速度を上げながら四国を縦断し、京都府京丹後市より日本海へ抜け、北海道の西まで北上し熱帯低気圧に変わる。大雨特別警報が出た三重県から北海道までの広範囲での被害が発生。 大野見地域では萩中地区にて茶畑の大規模な法面崩壊が発生し、崩落土砂は土石流となり押谷川へ流れ込み河道を閉塞するなど、甚大な被害となった。 累計雨量406mm、時間最大雨量43mm。 久礼地区においても床下浸水が24戸あり、これを受けて、久礼排水ポンプ場へのポンプ増設に着手。(2019(令和元)年度完成)

発生年月日	災害原因	被害状況
2021.9.17 (令和3年)	台風14号	台風14号は9月17日19時頃に福岡県福津市付近へ上陸、その後、18日0時過ぎには愛媛県松山市付近に再上陸して四国を横断し、18日15時に東海道沖で温帯低気圧に変わった。県西部では、黒潮町で1名が亡くなるなど大きな被害があった。 町内では16日17時よりから18日にかけて降り始め、18日1時までには累加雨量336mmを記録し、17日3時から9時までの6時間では208mm、最大時間雨量45mmを観測した。このデータは久礼観測所のものであるが、上ノ加江・矢井賀地区においては過去に経験したことのない猛烈な降雨により、笹場川及び上ノ加江川が氾濫した。住家及び農地の冠水などの被害も発生し、上ノ加江地区595世帯、矢井賀地区138世帯への避難指示を発令、最大で68世帯87名が避難した。が、人的被害はなかった。 住家被害は床上浸水10戸、床下浸水67戸、住家裏等の法面崩壊などによる被害が発生したが、人的被害はなかった。 公共土木施設は、土砂流出などの道路被災が27件、護岸決壊等の河川被害が31件となっている。 また、農林業関連施設においては、農地81件、農道9件、農業用施設33件、山地8件、林道13件の甚大な被害を受けた。また園芸用施設（ビニルハウス）についても、浸水を受けたものが44棟、設備への被害を受けたものが13棟、作物被害を受けたものが12棟となっている。 【雨 量】 累加雨量336mm、3時間雨量336mm、最大時間雨量45mm 【被害内容】 ・住 家・・・床上浸水10戸、床下浸水67戸 ・土 木 関 連・・・道路27件、河川31件 ・農林業関連・・・農地81件、農道9件、農業用施設33件、山地8件、林道13件、ハウス浸水被害44棟、設備被害13棟、作物被害12棟
2022.7.4 (令和4年)	台風4号	7月1日に日本の南で発生、沖縄付近を通過して東シナ海を北上し、5日に長崎県佐世保市付近に上陸後、温帯低気圧に変わった。 4日から5日にかけて線状降水帯が発生、本町沿岸部は想像を絶する豪雨被害となり、100年に一度ともいえる雨量を計測し、上ノ加江をはじめ笹場や久礼の各地で大量の土砂が流失、道路、河川、農地、住宅、工場などに甚大な被害が発生した。特に、上ノ加江地区においては、昨年9月17日の台風14号の被害に対する復旧のさなかであり、1年も経たないうちに再び大きな浸水被害にあった。深夜であったため二次被害を無くすため垂直避難の呼びかけとなり、避難者は4名で人的被害はなかった。 【雨 量】 累加雨量625mm、3時間雨量226mm、最大時間雨量101mm 【被害内容】 ・住 家・・・床上浸水14戸、床下浸水21戸 ・土 木 関 連・・・道路50件、河川66件 ※大規模法面崩壊により国道56号通行止め（城山団地入口付近） ・農林業関連・・・農地95件、農道3件、農業用施設51件、山地9件、林道13件、ハウス浸水被害78棟
2022.9.18 (令和4年)	台風14号	9月14日に小笠原近海で発生、一時的に猛烈な強さに発達した後、大型で非常に強い勢力を保ったまま九州の南海上に北上、18日には屋久島付近を通過して鹿児島市付近へ上陸した。その後、九州北部付近で進路を北東に変え、山陰地方を横断して日本海を北東進し、20日に新潟市付近へ再上陸後、東北地方を横断して、20日に三陸沖で温帯低気圧に変わった。 高知県では、台風の接近に伴い南から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となり、局地的に非常に激しい雨が降り、暴風とともに、海上では高波により猛烈なしけとなった。 町内では雨による被害はほとんどなかったものの、倒木及び塩害による断線での停電や家屋の一部が剥がれ落ちるといった風被害が多数報告された。避難者は30名となり、人的被害はなかったが、高知県での軽傷者は7名だった。（うち中土佐町1名） ★災害救助法適用

2 地震災害

発生年月日	地震名	規模(M)	被害状況
684.11.28 (天武13年)	白鳳地震	8.4	『日本書紀』に「土佐国田園五十万頃没為海」と記されており、田畑12平方キロメートル海中に没したと思われる。
887.8.26 (仁和3年)	仁和地震	8.6	近畿地方を中心に大きな被害が出たようであるが、高知県の記録なし。
1099.2.22 (康和元年)	康和地震	8.0	高知県内で「作田千余町歩皆以成海底」の記載があり、流失家屋や死者が多数あったと思われる。
1361.8.3 (天平16年)	正平地震	8.4	摂津、阿波、土佐で津波の被害があり、流失家屋や死者が多数あったと思われる。
1605.2.3 (慶長9年)	慶長地震	7.9	室戸方面で800余人の死者が出た記録しか残っていないが、「国々浦々破損滅亡ス」の記載もあり、本町もかなりの被害があったと思われる。
1707.10.28 (宝永4年)	宝永地震	8.6	「亥の大変」と呼ばれるもので、大潮12回が襲い、久礼八幡宮の柱が1本も残らず流失した大地震で、津波も20余mに達したと思われる。久礼で死者200余人。上ノ加江でも、廣埜神社、禅源寺が流失。大野見地域も大被害を受ける。
1854.12.24 (安政元年)	安政地震	8.4	津波の高さや被害は県下各地とも宝永地震より小さかったようであるが、それでも10m前後の津波が押し寄せ、久礼では札場から中島にかけて流失。上ノ加江、矢井賀でも流失多数。久礼八幡宮は被害なし。
1946.12.21 (昭和21年)	南海地震	8.0	被害は、四国、九州、中国、近畿及び中部地方の一部にわたり、津波が来襲した。県下は特に高知市、須崎市が津波と高潮で被害が甚大であった。本町では、久礼の半分が浸水。上ノ加江では町浦北部と廣埜神社以南が浸水。大野見地域では山崩れ、崖崩れが多く、交通が寸断された。

第6節 災害の危険環境

1 本町の災害特性

過去の災害から見ても台風による風水害が多く発生しており、河床の低下等により浸水等の被害は少なくなっていますが、被害の大小にかかわらずほとんど毎年発生しているのが現状であり、四万十川本流および支流は地形的な面からも、今後河川の氾濫や道路等の陥没、急傾斜地の崖崩れ等の被害が予想されます。また、沿岸部は高波被害の恐れもあり全町的に災害の危険が多くなっています。

地震については、今後、南海トラフの巨大地震（マグニチュード9クラス）の発生も予測されていることから、山崩れ、崖崩れ、また密集地における火災、津波、地震による家屋の倒壊、孤立等への対策を考えなければなりません。

また、町域の大半は山であり、平成17年に発生した大規模火災等も再度発生する可能性があります。

2 災害に対する危険度評価

(1) 水害に対する評価

町のすべての地域において水害の発生する可能性があり、特に大野見地区の喜田、吉野地区は過去の例からも浸水被害のおそれがあります。また、本町は、年間降雨量が 3,000mm 以上と雨の多い町であり、台風等による集中豪雨も多く見られるため、四万十川流域において水害を受けやすくなっています。また、久礼地区では、河川の河口付近に砂州が形成されるのに伴い、次第に砂州の背後が流入河川の運搬土砂により埋積され、後背低湿地が形成され背後で内水災害の発生する危険性や高波被害の危険性が高くなっています。過去の台風時には浸水の被害を被っており、次第に低地部も宅地化される傾向にあり、浸水被害の可能性は今後も高いとみられます。

(2) 土砂災害に対する評価

令和 4 年 2 月 1 日現在、本町には、下表のとおり危険箇所が指定されています。

また、県道、町道沿いにも、集中豪雨時には少量ですが崩落や落石箇所があり、注意を要する必要があります。その他、土石流危険渓流があり、集中豪雨等により土石流が発生する可能性もあります。

また、大野見地域の喜田地区や中土佐地域の久礼・上ノ加江・矢井賀地区の住家密集地においては、地震による家屋の倒壊、火災の発生等の被害が予想され、山間部では地震による土砂災害等により孤立する可能性のある集落も存在します。

土砂災害警戒区域指定箇所数			土砂災害特別警戒区域指定箇所数		
土石流	急傾斜	合計	土石流	急傾斜	合計
152	364	516	136	361	497

3 防災上の問題点と対応

(1) 水害に対する問題点と対応

四万十川流域の住家等は、河川の増水等による水害を受ける可能性があります。また、河川の河口付近に砂州が形成されるのに伴い、次第に砂州の背後が流入河川の運搬土砂により埋積され、後背低湿地が形成され背後で内水災害の発生する危険性が高くなっています。したがって、本町はもとより、上流域の降水量等も十分把握しながら、河川の水位の変化に注意し、早めに安全な場所に避難するなど、適切な対応を心がける必要があります。

また、近年台風の勢力が大きくなる傾向がうかがわれ、集中豪雨や局地的大雨（ゲリラ豪雨）の発生回数も増加し、記録的な降雨を経験する機会が増えることが想定されます。

(2) 土砂災害に対する問題点と対応

本町には数多くの急傾斜地危険箇所等があり、集中豪雨や地震時等に崩壊する危険性があるため、危険箇所では擁壁等の土砂災害防止施設の整備も必要です。また、県道、町道沿いにも落石等の危険箇所もあり、擁壁等道路整備も必要です。

また、町内には土石流危険渓流があり、地すべり地形、沖積堆が発達したところが見られ、溪流沿いの崩壊土層上に集落が立地している所が多いので、地震や豪雨時に崩壊や土石流の発生する危険性が大きく、砂防ダムや流路工の設置を検討する必要があります。

(3) 地震に対する問題点と対応

○地震頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波

この地震は、南海トラフの巨大地震モデル検討会（平成23年8月設置）において、科学的知

見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定した最大クラスの地震・津波です。

この地震・津波は、次に必ず発生するというものではなく、現在の知見では発生確率を想定することは困難であるが、その発生頻度は極めて低いものです。

○比較的発生頻度の高い一定程度の地震・津波

ア 南海トラフを震源とする地震

この地震は、100年から150年の周期で繰り返し発生しており、次に発生する時期や規模について、地震調査研究推進本部から発表（令和4年1月13日）されています。

◇今後40年内の発生確率：90%程度

本町では、地震時に斜面崩壊等により通行が遮断され、孤立する集落ができる危険性があります。その他、木造住宅が大半を占めているため、地震による家屋の倒壊や火災の発生、ブロック塀の倒壊も予想され、住宅の耐震化や消防活動や消防防災設備の整備の必要があります。

(4) 液状化・地盤沈下に対する問題点と対応

久礼地区で主として利用している地盤は、砂州、砂丘、背後低地、盛土、埋立部等、上ノ加江地区は、非常に緩い細砂層の下位に火山灰層が薄く堆積した地盤であり、いずれも地震時に弱い軟弱地盤である。地震時には振れによる被害と液状化の危険性があります。また、地震の地殻変動による地盤沈下の発生により、長期浸水する恐れがあり、備蓄や排水方法の検討・実施が必要です。

(5) 津波に対する問題点と対応

中土佐地域の湾は土佐湾に対して凹面を向けており、湾の形からみて津波が集中しやすく、かつ波高が高まりやすい特徴があります。歴史的にも宝永、安政、南海を初めとする大地震地に津波による被害を被っています。南海トラフの巨大地震時には、津波の到達時間が短く、しかも津波高が非常に高いため、避難場所・避難所や避難路整備等のハード整備、及び各地区津波避難計画策定や実践的な避難訓練等のソフト施策の実施の必要があります。

また、津波が町を破壊することによる漂流物の発生や海岸漂着物の到来が想定され、その後災害廃棄物となります。その処分方法については、「中土佐町災害廃棄物処理計画」に定められています。

(6) 孤立に対する問題点と対応

災害時の緊急輸送には高速道路や国道を頼らざるを得ない状態であり、それらの道路が利用不可能な場合、孤立状態になる可能性があります。このため須崎港等からの海上輸送、また、ヘリコプター等の利用を考慮する必要があります。

(7) 避難場所・避難所としての問題点と対応

本町では、土砂災害、地震・津波災害、浸水等による避難が考えられますが、避難場所・避難所への道路等危険箇所があり、整備の必要があります。また、その他の避難場所・避難所についても、同様に避難路の確保及び住民に対する普段からの啓発活動が重要です。

避難生活が始まった場合、住民の生活が多様化したことによるニーズの違いを考慮した避難所運営を行う必要があります。

(8) 建物に対する問題点と対応

特に沿岸地域では、密集している木造家屋の倒壊等により避難路を失いう危険性が非常に大きくなっています。

(9) 高齢化による要配慮者に対する問題点と対応

本町では、高齢化が著しいことから、災害時の要配慮者に対する「情報の伝達」「避難方法」「避難所生活」「医療救護」が大きな課題となります。したがって、社会福祉協議会や民生委員等と自主防災組織や消防団が連携した避難誘導や避難所運営の仕組みづくりが必要となります。

(10) 延焼火災に対する問題点と対応

久礼地区の市街地をはじめ、町内沿岸部の漁港周辺では可住地が極めて少ないため、住宅が密集しています。また、可燃性の高い木造住宅の割合が高いため延焼火災の危険性が大きくなっています。したがって、空き家除却や公園化を進めるなど、延焼防止対策を講じていく必要があります。

(11) インフラ（社会資本）や公共施設に対する問題点と対応

高度成長期に建設された各種インフラ（道路構造物、海岸構造物、河川構造物、上下水道等）や公共施設の老朽化が進んでおり、今後は長寿命化や更新等の対策を計画的に行っていく必要があります。

(12) 竜巻等突風に対する問題点と対応

近年、竜巻等の突風による被害が全国で発生しています。竜巻は、積乱雲または積雲に伴って発生する鉛直軸をもつ激しい渦巻であり、年間を通じて発生し、特に台風シーズンの9月に多く発生している。竜巻等の突風による災害は、破壊力が大きく、人命のみならず在家、交通機関等への局地的に甚大な被害をもたらす場合があります。

しかし、国においても有効な対策が確立されていない状況であり、住民に対しては、防災アプリの活用等、竜巻突風災害について早期に情報を入手する手段の啓発を進めます。

第3章 防災関係機関

- 防災関係機関は、その責務を果たすため、相互に連携・協力しながら防災にかかる事務又は業務を遂行します。

第1節 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災の業務の実施に関して次の責務を負います。

1 町

一次的に災害に対処する責務を負う基本的な地方公共団体として、町の地域にかかる防災計画を作成して防災活動を実施します。

2 県

- (1) 県は、法令及びこの計画の定めるところにより防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行います。
- (2) 特に南海トラフ地震対策の総合的な推進を図るため、全庁的な組織「高知県南海トラフ地震対策推進本部」を設置します。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるように指導等を行います。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に照らして、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力します。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施します。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関が処理すべき事務又は業務は次のとおりです。

1 地方自治体

機関名	処理すべき事務又は業務
町	(1) 地域防災計画及び関連計画の作成・更新 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 (4) 自主防災組織の育成指導、その他の災害対策の促進 (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (6) 防災のための施設、設備の整備及び点検 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 避難の指示及び避難場所の開設 (9) 消防、水防その他応急措置 (10) 被災者に対する救助及び救護等の措置 (11) 緊急輸送の確保 (12) 食糧、医薬品、その他物資の確保 (13) 災害時の保健衛生及び応急教育 (14) その他の災害発生の防御及び拡大防止のための措置 (15) 災害復旧・復興の実施
県	(1) 地域防災計画及び関連計の作成・更新 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 (4) 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進 (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (6) 防災のための施設、設備の整備及び点検 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 避難の指示及び避難場所の開設の指示 (9) 水防その他応急措置 (10) 被災者に対する救助及び救護等の措置 (11) 緊急輸送の確保 (12) 食糧、医薬品、その他物資の確保 (13) 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保 (14) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 (15) その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置 (16) 災害復旧・復興の実施

2 高知県警察本部

処理すべき事務又は業務
(1) 災害警備に関する警察通信施設及び資機材の整備充実に関すること。 (2) 災害の実態把握と被災者の救出救助に関すること。 (3) 交通の規制及び治安の確保に関すること。 (4) 管内防災機関との連絡調整に関すること。

3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
四国管区警察局	(1) 管区内県警察の災害警察活動及び相互援助の指導調整 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 (3) 管区内各警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡 (4) 警察通信の確保及び統制
財務省四国財務局 高知財務事務所	(1) 公共土木施設災害復旧事業費査定立会 (2) 農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会 (3) 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施を要請 ア 災害関係の融資 イ 預貯金の払戻及び中途解約 ウ 手形交換、休日営業等の配慮 エ 保険金の支払いの迅速化及び保険料の払込猶予 オ その他非常金融処置 (4) 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付 (5) 地方公共団体に対する短期資金の貸付 (6) 災害応急措置等の要に供する場合の国有財産の貸付
四国厚生支局	独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
中国四国農政局	(1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設の防災 (2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理 (3) 農作物に対する被害防止のための営農技術指導 (4) 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材及び生鮮食料品の供給、病害虫の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策 (5) 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同利用施設についての災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び再度災害防止のための災害復旧事業と合併実施する災害関連事業 (6) 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、農林漁業金融公庫資金等の融資
四国森林管理局	(1) 国有林野の治山、治水事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施 (2) 国有保安林の整備保全 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給調整
四国経済産業局	(1) 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 (2) 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 (3) 災害時における電気、ガス、石油製品事業にかかる応急対策等
中国四国産業 保安監督部 四国支部	(1) 災害時における電気・ガス事業にかかる応急対策等 (2) 危険物等の保安の確保 (3) 鉱山における災害の防止 (4) 鉱山における災害時の応急対策
四国運輸局 高知運輸支局	(1) 災害時における車両による輸送のあっせん (2) 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達斡旋

機関名	処理すべき事務又は業務
大阪航空局 高知空港事務所	(1) 災害時における人員、応急物資の空輸に対する利便確保 (2) 航空保安施設等の防災・減災対策としての管理体制の強化
高知海上保安部	(1) 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 (2) 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 (3) 海上における人命救助 (4) 避難者、救援物資等の緊急輸送 (5) 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 (6) 海上における流出油事故に関する防除措置 (7) 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 (8) 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止 (9) 海上治安の維持 (10) 海上における特異事象の調査
高知地方気象台	(1) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予警報の発表並びに関係機関への伝達 (2) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 (3) 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説 (4) 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
四国総合通信局	(1) 各種非常通信訓練の実施及びその指導 (2) 高知県非常通信協議会の育成指導 (3) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理 (4) 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集 (5) 災害時における通信機器の供給の確保
高知労働局	(1) 事業場施設及び労働者の被災状況の把握 (2) 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導 (3) 災害応急、復旧工事等に従事する労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導 (4) 被災事業場の作業災害時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導 (5) 労働条件の確保に向けた総合相談 (6) 事業場の閉鎖等による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払 (7) 被災労働者に対する労災保険給付 (8) 労働保険料の納付に関する特例措置 (9) 雇用保険の失業認定に関すること (10) 被災事業所離職者に対する求職者給付に関すること
四国地方整備局	(1) 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧 (2) 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達 (3) 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達 (4) 直轄河川の水質事故対策、通報等 (5) 直轄ダムの放流等通知 (6) 港湾・海岸・空港の建設、改良による災害防止 (7) 港湾・海岸・空港の災害応急対策 (8) 港湾・海岸・空港の災害復旧事業及び流出油の防除

機関名	処理すべき事務又は業務
四国地方整備局	(9) 災害関連情報の伝達・提供 (10) 災害ポテンシャル情報等に関する普及・啓発活動 (11) 公共土木施設の応急対策・復旧、地域の復興等に関する応援・支援
中国四国防衛局	(1) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整

4 自衛隊

処理すべき事務又は業務
(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 (2) 町、県が実施する防災訓練への協力 (3) 災害派遣の実施 (被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去) (4) 防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与

5 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
西日本電信電話(株)	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達
(株)NTTドコモ	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保
KDDI(株)	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害時における通信の疎通確保
ソフトバンク(株)	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害時における通信の疎通確保
日本郵便(株)	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (7) 通信病院の医療救護活動 (8) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 (9) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
日本銀行	(1) 現金の確保及び決済機能の維持 (2) 金融機関の業務運営の確保 (3) 非常金融措置の実施

機関名	処理すべき事務又は業務
日本赤十字社 高知県支部	(1) 災害時における医療救護 (2) 遺体の処理及び助産 (3) 血液製剤の確保及び供給の為の措置 (4) 被災地応援救護班の編成、派遣の措置 (5) 被災者に対する救援物資の配布 (6) 義援金の募集受付 (7) 防災ボランティアの登録及び育成 (8) 防災ボランティアの活動調整 (9) 各種ボランティアの調整、派遣
日本放送協会	(1) 住民に対する防災知識の普及及び各種予警報等の周知徹底 (2) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報 (3) 生活情報、安否情報の提供 (4) 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
西日本高速路(株)	管理する道路の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
四国旅客鉄道(株)	(1) 鉄道施設の保全 (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力
四国電力送配電(株)	(1) 電力施設の保全、保安 (2) 電力の供給

6 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
(一社)高知県L Pガス協会 四国ガス(株)高知支店	(1) ガス施設の保全、保安 (2) ガスの供給 (3) 避難所への支援
(株)高知放送 (株)テレビ高知 高知さんさんテレビ(株) (株)エフエム高知	(1) 気象警報等の放送 (2) 災害時における広報活動 (3) 住民に対する防災知識の普及 (4) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 (5) 生活情報、安否情報の提供
土佐くろしお鉄道(株)	(1) 鉄道施設の保全 (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力
とさでん交通(株) (一社)高知県バス協会	災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力
(一社)高知県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
(一社)高知県医師会	(1) 災害時における救急医療活動 (2) 大規模災害時には、「高知県災害時医療救護計画」に基づき各都市医師会、 県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力の うえ救急医療活動を行う

機関名	処理すべき事務又は業務
(一社)高知県建設業協会 中土佐建設協会	災害時における公共土木施設及び公共施設等への応急対策業務への協力に関すること
(公財)高知県消防協会	(1) 防災・防火思想の普及に関すること (2) 消防団員等の教養・訓練及び育成に関すること (3) 要配慮者等の避難支援への協力に関すること
(公社)高知県看護協会	(1) 災害看護に関すること (2) 要配慮者等の健康対策に関すること
(社福)高知県社会福祉協議会 (社福)中土佐町社会福祉協議会	(1) 要配慮者対策等の地域の防災・減災対策への協力に関すること (2) 災害時の福祉施設の人材のあっせんに関すること (3) 災害ボランティアに関すること (4) 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付に関すること
(株)高知新聞社	(1) 県民に対する防災知識の普及に関すること (2) 災害時における広報活動 (3) 生活情報、安否情報の提供
(一社)高知県歯科医師会	災害時における歯科保健医療に関すること
(公社)高知県薬剤師会	災害時における医薬品の供給等に関すること

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務
産業経済団体 (農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会等)	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること (2) 被災者への融資の斡旋、資金の導入に関すること (3) 生産資材及び生活資材の確保に関すること
厚生、医療、社会事業団体 (日赤奉仕団、青年団等)	(1) 災害時における収容者、入所者の保護及び誘導 (2) 災害時における被災者の保護、医療救護及び収容に関すること (3) 医薬品の供給に関すること (4) 救援金品の募集並びに配分に関すること
危険物施設等の管理者	町等の防災機関と密接な連絡及び危険物等の防災管理の実施
各港湾施設の管理機関	港湾施設（水門、護岸、堤防、防潮壁等）の維持管理及び災害復旧の実施
自主防災組織、自治会等	(1) 地域における災害予防に関すること。 (2) 避難時における地域活動に関すること。 (3) 災害時における地域の初期防災活動に関すること。

第4章 住民、事業所の責務

- 町及び関係機関が実施する防災・減災対策には限界があることから、住民及び事業所は、災害対策基本法に基づき積極的に防災に寄与するよう努めなければなりません。

第1節 住民の責務

自らの安全は自ら守る(自助)ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、住民運動として防災をとらえ、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には要配慮者とともに早めに避難をするよう行動します。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助や防災関係機関が行う防災活動への協力に努めるものとします。

1 自己管理

災害に備えて食料、飲料水等の備蓄を自ら実施するよう努めます。また、住宅等の自己所有建物の耐震性や緊急時の避難ルートを確認するよう併せて努めます。

2 地域への協力

地域住民が協力して救助、初期消火、要配慮者の避難支援等の応急対策活動が実施できるよう地域の実情に即した自主防災組織の拡充と強化に努めます。

3 町及び関係機関への協力

町及び関係機関が実施する防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組及び災害発生時の救助・救援等の応急対策活動の協力に努めます。

第2節 事業所の役割

事業所は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に事業を継続するための事業継続計画（BCP）の策定・運用、防災体制の整備、防災訓練の実施、施設の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとします。

1 従業員や利用者等の安全確保

災害が発生した場合であっても、事業所内の従業員及び利用者の安全確保ができるよう防災計画の策定に努めます。

2 事業の継続

災害が発生した場合であっても、経済活動の継続ができるようBCPの策定に努めます。

3 地域への貢献・地域との共生

積極的に地域の防災体制に協力し、地域の防災に寄与するよう努めます。

4 町及び関係機関への協力

町及び関係機関が実施する防災に関する事業並びに災害発生時の救助・救援等の応急対策活動への協力を努めます。

5 二次災害の防止

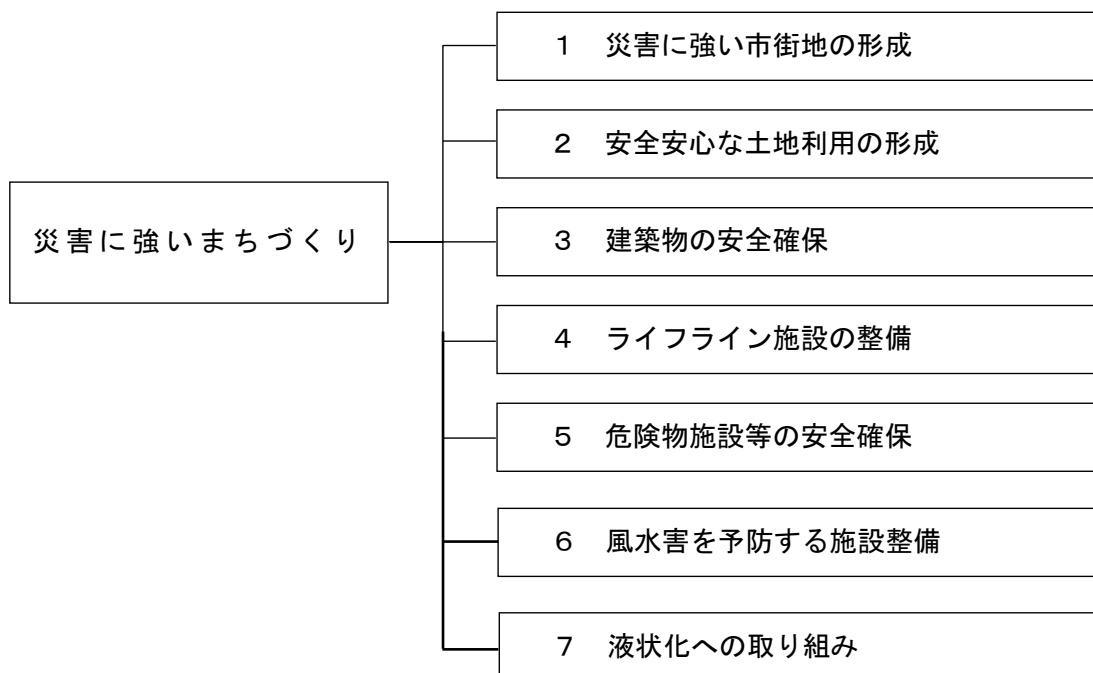
事業所の消防計画及び地震防災計画を通じて、自らの事業所から災害が発生することが無いように二次災害防止に努めます。

第2編 災害予防対策

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 災害に強いまちづくり

○ 住民と行政が一体となって平時から防災について取組み、災害に強いまちづくりを進めます。



1 災害に強い市街地の形成

まちづくりを推進していくには安全性の確保が必要であり、特に、沿岸地域の市街地等においては、住宅が密集し狭小な道路が多く、防災の観点からも対策が必要となります。

このため、「中土佐町土地利用調整基本計画」及び「中土佐町総合振興計画」の快適な暮らしのための安心で安全な基盤整備等に基づき、住宅密集地域の避難路となる空間、幹線道路、広域避難場所、津波避難タワー、道路、河川、ライフライン等の社会基盤整備を計画的に推進します。

また、要配慮者の方々が安全にかつ安心して暮らせるまちづくりを進めることが災害に強い安心・安全なまちにつながることから、要配慮者に対する視点を加えて各種事業を推進します。

住民は、「自分たちのまちは自分たちで守る。」（共助）という自覚をもち、住民が主体となった自主防災組織の拡充と連携の強化を図り、災害に強いまちづくりに関わるのが重要です。

(1) 防災空間の確保

災害に応じた避難所の選定や避難路の整備、農地の保全、緊急輸送路としての幹線道路の整備を推進します。

(2) 避難所の整備

地域の公共的な施設は、日常的な防災活動の拠点となり、災害時には避難所として復旧・復興に向けての取組みを進める地域の拠点として機能することから、避難所として指定されている施

設の整備を推進します。

(3) 総合的かつ計画的な施設整備の推進

漁港施設、道路整備、河川改修、水道整備、排水対策等の各種整備事業を、防災機能向上の観点により推進します。

(4) 防災意識の高揚と自主防災組織の強化

防災を住民運動として位置づけ、住民が防災に対する意識を高めるとともに自主防災組織の拡充と強化を図れるよう、啓発に努めます。

2 安全安心な土地利用の形成

「中土佐町土地利用調整基本計画」に基づき、市街地区、山間地区の状況に沿った計画的土地利用を推進し、安全安心な暮らしを目指します。

3 建築物の安全確保（詳細は地震・津波対策編 第5編「重点的な取組み」を参照）

- (1) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画を実施します。
- (2) 民間住宅・建築物の耐震化については、耐震診断の推進等により、耐震補強・改修・建替の促進に努めます。

4 ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、水道、電話等の各ライフライン事業者は、洪水や地震に対する機能の確保や早期復旧に努めます。

5 危険物施設等の安全確保

発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取扱いをする危険物施設など災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設への安全確保指導を強化します。

6 風水害を予防する施設整備

治山、治水、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施します。その場合は、災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにします。

7 液状化への取組み

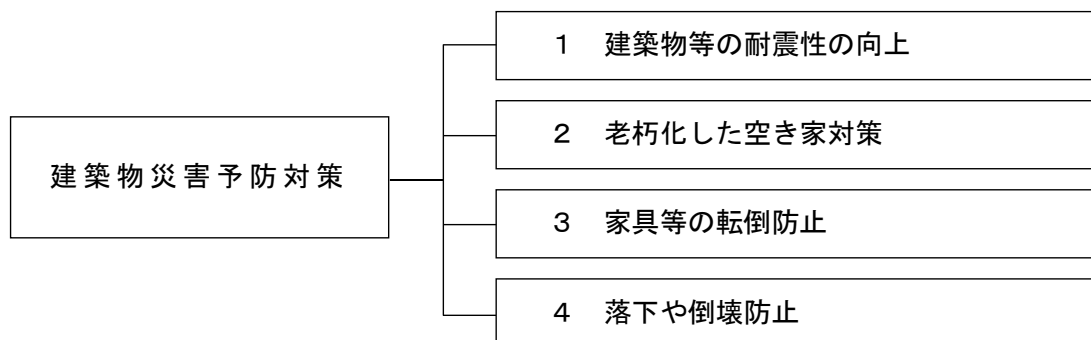
液状化の危険度が高い地域の調査（揺れやすさ判定、液状化危険度調査等）を行い、液状化対策の推進を図ります。

8 津波避難重点路線通行確保対策の取組み

これまでに整備した避難場所等への迅速な避難に向け、住民の避難に特に重要と考える路線を設定し、当該路線の安全確保をさらに強く推進します。

第2節 建築物災害予防対策（詳細は、地震・津波対策編 第5編「重点的な取り組み」を参照）

- 災害から身を守るために、建築物等の整備を図ります。



1 建築物等の耐震性の向上

- (1) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正等を反映し、「中土佐町耐震改修促進計画」を見直します。
- (2) 「中土佐町耐震改修促進計画」に基づき、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で対象となる建築物の耐震化を計画的に進めます。
- (3) 民間住宅・建築物の耐震対策を支援します。
- (4) 耐震補強工事等を支援します。

2 老朽化した空き家対策

町内各地で空き家が増加しているため、風水害時に隣家への影響を及ぼす危険もあります。そのため、「中土佐町老朽危険空き家の適正管理等に関する条例」に基づいて適正な管理を行います。

3 家具等の転倒防止

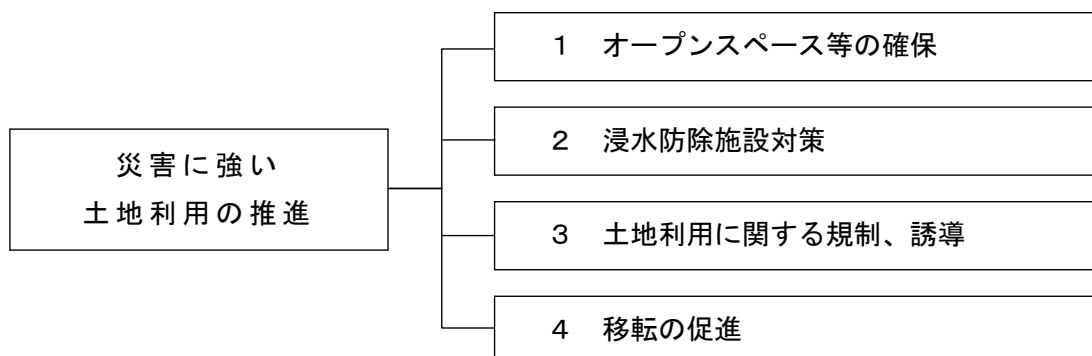
地震時の本棚や食器棚などの転倒防止方法に関する普及啓発を図ります。

4 落下や倒壊防止

- (1) ガラスの飛散防止などに関する普及啓発を図ります。
- (2) ブロック塀等の耐震対策及び撤去を支援します。

第3節 災害に強い土地利用の推進

- 計画的な開発、環境整備を推進し、災害に強い土地利用を図ります。



1 オープンスペース等の確保

住宅密集地区等はオープンスペースの確保等が、災害の拡大防止に果たす役割が大きく、災害に強い土地利用を図ります。

2 浸水防除施設対策

宅地造成開発の指導、施設整備などにより市街地の浸水対策を促進します。

(1) 宅地造成開発の指導

市街地浸水防除の視点から「中土佐町土地基本条例」や市街地では都市計画区域指定に基づき、宅地造成開発の適切な指導に努めます。

(2) 排水路等の整備

老朽化のためクラック等が入り排水機能が低下した排水路については、計画的に見直していきます。

(3) 排水機の整備

久礼地区は、雨水公共下水の対策を行っていますが、今後は温暖化により処理能力を超える豪雨が懸念されます。緊急時には国土交通省と連携し、排水ポンプ車の派遣要請等の対応を検討していきます。

(4) 排水機能低下地区の整備

大野見喜田地区のように、河川の水位が上昇すると排水が困難になる地区があります。現在は、住民の自治活動による水門の操作等で対応していますが、町内でこうした排水機能が低下した、水害がよく発生する箇所を調査し、対策を検討していきます。

(5) 防災上重要な施設

応急対策上重要となる学校や医療機関等の不特定多数の者が使用する施設の管理者は風水害に対する施設の安全性の確保に配慮します。

3 土地利用に関する規制、誘導

市街地形成の誘導・建築の制限などにより安全な土地利用を図ります。

(1) 安全な都市環境形成の誘導

町及び県は、安全な都市環境の形成を誘導するため、用途地域制度等の積極的な活用を図ります。

(2) 災害危険区域での建築行為の禁止

ア 急傾斜崩壊危険区域等の指定

急傾斜崩壊危険区域等は災害危険区域として指定されますので、建築基準法に基づいてその区域内における居住の用に供する建築物の建築行為は禁止若しくは制限されます。

イ がけ地付近の建築物についての制限

建築基準法に基づく条例の規定により、がけ地付近の建築物については、がけから一定の水平距離を保つよう制限されます。

ウ 保安林等の指定

県事業として、人家、公共施設等保全対象の多い危険個所を優先に保安林又は保安施設地区に指定が行われますが、町では住民のニーズや地域の安全性を考慮して、必要に応じて県に要望していきます。

(3) 災害に強いまちづくりに向けた土地利用誘導

ア 山林区域（森林整備ゾーン内防災整備ゾーン）

久礼流域の山林（水源かん養・土砂流出防備保安林、国有林、地域森林計画対象民有林）

イ 農漁村集落区域（居住地防災整備促進ゾーン）

矢井賀地区の津波による被害が予想される住宅地区域

ウ 市街地区域（市街地防災整備促進ゾーン）

久礼、上ノ加江市街地の津波浸水予測深が1.0m以上の区域

エ 産業・交流拠点（漁業拠点）

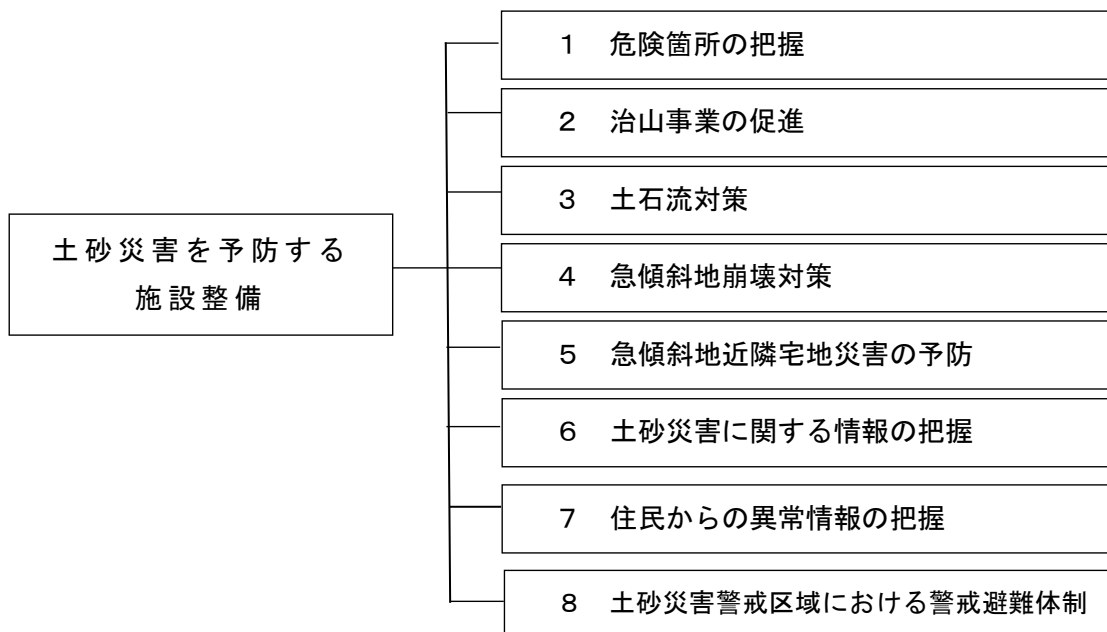
久礼新港・久礼港、上ノ加江漁港、矢井賀漁港施設（港湾区域、漁港区域）

4 移転の促進

制限を受ける住宅を対象に、がけ地等近接危険住宅移転事業による所要の援助の啓発に努めます。

第4節 土砂災害を予防する施設及び体制整備

- がけ崩れ、土石流等による土砂災害の発生が予測される危険箇所については、防災体制の整備、予防措置の指導及び防災工事など各種の予防対策を講じ、地域住民の安全確保に努めます。



1 危険箇所の把握

関係機関と協力し、がけ崩れ、土砂流出等による土砂災害の発生が予想される危険箇所のパトロールを実施し、正確な実態の把握に努めます。

2 治山事業等の促進

森林は、山地の崩壊防止、土砂の流出防止のほかに洪水防止、水資源の涵養等、環境保全及び防災上大きな役割を果たしています。このため、崩壊危険地及び崩壊地、禿げ山移行地及び禿げ山並びに浸食された溪流などの荒廃山地に起因する災害の防止及び軽減を図るための治山事業の促進を図ります。

併せて、重要な水源涵養機能等については、林齢とゾーニングの区分によって最高 100%の補助率となる補助金を用意し森林整備の必要性を山主に啓発していきます。また、土砂崩壊、流出防備等の防災機能と保安林整備事業の促進を図ります。

3 土石流対策

荒廃した山地、溪流の土砂流出、集中豪雨等の土石流等による災害から、住民の生命、財産を守るため、土石流危険溪流を把握するとともに、砂防えん堤の築造と浸食による土砂流出防止の護岸工事等の砂防事業を促進します。

4 急傾斜地崩壊対策

集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、急傾斜地の崩壊により危害の生ずるおそれのある区域は、「急傾斜地崩壊危険区域」としての指定と急傾斜地対策事業を県に対して要望していきます。

また、急傾斜地崩壊危険区域における標識の設置を含めて防災意識の普及を推進します。

5 急傾斜地近隣宅地災害の予防

豪雨等による地盤面等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象に、県が実施する各種講習会への参加を促し、技術者の養成に努めます。

6 土砂災害に関する情報の把握

県等が発信する雨量情報等の収集や高知県総合防災情報システム及び土砂災害警戒情報等による情報を把握し、警戒避難体制への判断材料として活用します。

7 住民からの異常情報の把握

近年の豪雨災害時では、山や川の異常等については近隣居住の住民がいち早く気づくケースが全国で見られています。そこで、町では農林水産課及び建設課を中心に各課で連携し、パトロールに巡回できる体制の強化を図っていきます。

8 土砂災害警戒区域における警戒避難体制

本町では、県により「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」（以下「警戒区域」という）が指定されています。区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難等の当該区域における土砂災害を防止するために必要な避難体制に関する事項を定めます。その他、避難情報の発令が必要となる区域や判断・伝達方法や避難体制及び避難所の選定等の必要な事項については別途「避難情報に関する対応マニュアル」に定めます。

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

住民からの異常情報や、県等が発信する雨量情報等の収集や高知県総合防災情報システムにより土砂災害に関する情報を収集し、関係機関（県警察や消防機関、自主防災組織及び自治会等）へ伝達します。

また、町では農林水産課及び建設課を中心に各課で連携し、パトロールに巡回できる体制の強化を図っていきます。

(2) 土砂災害に関する予報又は警報の発令及び伝達

大雨に関する予警報の収集や、大雨警報後に発表される土砂災害警戒情報等の情報を把握し、防災情報伝達システム等を用いて住民に周知を図り、関係機関へはあらかじめ定めた計画により伝達します。また、平時から住民に伝達方法を周知します。

(3) 土砂災害を防止するための避難体制

災害の発生が懸念又は想定される場合、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令し、関

係機関の協力を得て、迅速に要配慮者を含めた住民を最寄りの安全な避難所へ誘導します。

(4) 土砂災害ハザードマップ等の策定

警戒区域及び避難所、情報伝達方法を示した土砂災害ハザードマップ等の印刷物を作成し、区域内の住民に配布し、啓発します。

(5) 土砂災害に係る避難訓練の実施

土砂災害に関する避難訓練を毎年一回以上実施します。土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、実践的な避難訓練となるよう工夫し、広く住民の参加が得られるように努めます。

(6) 警戒区域内及び洪水浸水区域内の要配慮者施設

土砂災害警戒区域内及び津波被害警戒区域内、また洪水浸水想定区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地は、資料編「3 警戒区域及び想定区域内の要配慮者利用施設」のとおりです。これらの施設に対しての災害に関する情報、予報警報の伝達手段として、防災情報伝達システム等を活用し、早い段階での情報提供を行うものとします。また、災害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化等の対策を講ずる必要あることから、要配慮者施設の立地条件やハード対策について定期的に把握するものとします。

(7) 要配慮者利用施設における利用者の避難のための措置に関する計画等

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成するとともに、その計画に基づき避難訓練を実施するものとします。また、県及び町等は、施設管理者等に対し避難確保計画の作成や避難訓練の実施等を支援します。

(8) 救助

土砂災害が発生した場合は、関係機関が協力し行方不明者の搜索及び救出を実施します。関係機関だけでは救出が困難な場合は、各協力団体等に救出活動の応援を要請します。

(9) その他、警戒区域における避難体制に関する事項

避難情報が発令された場合、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民等自身が行えるよう日頃から普及啓発を行います。また、土砂災害や、土砂警戒情報、地域の土砂災害の危険性などの普及啓発を行います。

第5節 山地災害・農地災害を予防する施設整備

- 山地における災害と、農地及び農業用施設の災害を防止するための施設を整備します。



1 山地災害の予防

- (1) 荒廃危険地に対し復旧、予防対策を進めます。また、地すべり防止対策を検討します。

- (2) 水源涵養機能等の向上を図ります。
- (3) 山地治山事業等を推進します。
 - ア 久礼川流域を中心とする防災型森林整備
 - イ 水源地域整備事業
- (4) 水源涵養保安林等の指定の拡大を図ります。

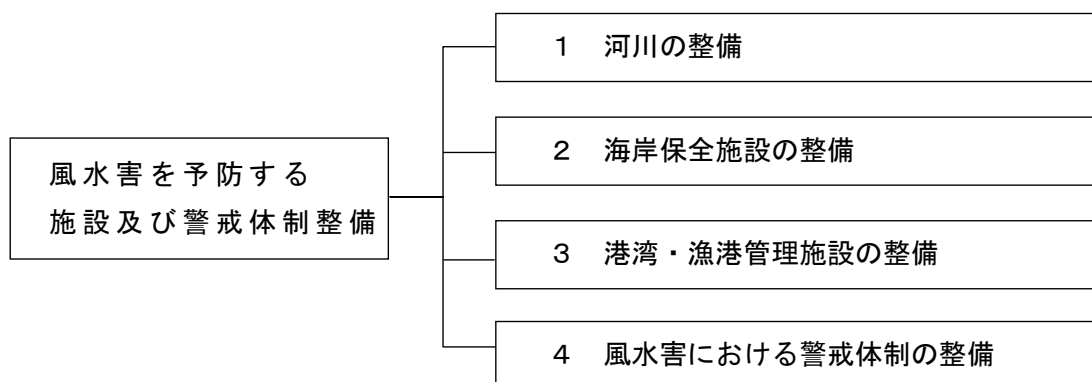
2 農地及び農業用施設災害の予防

大野見地区の大股、久礼地区の川崎、長沢等の河川沿いでは、過去に農地が浸水した箇所があります。特に川崎では、平成 16 年に河川が氾濫し農業施設が押しつぶされた経緯があります。したがって、河川整備等と平行した農地災害の予防が必要になります。

- (1) 湛水等の農地防災事業を推進します。
- (2) 農地の侵食及び崩壊、用排水路等の農地防災事業等を推進します。
- (3) 農地の再耕起化・集約化による安全な農地づくりを推進します。

第 6 節 風水害を予防する施設及び警戒体制整備

- 河川・海岸・漁港等に洪水・高潮などの災害を防止するための施設を整備し、警戒体制に関する事項を定めることにより地域住民の安全確保に努めます。



1 河川の整備

(1) 県管理河川の整備の促進

平成 16 年の台風 10 号の豪雨で、久礼川において 2 箇所が破堤した経緯もあり、県では久礼川の改修事業を計画的に実施していますが、その他の河川においても護岸工事等について整備の促進を要望していきます。また、奥長沢等の河川では堆積土砂が多く、継続して県に対して土砂撤去事業を要望していきます。

(2) 町管理河川の整備

平成 16 年の台風 10 号の豪雨で、楠ノ川が氾濫しましたが、町管理の河川についても災害防除を検討していきます。また、災害を予防するために河川の問題箇所を調査し、対策を検討していきます。

2 海岸保全施設の整備

(1) 高潮対策の促進

久礼地区小々草、矢井賀地区の県道 25 号線沿岸では台風時にはたびたび越波する箇所があり、県に対して協議、要望を行います。

(2) 県による堤防等の整備促進

過去の台風等から想定される高潮と 30～50 年確率波浪を想定した越波防止のため堤防のかさ上げや、堤防、護岸、離岸堤、消波工等の耐震補強等による施設整備等を要望します。

(3) 海岸の侵食についての調査

問題箇所を調査し、消波工等の整備を県に要望していきます。

3 港湾・漁港管理施設の整備

(1) 県管理港湾・漁港の整備促進

県管理の港湾施設等には、久礼港及び上ノ加江（港・漁港）があります。老朽化している設備や波消しブロックが必要な箇所があることから、災害時には周住民にも危険を及ぼす可能性があり、今後は耐震補強等も視野に、必要のある箇所について整備促進を県に要望していきます。

(2) 町管理漁港の整備

町管理漁港としては矢井賀漁港があり、これまで高潮対策事業として水門や傾斜護岸の対策を実施してきました。今後も問題箇所を調査し、対策を検討していきます。

4 風水害における警戒体制の整備

本町では、県により洪水浸水想定区域が指定されています。区域ごとに災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難等の当該区域における災害を防止するために必要な避難体制に関する事項を定めます。その他、避難情報の発令が必要となる区域や判断・伝達方法や避難体制及び避難所の選定等の必要な事項については別途「避難情報に関する対応マニュアル」に定めます。

(1) 風水害に関する予報又は警報の発令及び伝達

大雨に関する予警報の収集し、防災情報伝達システム等を用い住民に周知を図り、関係機関へはあらかじめ定めた計画により伝達します。また、平時から住民に伝達方法を周知します。

(2) 災害を防止するための避難体制

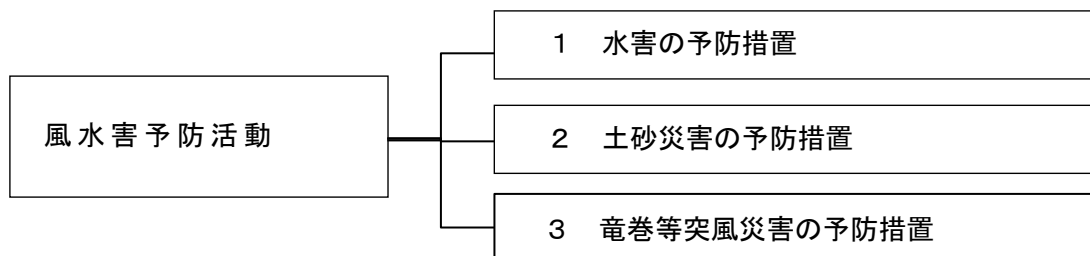
災害の発生が懸念又は想定される場合、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令し、関係機関の協力を得て、迅速に要配慮者を含めた住民を最寄りの安全な避難所へ誘導します。

(3) 洪水ハザードマップ等の策定

洪水浸水想定区域及び避難所、情報伝達方法を示した洪水ハザードマップ等の印刷物を作成し、区域内の住民に配布し、啓発します。

第7節 風水害予防活動

- 危険個所の早期発見など災害の発生を未然に防ぐ活動体制を確立します。



1 水害の予防措置

(1) 河川・海岸の維持管理

ア 水防計画に基づき河川堤防等の巡視に努めます。

(ア) 危険箇所の早期発見を行い、県に整備を要望します。

(イ) 河川及び海岸の不法使用等の取り締まり

(ウ) 危険と認められた箇所は早急に応急対策を要望し、町管理箇所は応急対策を検討していきます。

イ 施設の維持管理を徹底します。(樋門、陸閘、排水ポンプ、堤防、護岸等)

(ア) 操作規則

治水上特に重要な内水排除施設又は高潮等の防止若しくは流水調整施設の操作規則を定め、その維持管理を徹底します

ウ 堰、水門等の施設に危険箇所を認めた場合の措置

(ア) 県管理施設の情報は県から町に情報提供を受けます。

(イ) 町は危険箇所の情報を、防災情報伝達システム等を通じて住民に通知します。

(ウ) 住民は、危険箇所を発見したときは町に通報します。町は、管轄する河川管理者に通報します。

エ 河川の流水、流量等河川に影響を及ぼす次の行為を規制し、河川の維持管理を徹底します。

(ア) 流水及び河川区域内の土地の占有

(イ) 河川区域内の土石の採取又は掘削、工作物の構築等

(ウ) 河川における竹木等の流送

(2) 港湾・漁港の維持管理

港湾及び漁港の係留物、タンク及び野外貯蔵物等の流出防止の啓発を行います。

(3) ため池、可動ゲート等農業用施設の維持管理

ア 施設の管理者は、平常から点検、整備を十分に行い、危険箇所の早期発見に努めます。

イ 施設の管理者は、出水時の貯水制限等の処置を定めます。

ウ 施設の維持管理に必要な事項をあらかじめ管理者に通知します。

エ 住民の避難対策の確立について施設の管理者に協力します。

(4) 道路の管理

道路及び橋梁の被害予防については、側溝、暗渠等の整備、橋脚の補強、崩土防止等平常からその維持補修を行い災害予防及び緊急時の交通の確保に留意するものとします。また、大量の雨水が下水道に流れ込み、道路上にある下水道マンホールの浮き上がる事例が知られています。この現象により住民の被災が懸念されるため、住民に対し危険箇所を認識することの啓発を行う必要があります。

道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、県警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めます。

2 土砂災害の予防措置

ア 県等より危険箇所について調査・研究結果資料や情報を受けます。

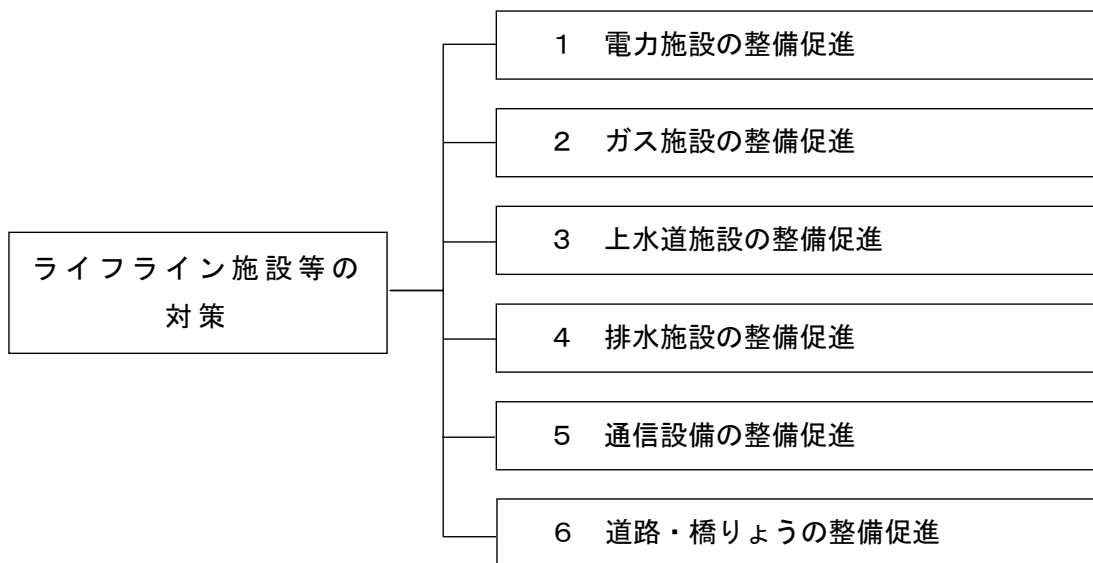
イ 土砂災害危険箇所等の巡視を行い、がけ崩れ等による危険の早期発見に努めます。

3 竜巻等突風災害の予防措置

竜巻等の突風による災害は、破壊力が大きく、人命のみならず住家、交通機関等へ局地的に甚大な被害をもたらす場合があるため、竜巻等の突風による被害及び避難行動について、住民に啓発します。

第8節 ライフライン施設等の対策

- 各施設管理者は、洪水、地震・津波に対する機能維持を図ります。さらに、応急復旧体制の整備を図ります。



各施設管理者に次の事項について求めます。

1 電力施設の整備促進

- (1) 送電設備、変電設備、配電設備等についての、平時から災害を考慮した対策。
- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備。
- (3) 災害復旧用資機材の確保と、緊急時の輸送体制の整備。
- (4) 避難施設、公共機関、病院等の優先復旧計画の策定。
- (5) 施設、設備等の管理図書の分散保管。

2 ガス施設の整備促進

- (1) L P ガス
 - ア 事業所の耐震化、浸水対策、L P ガス容器の流出防止対策。
 - イ 消費先のL P ガス容器について、転倒流失措置及びガス漏えい防止措置。
 - ウ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備。

3 上水道施設の整備促進

- (1) 耐用年数の経過した配水管の、耐震管への敷設替え等の推進。
- (2) 配水管の新設や更新においては、中土佐町水道事業施設更新計画に基づいて、耐震管の積極的な採用。
- (3) 災害時に必要な車載用給水タンク等の設備や、運搬に要する給水袋、避難所で使用する給水タンク等の整備。

4 排水施設の整備促進

- (1) 計画的な排水路の整備。特に重要な排水路については、バックアップ機能（施設の複数化等）の導入。
- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備。
- (3) 災害時に必要な応急復旧資機材の輸送体制の確保。
- (4) 施設、設備等の管理図書の分散保管。

5 通信設備の整備促進

- (1) 通信設備における、災害を考慮した対策の実施。
- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備。

6 道路・橋りょうの整備促進

- (1) 道路・橋梁の安全確保
道路・橋梁における安全性確保の計画的な推進。

(2) 幹線道路の整備

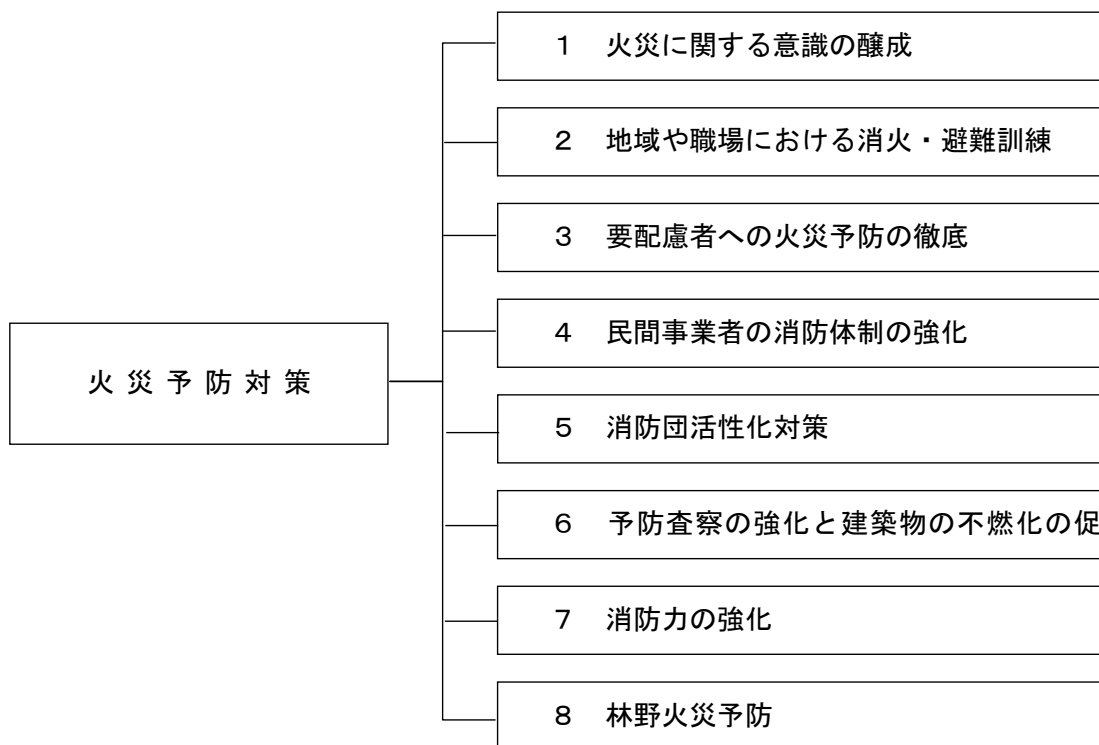
県道における通行規制区間等の計画的な整備。

(3) 孤立する可能性のある地区の安全確保

孤立する可能性のある地区に接続する道路の災害防除事業の推進。

第9節 火災予防対策

- 地域や職場における消火・避難訓練を推進するとともに、消防団活性化や民間防火組織の育成を図ります。
- 予防査察の強化及び建築物の不燃化の促進を図ります。
- 災害発生時に現有消防力を最大限に活用できるように、消防力の強化を図ります。



1 火災に関する意識の醸成

平成17年に発生し大きな被害が出た林野火災のような災害を二度と起こさないために、防火意識の醸成について町広報等を活用して推進します。また、火災多発期に火災予防運動を実施します。

2 地域や職場における消火・避難訓練

地域・家庭や職場における火災の防止、初期消火、避難誘導について講習会や訓練により徹底を図るとともに、消火器購入等の啓発活動も進めます。

3 要配慮者への火災予防の徹底

自主防災組織や民生委員などを通じて火災予防の啓発活動を推進します。

4 民間事業者の消防体制の強化

- (1) 事業所の自衛消防組織の育成を図ります。
- (2) 消防法に規定する防火対象物については、防火管理者の選任、消防計画の作成とこれに基づく消火、避難訓練、消防用設備等の点検整備の実施等、防火体制の徹底を図ります。

5 消防団活性化対策

- (1) 消防団員の活動の安全確保を図ります。
- (2) 消防団における機能別団員制度等の活用により、団員定数の確保を図ります。
- (3) 多くの住民に消防団の活動に興味を持ってもらう事業を実施し、団員定数の確保を図ります。
- (4) 町は高幡消防組合中土佐分署と連携し広報誌等を活用して団員定数の確保を支援していきます。また、消防団活動を支援する協力事業所を増やし被雇用者団員の活動環境を整備します。
- (5) 新規居住者等に対して、消防団加入をパンフレットや案内等で実施します。
- (6) ジュニア消防団の活動を通じ、幅広い年齢層に消防団の活動を知ってもらうよう努めます。

6 予防査察の強化と建築物の不燃化の促進

- (1) 消防法の特定防火対象物(保育所・老人ホーム等)については、予防査察(立入検査)を年2回実施し、火災の未然防止を図ります。また、飲食店については、営業時間の関係で戸別訪問も制限されますが、広報誌等を活用して啓発を図ります。
- (2) 広報誌や建築担当と連携して建物の不燃化を啓発します。

7 消防力の強化

- (1) 消防水利等の整備
老朽化の進む消防水利について、計画的な改修を行っていきます。また、消防水利標識の整備など、消防施設の存在を平時より確認できるようにすることで、住民の防火意識の向上につなげます。
- (2) 消防資機材の整備
消防車両台数は充足しているものの、経過年数が20年程度の車両が多くなっているため、老朽化した車両については計画的に整備を検討します。
また、消防団員の活動時の機能向上を図る資機材の整備や安全対策資機材を導入し、様々な災害に対応できる環境の整備を進めます。

8 林野火災予防

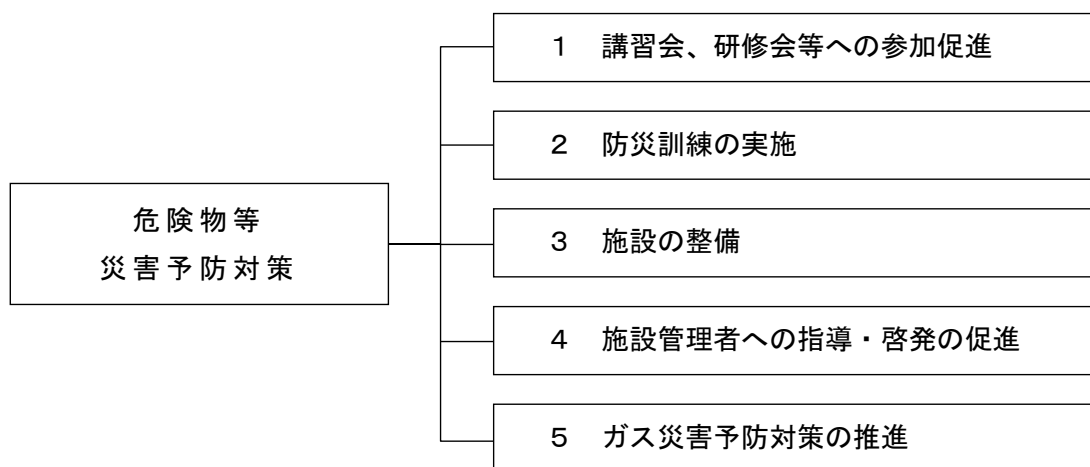
- (1) 所有者に対する啓発
林野所有者及び管理者に対しては、防火線、防火樹帯の設置、看板の設置、防火水槽の確保な

どを継続的に啓発していきます。

- (2) 森林組合及び山林所有者及び管理者は相互に連携を図りながら、森林の火災予防及び消火体制について自衛体制の強化を指導します。
- (3) 森林利用時のタバコや焚き火等の不始末を防ぐため、看板等の設置により防止に努めます。

第10節 危険物等災害予防対策

- 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物など洪水・地震・津波発生時に危険性が高いものについて製造、貯蔵、処理又は取扱いの安全性の向上を図ります。



1 講習会、研修会等への参加促進

関係団体が実施する講習会、研修会等への参加を促進します。

2 防災訓練等の実施

施設管理者や高幡消防組合中土佐分署と連携し、防災訓練等の実施に努めます。

3 施設の整備

町及び高幡消防組合中土佐分署による調査や検査を実施し、洪水・地震動・津波に対する安全性の確保を図ります。

4 施設管理者への指導・啓発の促進

消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の整備、安全な使用及び災害時の対策強化を推進します。

(1) 危険物製造所等に対する指導

消防法に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、消防機関による立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について必要な指導を行います。

す。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び容器運搬車両の管理者及び運転者に対し、高幡消防組合中土佐分署による移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行について指導を行います。

(3) 保安教育の実施

危険物事業所における保安管理の向上を図るため、関係機関と協力して講習会、研修会等を実施します。

(4) 自主保安体制の強化に対する指導

防災資機材の増強を図るとともに自主保安体制の整備・強化に努めるよう指導します。

5 ガス災害予防対策の推進

L Pガス（以下「ガス」という。）による災害を防止し、公共の安全を確保するため、保安体制を確立するとともに、事業者が二次災害の予防に努めるよう推進します。

(1) 保安、防災体制の確立

ガスによる災害を防止するため、防災関係機関及び事業者は、相互の連絡や保安防災体制を確立し、事故発生の未然防止と住民の安全対策の推進を図ります。

(2) ガス消費者に対する啓発

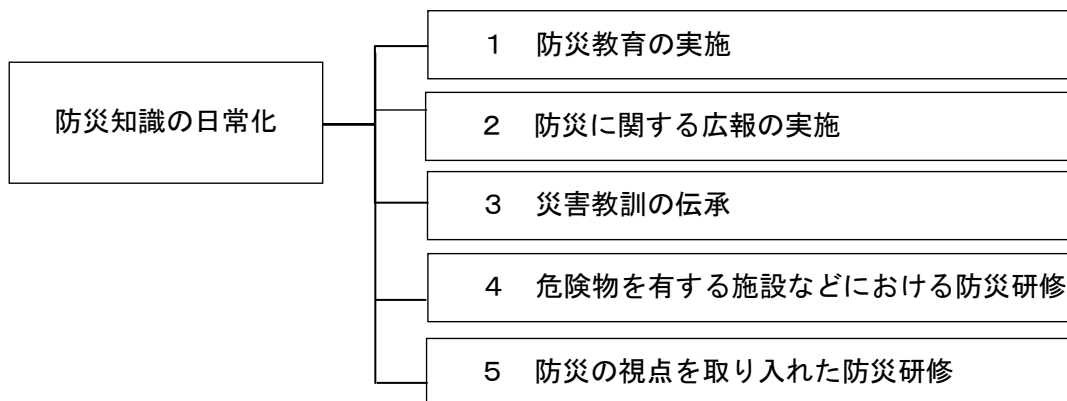
消費者に対し、安全な使用及び災害時の対応等について必要な啓発を行います。

第2章 地域防災力の育成

- いつ、どこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを充実する必要がある、その実践を促進する住民運動を展開し、防災教育などを通じた防災知識の普及と、住民参加による実践的な防災訓練の実施を進めることにより「自分の命は自分で守る」ひとづくりを図ります。
- 自主防災組織を育成し、消防団を中心とした地域防災力の向上を図るなど、住民主体の取り組みを支援・強化します。特に、要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した地域づくりを検討します。
- ボランティアなど自発的な活動支援の環境整備を図ります。

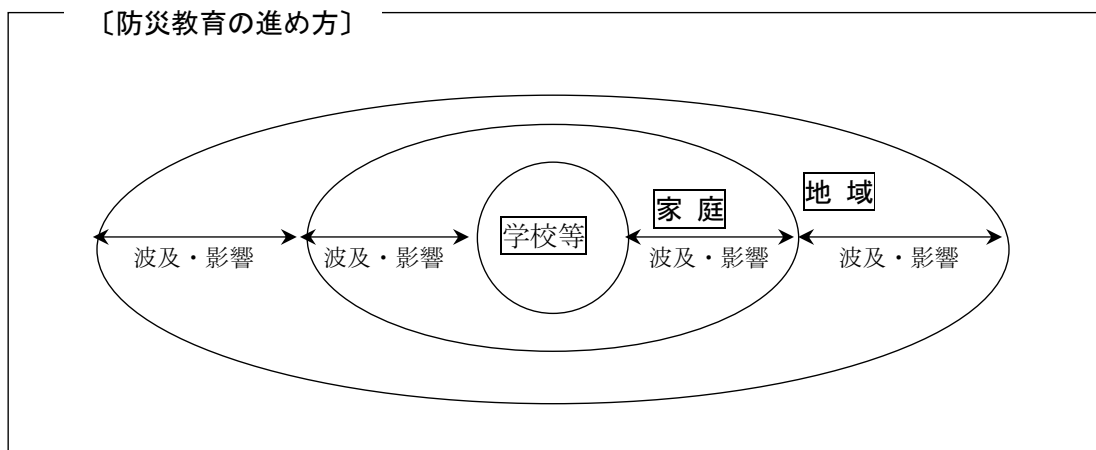
第1節 防災知識の日常化

- 全ての住民が、防災に関する知識を常識として持つための取組みを進めます。



1 防災教育の実施

これから社会の中心となる若い世代を中心に、防災に対する正しい知識に基づく行動を身につけるための防災教育を推進します。こうした学校等での取組みを家庭や地域に広げ、自主防災組織等の多様な主体における防災教育を進めることで、町全体の防災力の向上を図ります。



(1) 学校等における防災教育及び体制の整備

- ア 発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発を推進します。
- イ 家庭、地域、学校等が一体となった防災への取組みを推進します。
- ウ 災害の各種情報に応じた、避難・帰宅等の対応行動を統一します。
- エ 教職員の各種災害情報に応じた参集基準の整備を検討します。
- オ 各種災害情報に対応する情報連絡網を整備します。

(2) P T Aを通じた保護者への啓発

児童・生徒の啓発と並行して、保護者へのパンフレット配布等により啓発を図ります。また、災害情報に応じた対応等についても同時に啓発していきます。

(3) 社会教育における防災教育

公民館活動等における講座、研修などの学習内容に防災教育を組み入れ、正しい知識の普及と防災意識の高揚を図ります。

(4) 地域内組織を通じた教育

自主防災組織や民生委員などを通じて防災意識の向上に関する啓発を行います。また、それぞれの地域における防災力向上に寄与する防災士の育成に努めます。

2 災害教訓の伝承

- ア 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めます。
- イ 災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めます。
- ウ 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとし、住民は、自ら災害教訓の伝承に努めます。

3 防災に関する広報の実施

防災関係機関は自ら実施する取組みの中で、防災教育活動を推進するとともに、住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用して実施します。

〔広報内容（例）〕

- | | |
|----------|---|
| (知識) | <ul style="list-style-type: none"> ・各機関の実施する防災・減災対策 ・災害の基礎知識 ・地域の災害特性、危険場所 |
| (災害への備え) | <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所や避難経路の確認 ・家具等の固定、家屋の耐震改修・ブロック塀の安全対策 ・老朽危険空き家の除却 ・耐震診断・耐震補強の実施 ・防災訓練、地域の自主防災活動への参加 ・3日分（孤立が心配される場合は1週間）の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の物資の備蓄 ・非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難場所での行動の確認 ・災害時の家族内の連絡体制の確認 |
| (災害時の行動) | <ul style="list-style-type: none"> ・共助による避難所運営の方法（避難所運営マニュアル） ・身の安全確保の方法、救助、応急手当の方法 ・要配慮者への支援 ・情報の収集方法等 |

4 危険物を有する施設などにおける防災研修

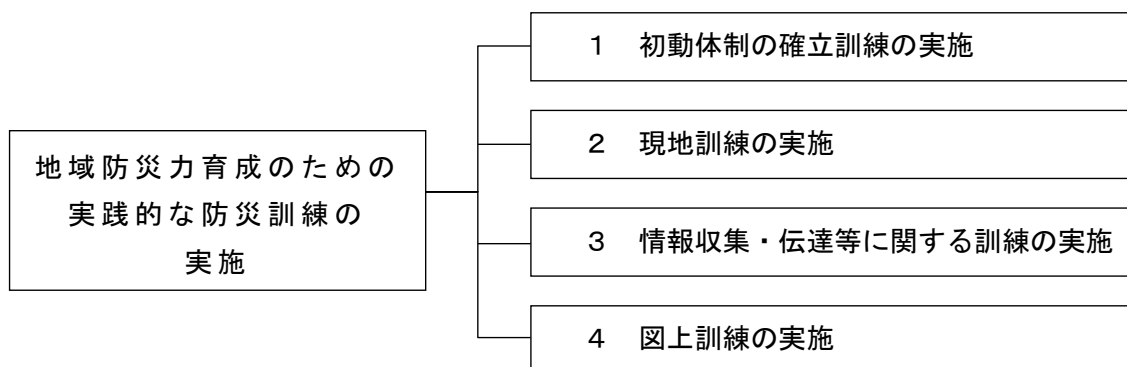
危険物を有する施設、病院、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修への参加を促進します。

5 防犯の視点を取り入れた防災研修

被災地においては、窃盗などの犯罪の多発が予想されることから、自主防災組織等に対して、被災地での犯罪事例の紹介や防犯活動のノウハウ取得などに関する防災研修を推進します。

第2節 地域防災力育成のための実践的な防災訓練の実施

- 地域の災害特性を考慮し、実情に即した実践的な内容とします。
- 訓練後には地域防災計画の点検や評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行います。



1 初動体制の確立訓練の実施

災害発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施します。

2 現地訓練の実施

災害発生時に実際に行うことの検証をすることを目的として、現場訓練を実施します。この際、要配慮者に十分配慮し、地域住民の共助によって支援できる体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

防災計画の修正に、訓練結果を随時反映させます。また、関係機関や関係者との連携を十分に考慮して実施します。

3 情報収集・伝達等に関する訓練の実施

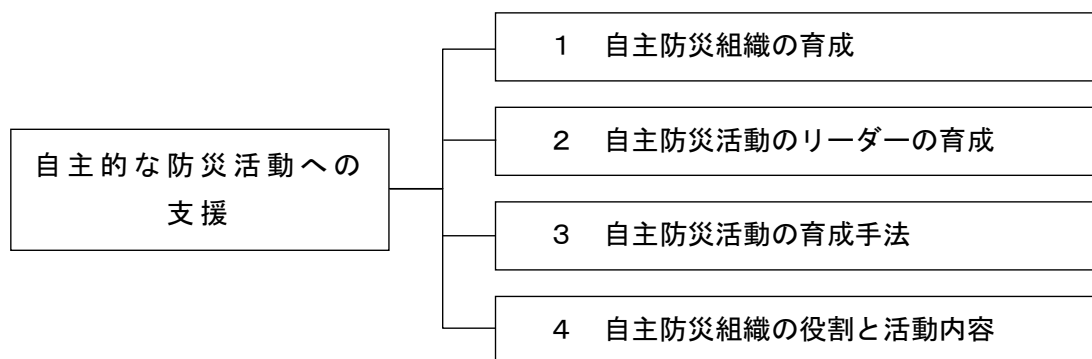
情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及び取りまとめ、収集情報の広報を目的に訓練を実施します。

4 図上訓練の実施

様々な被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携し、実施します。

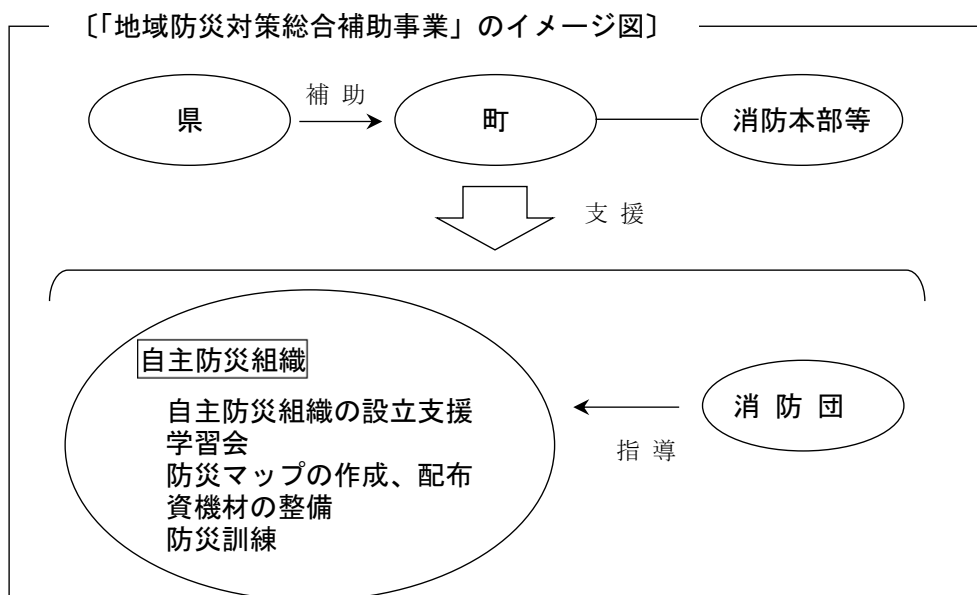
第3節 自主的な防災活動への支援

- 災害から命を守るためには、住民の皆さんが自ら身を守る意識を持ち、行動につなげることが重要となります。
- 地域での自主的な防災活動への支援を行います。



1 自主防災組織の育成

地域ごとの自主防災組織の設立や研修、訓練に対して支援を行います。この際、多様な世代が参加できるような環境を整備するとともに、女性の参画の推進に努めます。



2 自主防災活動のリーダーの育成

地域での自主的な防災活動のリーダーとなる方々を対象とし、研修を実施します。

3 自主防災活動の育成手法

- (1) 地域の危険性に関する情報（被害想定、危険箇所等）の提供
- (2) 自主防災組織の必要性についての広報

- (3) 防災訓練、研修会等の実施への支援
- (4) 啓発資料の作成
- (5) 地域防災施設の整備支援
- (6) 自主防災組織の防災計画等の策定支援
- (7) 町内自主防災組織間の連携の支援
- (8) 地域の多様な組織との連携の支援

4 自主防災組織の役割と活動内容

(1) 自主防災組織の役割

自主防災組織の「重要な役割」は次のとおりです。

- ア 地域で起きる災害について正しい知識を広める取組み
- イ 災害発生時に安全に避難する取組み（詳細は第3章 第4節 自主的な避難参照）
- ウ 高齢者等の要配慮者への支援

(2) 自主防災組織の活動

上記の自主防災組織の「重要な役割」を踏まえ、自主防災組織の活動方針を定めます。

ア 平時の活動

- (ア) 災害に関する知識の普及
- (イ) 地域における危険箇所の把握と周知
- (ウ) 地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知
- (エ) 避難所開設訓練、炊出し訓練等の災害時を想定した防災訓練の実施
- (オ) 高齢者、障害者等の要配慮者の把握と避難計画の策定支援
- (カ) 家庭における防災点検の実施
- (キ) 情報収集・伝達体制の確認
- (ク) 物資（防災資機材、非常食、医薬品等）の備蓄・点検
- (ケ) 周辺の自主防災組織との連携強化

イ 災害時の活動

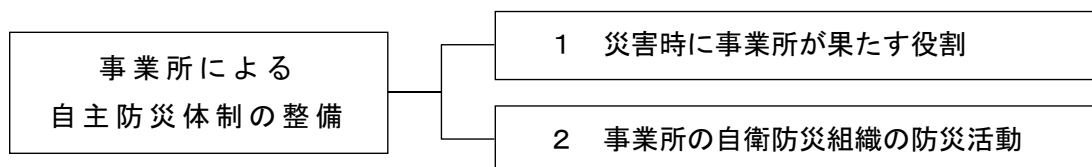
- (ア) 集団避難、要配慮者の避難誘導
- (イ) 地域住民の安否確認
- (ウ) 救出・救護の実施
- (エ) 初期消火活動
- (オ) 情報の収集・伝達
- (カ) 給食・給水の実施及び協力
- (キ) 避難所の主体的な運営の実施

5 自主防災組織と消防団・防犯活動団体等との連携

- ア 自主防災組織と消防団、社会福祉協議会等の福祉関係者との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図ります。
- イ 防犯訓練や研修などを通じ、自主防災組織と防犯活動団体等との連携を促進することにより、地域コミュニティの防犯体制の充実・強化を図ります。

第4節 事業所による自主防災体制の整備

- 事業所は、災害時に従業員や利用者等の安全を確保する等の社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成強化等に努めます。



1 災害時に事業所が果たす役割

- (1) 従業員や利用者等の安全確保
- (2) 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力
- (3) 事業の継続
- (4) 二次災害の防止

2 事業所の自衛防災組織の防災活動

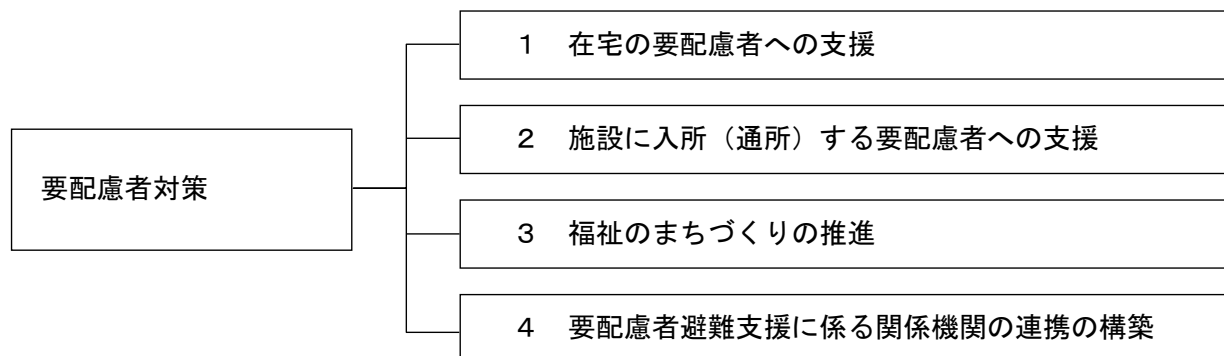
- (1) 平時の活動
 - ア 防災訓練の実施
 - イ 防災施設及び設備等の整備
 - ウ 従業員等の防災に関する教育の実施
 - エ 防災マニュアル(災害時行動マニュアル)の作成
 - オ 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力
 - カ 防災資機材の備蓄
- (2) 災害時の活動
 - ア 情報の収集伝達
 - イ 避難誘導
 - ウ 救出救護
 - エ 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

3 県及び町の支援

事業所が災害時に重要業務を継続することは復旧を円滑に進めるため重要であり、事業継続計画（BCP）策定の必要性の啓発に努め、アドバイザーの紹介等の支援を行います。また、その他の防災活動に資する情報提供等を行います。

第5節 要配慮者対策

- 要配慮者への支援を進めます。
- 支援にあたっては、本人の意思、プライバシーの保護、要配慮者の特性及び男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した対策を進めます。
- 避難行動要支援者対策については、「高知県災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン」に添って、体制づくり及び避難支援方法について計画します。



発災前から避難後の生活までの段階に区分し、時間軸に沿って要配慮者について整理すると、

- ① 発災前から要介護状態や障害等の理由により、発災時の避難行動に支援が必要な者
- ② 避難途中に障害等を負い、避難支援が必要となった者
- ③ 避難後に避難所等での生活に支援が必要となった者

となります。このうち、在宅等で①に該当する者を「避難行動要支援者」といい、その避難支援を行うために町が作成し、活用する名簿を「避難行動要支援者名簿」といいます。

町は避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害時に避難行動要支援者の避難を支援する「避難支援等関係者」に平時から情報を提供します。

また、現に災害が発生、又は発生の恐れが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供します。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとします。

1 在宅の要配慮者への支援

(1) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者を支援する者で、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、あったかふれあいセンターを避難支援等関係者とします。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者について、避難行動が困難な理由を詳細に整理すると、以下のとおりです。

ア 災害に関する警報や避難情報を取得、又は理解することの困難

イ 災害が発生、または発生の恐れがある時に、避難が必要かどうか判断することの困難

ウ 実際に避難するための移動等の困難

本町では、避難行動要支援者は、以下の条件を有する在宅等の者としします。

- ① 要介護認定３～５を受けている者
- ② 身体障害者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ③ 療育手帳Ａを所持する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 町の福祉サービスを受けている難病患者
- ⑥ 上記以外で自主防災組織等が支援の必要を認めた者

名簿には、避難行動要支援者に関する下記の事項を記載し、又は記録するものとします。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

避難行動要支援者名簿は、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管します。

(3) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、該当者を把握するため、町の関係部署で把握している情報の集約に努めます。

また、町が把握していない情報（例えば、難病患者に係る情報等）の取得が必要と認められる時は、知事その他の者に対して、情報提供を求めます。なお、情報提供の依頼に際しては、災害対策基本法に基づく依頼であることを、書面をもって明確にします。

(4) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、該当者の常に最新の状況把握に努め、名簿更新の仕組みを構築することで、名簿情報を最新の状態に保ちます。

(5) 名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

平時より避難支援等関係者に対して、名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するために以下の措置を講じます。

ア 名簿は、該当者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること

イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられることを十分に説明すること

ウ 施錠可能な場所へ名簿を保管するように指導すること

エ 受け取った名簿を必要以上に複製しないように指導すること

オ 名簿の提供先が個人ではなく団体の場合、その団体内で名簿を取扱う者を限定するように指導すること

カ 名簿情報の取扱状況を報告させること

キ 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

(6) 要配慮者が円滑に避難を行うことができるための通知又は警告の配慮

要配慮者が円滑に避難するため、又は、避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、通知又は警告の発令及び伝達に当たっては、以下の事項を配慮します。

- ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により一人一人に的確に伝わるようにすること
- イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ウ 高齢者や障害者等に合った必要な情報を選んで流すこと
- エ 外国人に対する情報提供の方法について検討すること

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は避難行動要支援者の避難を支援しますが、個人や支援者の家族等の生命、身体を守ることが大前提となります。

(8) 地域住民による支援

自主防災組織などで避難行動要支援者とともに避難する計画を検討します。

(9) 町における支援体制の確立

災害発生時の避難支援は、迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、町があらかじめ定めたマニュアル・計画に沿った避難支援を行います。

災害発生時、速やかに避難行動要支援者の避難誘導及び安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティアなど多様な主体と連携して、消防団を中心とした情報伝達及び情報共有体制の整備に努めます。また、消防本部や県警察と連携して避難誘導や救出の体制を整備します。

長期の避難については、避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居などについて、要配慮者に配慮した計画を策定します。

(10) 避難所における支援

(ア) 要配慮者等の避難状況の確認や相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供、避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居などについて、要配慮者に配慮した避難所運営計画を策定します。

(イ) 避難所での生活が困難な高齢者や障害者等に対しては、協定を結んでいる大野見荘、せせらぎ園、双名園、望海の郷及び北の里を福祉避難所として確保します。

(ウ) 大野見青年の家、大野見体育館、大野見保健福祉センター、大野見保育所、大野見中央資機材倉庫が同一敷地内に立地していることを利用し、要配慮者を優先した受入を行う大規模福祉避難所を整備します。

(11) 災害時における福祉サービスの継続

災害時にあっても高齢者、障害者等への介護保険制度関係業務の継続が図られることは重要であるので、町及び関係機関は、福祉サービス提供者と連絡を密に取り、福祉サービスの継続に努めます。

(12) 外国人住民等への支援

(ア) 災害関連情報の広報

外国語による情報を提供します。

- (イ) 誘導標識や案内看板等の整備
道路標識、避難所等の外国語等の表示について検討します。
- (ウ) 地域社会との連携
災害時に近隣との協力・連携が図れるよう啓発や地域交流に努めます。
- (エ) 外国人を雇用する事業所への支援
事業所が実施する災害時の避難等の対応について、学習会や訓練を支援します。

2 社会福祉施設等における防災・減災対策

要配慮者を多数抱える施設においては、基本的には耐震性、安全性に優れた施設ですが、施設の配置や避難システムなどを検討し、日頃から訓練等を実施するよう努めます。

- (1) 施設管理者による実態把握と継続的な防災・減災対策
 - ア 安全対策シート等により施設の防災・減災対策の実態を把握し、実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理のうえ、防災・減災対策マニュアルを整備し、防災・減災対策に取り組みます。
 - イ 職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、職員全員が参加した防災・減災対策に継続的に取り組みます。
- (2) 施設管理者による施設・設備の安全確保対策
 - ア 施設の耐震化・耐浪化に努めます。
 - イ 津波浸水想定区域内に立地する施設は、高台への移転や建て替えを検討します。
 - ウ 立地環境、建物の構造及び入居者の状況等を踏まえた適切な安全確保対策を実施します。
火災報知器、スプリンクラー、緊急地震速報受信機等の整備
非常用電源、備蓄物資及び防災用資機材の設置場所の嵩上げ 等
垂直避難のための器具、救難艇、ライフジャケット等の設備 等
 - エ 施設管理者は、危険物の管理や家具・書棚等の転倒防止対策を進めます。
- (3) 施設管理者による施設利用者の避難対策
 - ア 地域の災害特性の把握
施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法についての情報提供に努めます。
 - イ 施設利用者の避難計画の作成
 - (ア) 災害発生時の職員の役割分担、動員体制等の防災組織の確立、親族等への緊急連絡体制を整備します。
 - (イ) 夜間・休日における災害の発生や状況によっては2段階避難することを想定するなど、現実的な避難誘導計画を防災マニュアル等の中で作成します。
 - (ウ) 夜間の勤務者数での訓練など実践的な避難訓練を実施します。
 - (エ) 災害時に職員が的確な判断ができるように図上訓練を実施します。
 - (オ) 消防団や自主防災組織など地域と連携した避難体制づくりを進めます。
- (4) 防災関係機関との連携
 - ア 要配慮者入所施設等の被災後の状況を想定し、代替的なものも含め、県及び施設管理者との連絡体制を確立します。

イ 消防機関は、施設の安全確保対策、避難対策について指導・助言を行います。

(5) 施設管理者による長期的な避難と広域連携

ア 入所者等一人ひとりについて、他事業所等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備します。

イ 広域的な避難に備え、県内及び他府県の同種又は類似の施設との相互の避難と受入れに関する災害協定の締結に努めます。

(6) 施設管理者による介護職員等の応援派遣体制・受援体制の整備

ア 避難生活の長期化等に備え、介護職員等の応援派遣体制の整備に努めます。

イ 各施設は、他事業所等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努めます。

3 福祉のまちづくりの推進

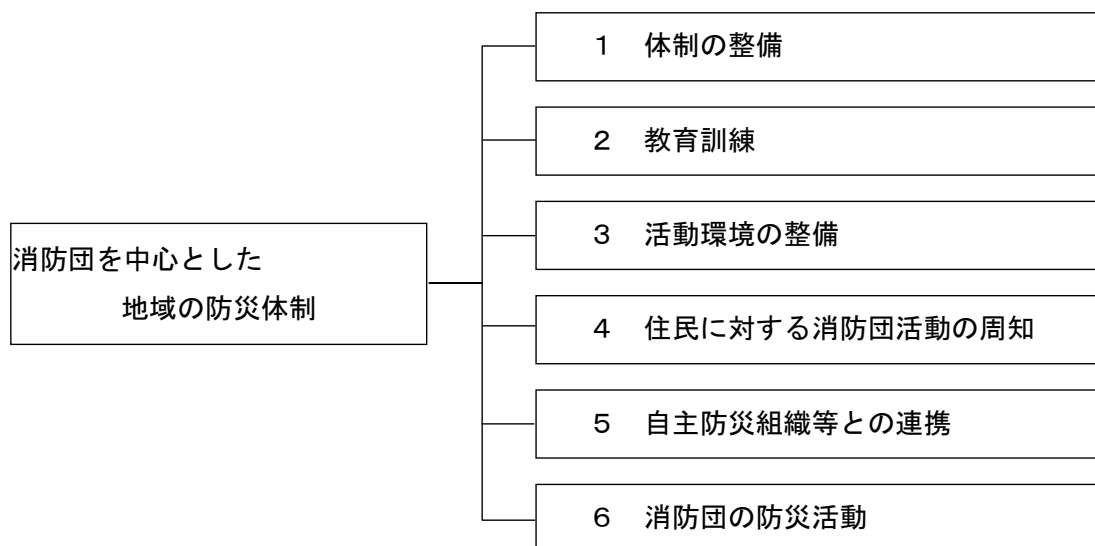
- (1) 地域ぐるみの支援体制づくりを進めるため、消防団や自主防災組織、社会福祉関係団体等の相互の連携を進めます。
- (2) 支援体制づくりを進めるに当たっては、要配慮者自らの積極的な取組みが不可欠であるため、町や消防団、自主防災組織等は、各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要配慮者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努めます。
- (3) 民間施設についても、住民、企業、関係機関との連携を図り、人にやさしい都市環境の整備を促進します。

4 要配慮者避難支援に係る関係機関の連携の構築

避難所等における要配慮者への支援の充実に向けて、関係機関、ボランティア活動支援団体等と情報共有や支援活動の連携を図ります。

第6節 消防団を中心とした地域の防災体制

- 消防団の活動能力の向上を図るため、団員確保等の体制整備、教育訓練及び活動環境の整備を行います。また、自主防災組織とともに消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進めます。



1 体制の整備

青年層・女性層の消防団への参加を促進する等により、消防団員の確保を図ります。

2 教育訓練

消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平時の住民に対する防災啓発や訓練指導の活動が増加していることから、指導者としての力量を高める教育を行います。

3 活動環境の整備

- (1) 消防団の施設・装備を充実し、活動環境の整備に努めます。
- (2) 被雇用者である消防団員の消防団活動を整備するため、勤務時間中の災害出動等について、事業所の理解・協力が得られるように努めます。

4 住民に対する消防団活動の周知

町広報誌等を活用し、消防団活動の周知を図ります。

5 自主防災組織等との連携

消防団は地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たします。

6 消防団の防災活動

(1) 平時の活動

- ア 災害についての知識の普及
- イ 地域における危険箇所の把握と周知
- ウ 地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知
- エ 防災訓練の実施
- オ 要配慮者の把握
- カ 情報収集・伝達体制の確認
- キ 地域内の他組織との連携

(2) 災害時の活動

- ア 集団避難、要配慮者への避難誘導
- イ 地域住民の安否確認
- ウ 消火活動
- エ 情報の収集・伝達
- オ 給食・給水の実施及び協力
- カ 避難所の運営に対する協力
- キ その他防災関係機関、災害ボランティア等への応急活動に対する協力

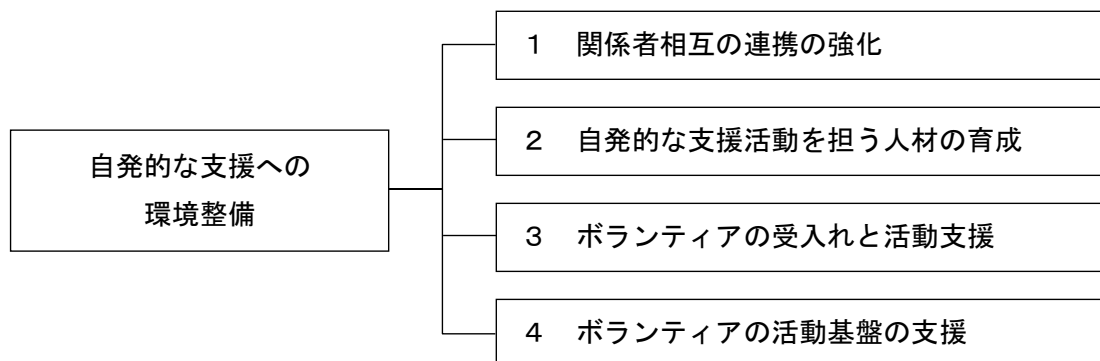
なお、消防団員の災害時における活動については、消防団員本人や家族等の生命、身体の安全を守ることが大前提となります。

第7節 自発的な支援への環境整備

○ 大規模災害時には、本来なら町が実施すべきことが被災したために実施できず、住民の要求に対応できなくなる場合があります。

そうした場合には、被災していない方やボランティアなどの自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなります。

こうした自発的な活動への支援を促進します。



1 関係者相互の連携の強化

社会福祉協議会、ボランティア団体、日本赤十字社、行政機関など、災害発生時に連携する必要のある関係者で、定期的に災害発生時の連絡体制や相互支援、役割分担に関して協議を行うなど、平時から連携を密にしておくとともに協力体制の整備を図ります。

また、町社会福祉協議会を主体とした「中土佐町災害ボランティアセンター連絡会」を設置し、平時より各団体のネットワークづくりや災害ボランティアセンターに関する情報交換及び訓練の実施を支援します。

2 自発的な支援活動を担う人材の育成

- (1) ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど自発的な支援活動を担う人材の育成を行います。
- (2) 災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、交流会や講演会の開催など、住民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行います。
- (3) 生徒・児童が福祉や社会貢献について関心を持ち、理解を深められるよう、地域や学校教育の中でボランティア教育を推進します。

3 ボランティアの受入れと活動支援

災害発生時に設置する「災害ボランティアセンター」の運営体制を整備します。

《災害ボランティアセンター》

(1) 組織員

町社会福祉協議会、中土佐町災害ボランティアセンター連絡会構成団体等

(2) 活動内容

町災害対策本部と連携し、次の活動を行います。

- ア ボランティアの要請、受入れ、登録
- イ ボランティアに対するニーズの把握
- ウ ボランティアに対する情報提供
- エ 活動の調整、指示
- オ 活動に必要な物資の確保と配布

4 ボランティアの活動基盤の支援

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平時から活動基盤を整備します。

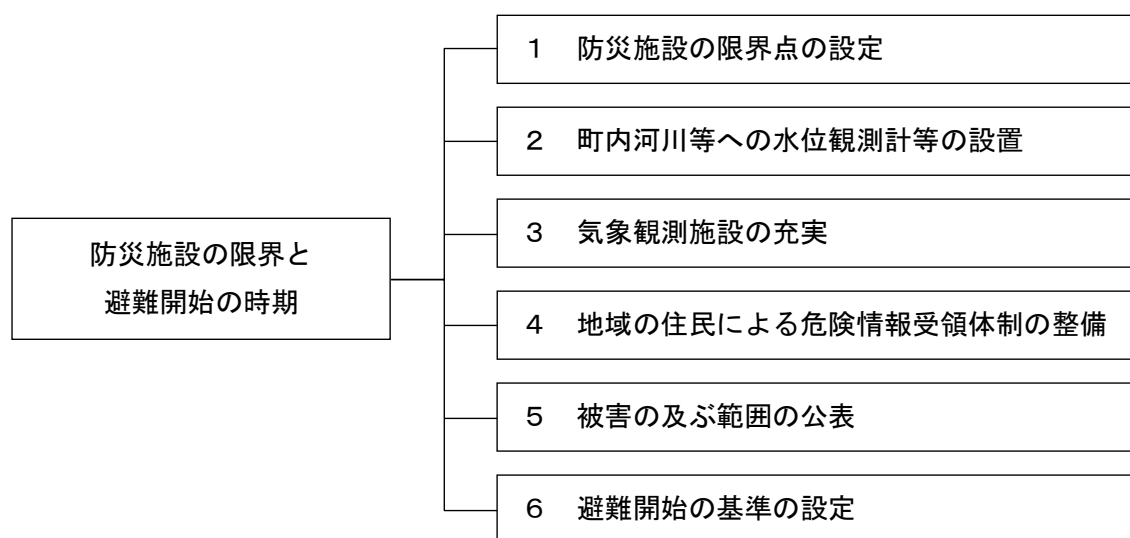
- (1) 災害時におけるボランティア活動のための拠点の環境整備
- (2) 情報通信手段となる衛星携帯電話やパソコンなどの通信機器等、必要な資機材の整備・貸し出し
- (3) ボランティア活動保険への加入など、ボランティアの事故に対する補償について検討

第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

- 防災施設管理者、住民、町の役割を明らかにして避難対策の基本的な方向を示します。

第1節 防災施設の限界と避難開始の時期

- 災害に対する防災施設の限界と、限界を越えた場合に被害の及ぶ範囲を明らかにし、住民が安全に避難できる基準づくりを進めます。



1 防災施設の限界点の設定

防災施設の管理者は、防災施設の限界点を設定するように努めます。

〔防災施設の限界点の考え方〕

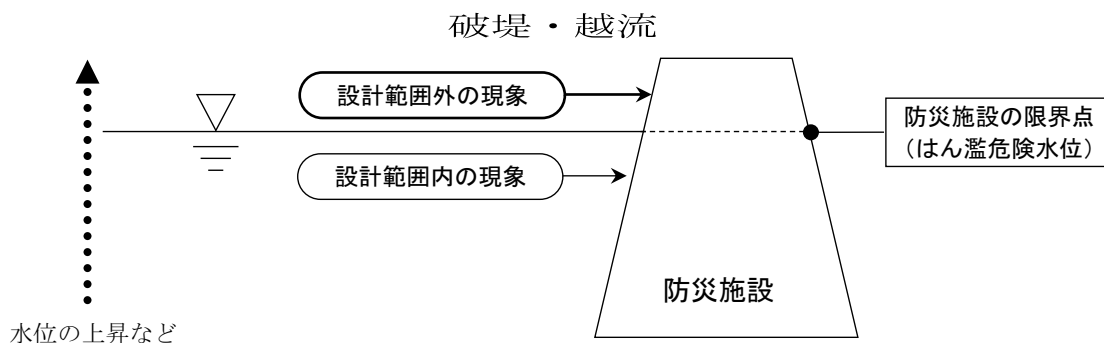
自然現象が防災施設の防御能力を越えることで災害は発生します。防災施設で防ぐことができなくなるときの災害の大きさ(水位など)について、平時から消防団及び地域住民等に周知し、防災施設が限界に達する前に住民が安全に避難できるように努めます。

◎ 防災施設の限界点

防災施設の設計範囲を越える現象が起き、災害発生の危険が高まる極限点を「防災施設の限界点」と設定します。

◎ 避難開始点

防災施設の限界点に達する前の段階で設定します。



2 町内河川等への水位観測計等の設置

現在、水位計は久礼川、長沢川、大坂谷川、上ノ加江川及び四万十川に設置されています。

また、久礼川、上ノ加江川及び大野見中央の四万十川、大野見寺野の下ル川、大野見竹原の竹原川に設置している河川監視カメラの増設を検討します。

3 気象観測施設の充実

高知地方気象台が発表する各種の予報・警報と合わせて、県の土砂災害情報や、町独自での観測機器の設置等を検討し、水防活動や避難活動を科学的に予見する情報体制を検討していきます。

4 地域の住民による危険情報受領体制の整備

地域の異常情報を住民から町に伝達・連絡する体制を整え、巡回・危険箇所点検が可能になるよう努めます。

5 被害の及ぶ範囲の公表

防災施設の管理者は、被害の及ぶ範囲を明らかにするよう努めます。

6 避難開始の基準の設定

(1) 防災施設の管理者は、避難開始の点を設定するよう努めます。

ため池など農業用施設	施設ごとの避難開始条件の設定
土砂災害防止施設	警戒避難基準雨量の設定
海岸保全施設	高潮・波浪に対する避難開始条件の設定
河川堤防等	避難判断の基準となる水位の設定
道路	交通規制開始雨量の設定

第2節 危険性の周知

- 防災施設の危険性に関する情報について、日常時と緊急時における情報提供のあり方について基本的な方向を示します。



1 事前の周知

- (1) 防災施設管理者から、防災施設の限界点（はん濫危険水位）と避難開始点などの危険性に関する情報の提供を受けます。
- (2) 危険性に関する情報を対象となる地域住民に周知します。

2 緊急時の情報提供

防災施設管理者から、災害時に、避難開始点に達することの予測情報の提供を受けます。

第3節 避難を可能にするサインの整備

- 日常時と緊急時に避難開始時期などを知らせるサインの整備を進めます。



1 日常から危険性を知らせるサイン

- (1) サインの種類（例示）
 - ア 危険性のある区域を示す標識
 - イ 海拔を表示した標識
 - ウ 避難所及び避難場所の位置を示すサイン
 - エ 避難開始時期を記した水位表示板等の標識
 - オ 過去の災害を伝える津波の碑等のモニュメントや浸水位表示柱
 - カ ハザードマップ等の啓発資料

2 避難場所を知らせるサイン

日本産業規格（JIS）に制定された「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）を参照し、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めます。なお、従前に使用していた記号は、日本産業規格の記号に統一するよう努めます。

(1) サインの種類（例示）

- ア 避難所及び避難場所を示す標識
- イ 避難誘導標識
- ウ 夜間に発光する誘導灯や表示板

第4節 自主的な避難

○ 住民は、災害から安全に避難できるよう、避難方法の検討に取り組みます。

1 避難方法についての話し合い

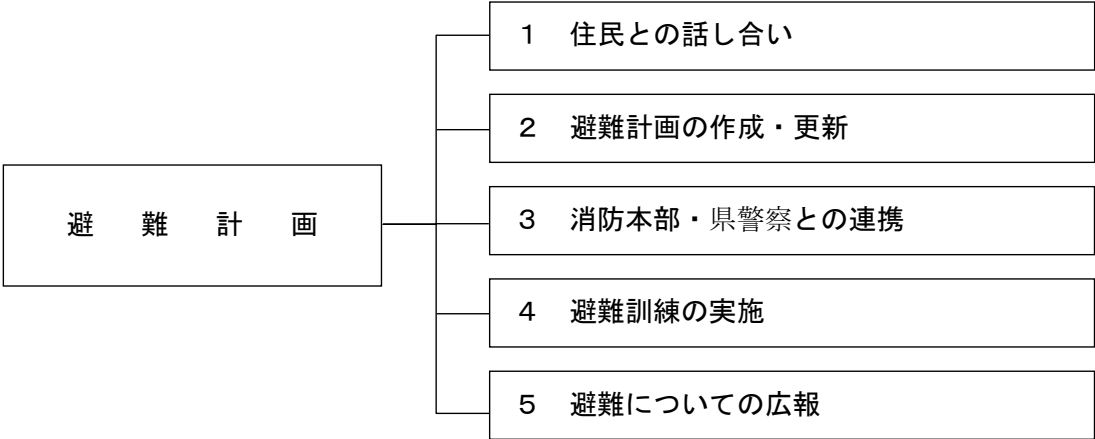
(1) 住民は、自主防災組織の取り組みを通じ、次のような取り組みを進めます。

- ア 地域の災害についての正しい知識の取得に努める。
- イ 地域の危険個所の把握に努める。
- ウ 避難場所及び避難経路の検討をする。

(2) 住民は、町の避難計画づくりに参画していきます。

第5節 避難計画

○ 避難計画をあらかじめ策定・更新をします。



1 「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」の三類型により避難開始の基準を設定しています。**〔三類型の避難情報一覧〕**

	発令時の状況	住民に求める行動
高 齢 者 等 避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	- 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） - 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
緊 急 安 全 確保	- 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 人的被害の発生した状況	- 避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 - 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもあります。

2 避難開始の時期がわかりやすい表現

防災施設の管理者は、雨量や水位などを使って、住民にもわかりやすい表現で避難開始の時期を示します。

1 住民との話し合い

(1) 地域の危険性の周知

防災マップ等を活用し、地域住民に災害の特性を説明します。

《特性を説明すべき災害》

ア 洪水

イ 土砂災害危険箇所

ウ 震度分布、津波浸水想定区域等

(2) 避難場所等の指定

住民の意見を反映して避難場所等の指定を行います。

ア 避難場所の指定

イ 避難所の指定

ウ 避難経路

エ 住民等への連絡方法

オ その他必要な事項

2 避難計画の作成

(1) 避難警戒体制の設定

避難指示の発令区域・タイミング、開設する避難所・避難経路等、住民の避難誘導等警戒体制をあらかじめ定めるように努めます。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮します。

(2) 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

消防団との連携などにより、被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努めます。

(3) 警戒を呼びかける広報活動

ア 災害の種類ごとに設定した基準をもとに警戒を呼びかけます。

イ 気象警報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討します。

(4) 避難情報の判断基準

ア 躊躇なく避難情報を発令できるよう、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした避難情報に関する対応マニュアルの作成をしています。

イ 避難情報の発令基準については、「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」を参考にし、水位・雨量・潮位等の数値や警報・土砂災害警戒情報・指定河川洪水予報等の防災情報を用いた客観的・具体的な基準とします。

(5) 土砂災害警戒区域等の指定がある場合

ア 土砂災害が発生するおそれがある場合において避難施設等への円滑避難を実施するために、土砂災害に関する警戒区域ごとに、情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を定めたハザードマップの配布等による周知に努めます。

イ 土砂災害に関する警戒区域内にあり、防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設等に

については、施設利用者の円滑な避難のため避難確保計画を作成するよう指導します。

また、施設の管理者に対し、避難確保計画に基づく避難訓練を実施するように求めます。

3 消防機関・県警察との連携

避難確保計画をまとめる上で、消防機関・県警察と必要な連携を行います。

4 避難訓練の実施

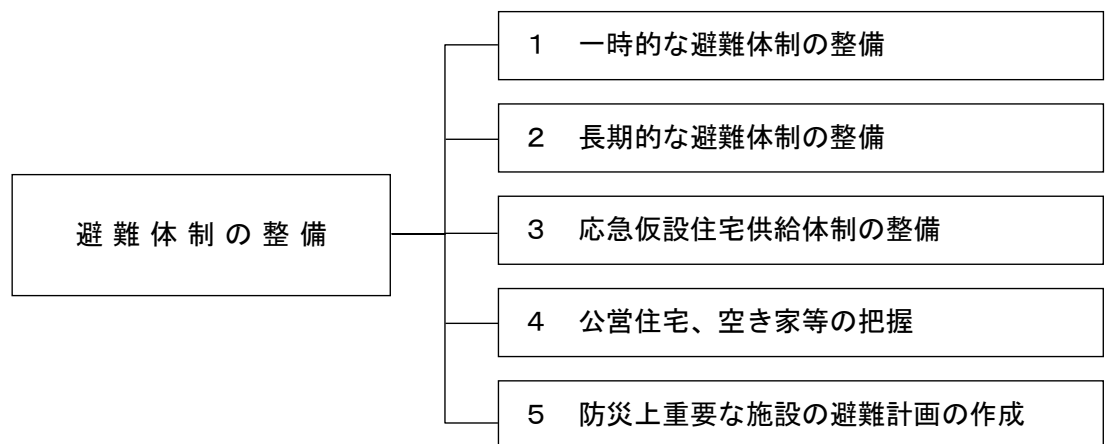
消防機関と連携し、住民と消防団による避難訓練を実施します。

5 避難についての広報

ホームページ・広報誌などにより、避難確保計画を周知します。

第6節 避難体制の整備

- 緊急的な避難や長期間の避難に対応できる避難場所の整備などを進めます。



1 一時的な避難体制の整備

- (1) 避難の原因に応じた避難場所を選定します。

《避難場所の選定基準》

ア 避難者一人当たりの面積が、概ね1㎡以上であること

イ 昼間人口も考慮し、要避難地区のすべての住民を収容できること

ウ 危険な地域を避けること

(ア) 土砂災害、浸水等が予測される区域

(イ) 危険物等が備蓄されている施設の近く等

- (2) 避難場所へ通じる避難路を選定します。

《避難路の選定基準》

ア 危険のないところ

- (ア) 土砂災害、浸水等が予測される地域でないこと
- (イ) 延焼の危険性のある建物や危険物施設の近くでないこと
- (ウ) 地下に危険な埋設物がないこと

イ 車両等の交通量になるべく少ないこと

(3) 地域住民の参画

避難場所や避難路の選定は、地域の自主防災組織、住民の参画を得て行います。

(4) 避難誘導や避難場所

ア 自主防災組織等と協力し、危険箇所や災害の発生状況等を把握し、住民等の安全な避難誘導が行えるよう体制づくりを行います。

イ 避難にあたっては、要配慮者の安全を優先して確保するため、消防団、自主防災組織を中心に福祉関係機関等と連携を図り、地域の特性に応じて要配慮者と一緒に避難する避難誘導体制を整備します。

ウ 学校、保育所、福祉施設、病院など多くの人に利用される施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練に努めます。

エ 避難場所を示すサイン、案内板を設置します。

オ 避難場所へ誘導するサイン、案内板を設置します。

カ 誘導灯など夜間に確認できるサインを設置します。

キ 町の広報紙や地域における自主防災組織等の避難訓練により避難場所について住民への周知を図ります。

2 長期的な避難体制の整備

(1) 災害対策基本法に基づき、一定期間の避難生活ができる施設を避難所として指定します。

《長期的な避難所の選定基準》

ア 耐震構造を有するなど安全な建物であること。

イ 避難者一人当たりの面積が、概ね3㎡以上であること。

ウ 水や食料の供給が容易で、トイレの利用ができること。

(2) 避難所の運営方法については、あらかじめ「避難所運営マニュアル」を定めます。

ア 避難所の管理運営に関すること

(ア) 避難所の管理者不在時の開設体制の整備

(イ) 施設管理者、災害対策本部要員、自主防災組織等の協力による避難所運営体制の整備

(ウ) 災害対策本部との連絡体制の整備

(エ) 避難者の把握、情報の収集・伝達、各種相談業務等応急対策の体制整備

(オ) 男女のニーズの違いや要配慮者のニーズに配慮した運営体制

(カ) 感染者の空間確保や、マスクの着用、検温等、感染症対策に配慮した体制の整備

イ 避難住民への支援に関すること

(ア) 避難者への給水、給食の体制整備

(イ) 避難者への毛布、衣料、日用必需品等の支給の体制整備

(ウ) 負傷者に対する応急医療の体制整備

- (3) 避難所には、食料及び資機材等をあらかじめ備蓄するとともに、避難所に必要な施設・設備・機器の整備に努めます。

町独自での備蓄以外にも、関係機関と応急支援等に関する協定の締結により対応します。

- (4) 要配慮者対策として、福祉避難所の確保の他、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、宿泊施設等を借り上げるなど多様な避難所の確保に努めます。

- (5) 避難所の安全性の確保

施設の安全性に問題がないかどうかを定期的に点検し、必要な措置を行います。

- (6) 住民による主体的運営

避難所運営マニュアルの作成、避難所運営訓練を通じて、住民に対し避難所の運営管理に必要な知識等の普及に努めるものとし、住民が主体となって避難所の運営ができる体制の構築を進めます。

3 応急仮設住宅供給体制の整備

- (1) 建設可能な用地とそれぞれの建設可能戸数の把握に努めます。
- (2) 要配慮者等、入居者のニーズに応じた建設が行えるよう調整します。
- (3) 建設に要する資機材について調達計画を作成します。

4 公営住宅、空き家等の把握

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めます。

5 防災上重要な施設の避難計画の作成

防災上重要な施設の管理者は、次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知すると同時に訓練を実施して万全を期すよう努めます。

- (1) 学校、保育所、その他教育施設

ア 地域の特性等を考慮します。

避難の場所、避難経路、避難誘導、指示伝達の方法

イ 生徒・児童・園児・幼児を集団的に避難させる場合を想定します。

避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法

- (2) 病院、その他の医療施設及び特別養護老人ホーム等

患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定します。（収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生、入院患者に対する実施方法等）

第4章 災害に備える体制の確立

- 町等の防災関係機関は、災害の発生が予測されるとき、又は災害が発生したときにおいて、迅速な初動体制の確立や、効率的な災害応急対策、復旧活動が図られるよう、平時から防災活動体制の整備、充実に努めます。

第1節 組織計画

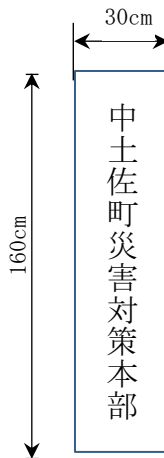
- 災害対策本部の組織について必要な事項を定めます。

1 災害対策本部の組織

中土佐町災害対策本部の組織及び編成は、「中土佐町災害対策本部条例」の規定に基づき組織するほか、災害発生時の体制としての「災害応急対策」配備と災害後の体制としての「被害対策」配備とします。

また、中土佐町災害対策本部は、中土佐町役場に設置し、上ノ加江小学校を上ノ加江支部、大野見振興局を大野見支部とします。ただし、設置予定施設が被災した場合は町長が指定する場所に設置し、災害対策本部を設置した場合は、標示板を揚げます。

代替 順位	本部 (久礼地区)	上ノ加江支部	大野見支部
1	久礼中学校	上ノ加江保育所	大野見保健 福祉センター
2	久礼小学校		大野見 青年の家



(1) 災害応急対策配備

災害発生後、72 時間が経過するまでの応急期に対する配備体制については、災害対策本部長の指示によりこれを別途定めるものとします。

(ア) 定められた各部各班の任務は、業務の緊急性に応じ、本部長の指示により、随時他の部及び班の業務を応援します。

(イ) 各部各班の任務は、主たる任務に掲げるほか、町の行政組織規則に定める事務分掌により処理します。

(ウ) 災害の規模により、この配備によることが実情に適合しないと認める場合は、部長において本部長の承認を得て班の編成替え及び要員の増減、配置変更を行うことができます。

(エ) 配備表に定めない事項で、必要があると認められるものについては、本部会議で決定します。

なお、軽易な事項については、各部長において専決処分することができます。

第2節 動員計画

災害の発生が予想され、または発生した場合、災害対策を迅速かつ的確に実施するため、災害の態様、規模を勘案し、必要な人員を配備します。

動員指令は、本部開設前にあつては町長、開設後にあつては本部長の命によって行います。

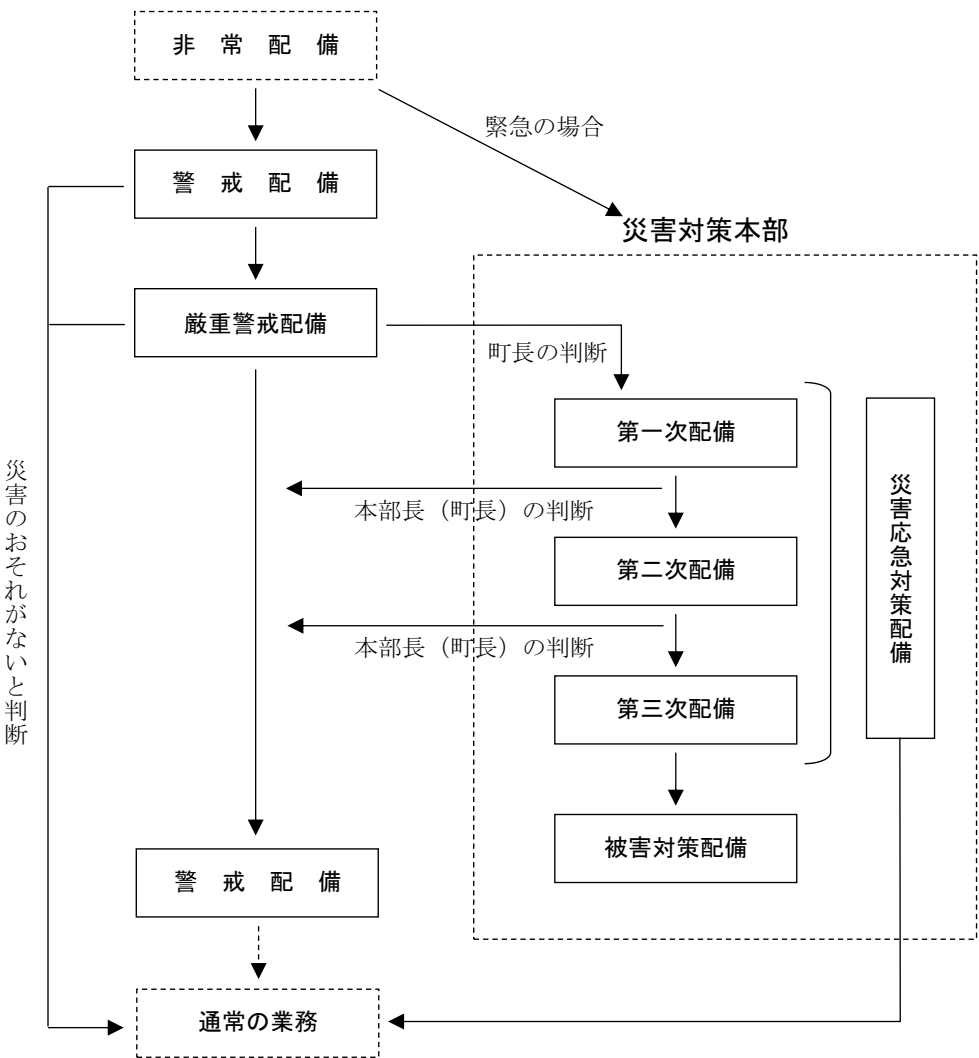
1 災害応急対策配備

(1) 災害に備える体制

配備体制への移行は概ね下記のとおりとしますが、状況に応じて警戒配備や厳重警戒配備を置かず、災害対策本部を設置する場合があります。

〔中土佐町応急対策配備体制〕

(平成31年3月31日現在)



(2) 配備体制

別途に定めます。

(ア) 災害対策本部の設置基準

- 災害時において、町長がその必要を定めるとき。
- 原則として収集した気象予警報、被害情報等に基づき、防災担当の報告の基に町長が判断をし、その必要を定めるとき。
- 震度5弱以上の地震が発生したとき、又は南海トラフ地震に関する臨時情報（巨大地震警戒）が発令されたとき。（自動設置）

(イ) 災害対策本部の解散基準

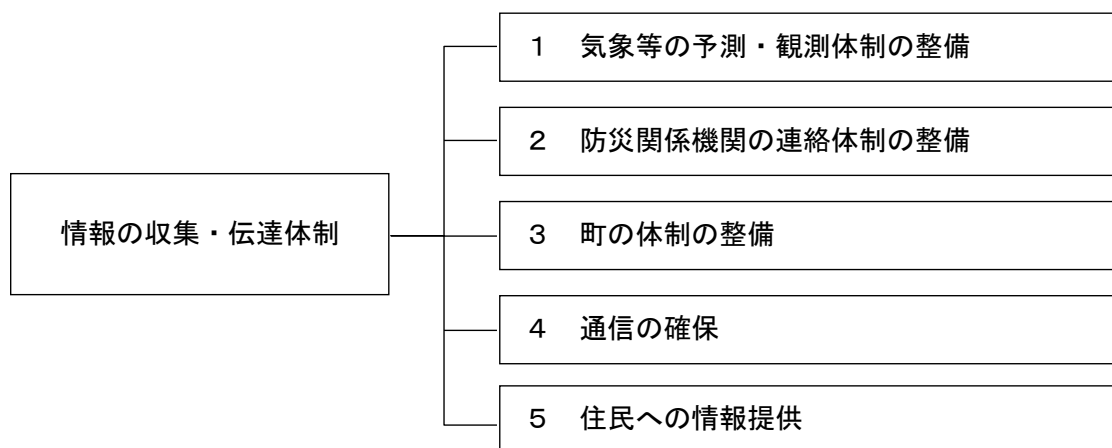
- 災害のおそれが解消又は災害応急対策が完了したと本部長が認めるとき。

2 職務の代理

町長が事故等で職務を遂行できない場合は地方自治法の規定により副町長がその職務を代理します。また、町長の職務を代理する者がいないときは、中土佐町長の職務を代理すべき職員を定める規則の規定により職務を代理する者を定めます。

第3節 情報の収集・伝達体制

- 災害発生時に気象等の観測情報、被害情報を迅速に収集するとともに、防災関係機関相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努めます。また、住民への情報提供を行います。



1 気象等の予測・観測体制の整備

高知地方気象台が発表する気象に関する予警報とともに、国、県、その他民間機関が設置する観測機器からの予測・観測情報収集の充実・強化を図ります。

[収集すべき情報]

町が受ける情報元	情報の種類
高知地方気象台	・地上気象観測（気圧、気温、風等） ・レーダー気象観測（降水等） ・海洋観測（潮位、潮時等） ・地域気象観測（局地的異常気象の監視）等
四国地方整備局	・テレメーターなどによる水位、雨量等の観測体制
県	・水位、降水量、潮位等の観測体制 ・震度情報ネットワークシステムによる震度計測

2 防災関係機関との連絡体制の整備

- (1) 相互の情報伝達ルート多重化及び情報交換のための連絡体制を明確にします。
- (2) 情報の整理と発信を一元的に取り扱う部署・担当者を定め、対外的な情報発信の窓口を一本化しておきます。
- (3) 夜間、休日においても対応できる体制を整備します。

3 町の体制の整備

- (1) 「高知県総合防災情報システム」の適切な管理運営
システムの適切な管理に努め、その使用方法に習熟した職員の育成を行います。
- (2) 防災情報伝達システム等の整備充実
防災情報伝達システム等の整備、充実により情報ネットワークの構築を図ります。
- (3) 住民への情報伝達手段の確保
防災情報伝達システム等により、住民への情報提供を行います。
- (4) 職員間の連絡機能の充実
個人が所有する携帯端末等で使用可能な情報伝達アプリケーションによる連絡体制を整備し、その使用方法の習熟に努めます。また、防災科学技術研究所が提供する「災害情報利活用システム」の利用を推進し、被害状況や配備体制等の防災情報の共有を進めます。
- (5) 防災関係機関との情報の共有化
Lアラート（災害情報共有システム）、安否情報システム等により、防災関係機関との情報の共有化を図ります。
- (6) 避難所通信設備の充実
災害時の孤立が想定される避難所への消防デジタル無線、衛星携帯電話等の通信設備の整備を進めます。

4 通信の確保

(1) 通信及び情報伝達手段の防災・減災対策

災害時の通信及び情報伝達手段を確保するため次の対策を推進します。

- ア 耐震性の強化
- イ バックアップ電源対策
- ウ 情報通信施設の危険分散
- エ 民間通信網を活用した情報伝達システムの整備・拡充
- オ 公共的施設への衛星携帯電話等の配備

(2) 非常通信の確保

県、高知県非常通信協議会と連携して次の対策を推進します。

- ア 非常通信体制の整備
- イ 有線・無線・衛星通信システムの一体的運用

(3) 通信手段の運用・管理及び整備の留意点

- ア ネットワークの整備等
 - (ア) 無線ネットワークの整備・拡充
 - (イ) 相互接続等によるネットワーク間の連携
- イ 災害に強い伝送路の構築
 - (ア) 伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化（有線系、無線系、地上系、衛星系）
- ウ 無線設備の定期的な総点検
- エ 防災関係機関の連携した実践的通信訓練
 - (ア) 非常通信の取扱い、機器の操作の習熟
 - (イ) 通信輻輳及び途絶を想定した通信統制や重要通信の確保
- オ 移動通信系の通信輻輳時の混信対策
- カ 災害に有効な通信手段
 - (ア) 携帯電話・衛星携帯電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備
 - (イ) NTT及びNTTドコモの災害時優先電話の活用

5 住民への情報提供

(1) Lアラート（災害情報共有システム）を含むインターネットの活用など多様な広報手段の整備を図ります。

また、携帯端末のエリアメール機能、県が運営する「高知県防災アプリ」等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めます。

(2) 放送事業者による被災者等への情報伝達

- ア 災害時における放送要請について体制を整備します。
- イ 放送事業者を通じ被災者等に提供すべき情報を整理します。
- ウ 住民からの問い合わせ等に対する広聴体制を整備します。

(3) 発災から復旧・復興の各時点に応じ、対応方法や必要情報の収集を工夫しながら、住民からの問い合わせ等に対する広聴体制を整備します。

6 被災者への情報提供

- (1) 要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等の情報入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図ります。
- (2) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に提供できるよう、避難元と避難先の市町村間で情報を共有する仕組みの整備を図ります。

第4節 防災担当者の人材育成

- 災害対応力を向上するため、職員への防災研修・訓練を実施します。



1 職員に対する防災研修の実施

職員一人ひとりが自分の役割を自覚し、自主的にかつ的確に対応することが極めて重要です。そのため、研修を実施し、基本的事項について職員に周知徹底します。

(1) 研修の内容

- ア 中土佐町地域防災計画、各機関の防災業務計画等
- イ 災害対策本部の設置基準及び非常配備基準
- ウ 非常参集の方法と個々の職員の役割の明確化と役割意識の自覚
- エ 気象、南海トラフ地震その他の災害の特性についての知識
- オ 過去の災害の事例
- カ その他必要な事項

(2) 実施方法

研修会の実施等

2 職員を対象とした防災訓練の実施

(1) 訓練の内容

職員が災害発生時や救助時に速やかな行動が取れるように、業務継続計画（BCP）に基づく対応や救急技術など、即応性のある訓練を実施します。また、日本赤十字社高知県支部と連携し救急法救急員の養成を図ります。

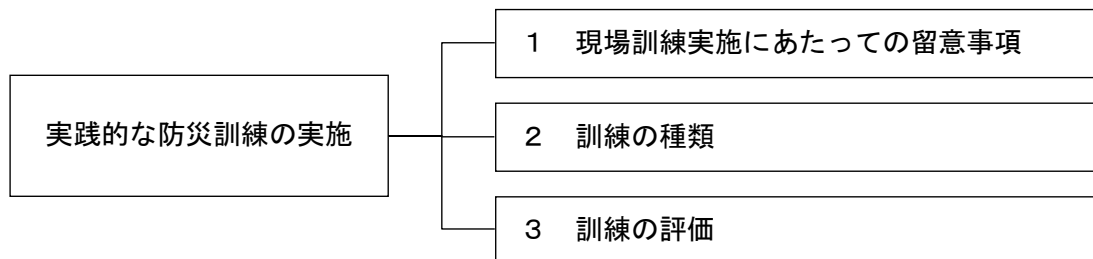
- ア 応急対策を立案するための図上訓練
- イ 救急救命等必要な実技訓練
- ウ その他必要な訓練

(2) 実施方法

講習会、演習等

第5節 実践的な防災訓練の実施

- 防災関係機関相互の連携体制を確認し、住民の防災意識の向上を図るため、各種の防災訓練を実施します。
- 現場訓練は、地域の災害特性を考慮し、可能な限り被害を想定する現地で実施するなど実状に即した実践的な内容とします。
- 住民が地域で行う避難訓練等を支援します。



1 現場訓練実施にあたっての留意事項

- (1) 地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目（現在の訓練より被災時の時系列を進める等）を選定します。
- (2) 可能な限り、被害を想定する現地において実施し、各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものか検証します。

2 訓練の種類

(1) 国、県が主体

ア 国、県が実施する訓練

国、県その他関係機関が実施する訓練には積極的に参加し、相互の連絡を密にするとともに、大災害発生の際の被害を最小限に抑えるように努めます。

イ 広域防災訓練

町は県との協力のもとに広域合同防災訓練を実施します。

(2) 町及び町内防災関係機関が主体

ア 総合防災訓練

町、消防機関及び防災関係機関、学校、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関する多様な主体と連携して総合防災訓練を実施し、防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ります。

イ 津波対策訓練

本町において津波避難訓練は非常に重要です。情報の早期伝達、早期避難体制の確立を図るため、定期的に訓練を実施し、津波防災意識の高揚を図ります。

ウ 職員の動員訓練

地震発生直後、初期の段階での応急活動を的確に実施するためには、職員の初動体制が極めて重要であり、勤務時間内、勤務時間外等の条件を加味し、初動体制、対策本部の設置等の訓

練を実施します。

エ 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施するとともに、必要に応じて消防機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施するものとします。

オ 水防訓練

水防関係機関は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施するとともに、必要に応じて水防関係機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施するものとします。

カ 情報収集伝達訓練

緊急時における情報の収集、伝達を的確に行うため、情報収集伝達訓練、非常通信訓練等を実施します。

キ 図上訓練

(ア) 組織内での情報伝達や指揮命令系統の確認と防災関係機関相互の連携を図られるよう、図上訓練を行います。

(イ) 応急対策能力を高めるための図上訓練（計画立案）を実施します。

(3) 中学校、小学校、保育所が主体

教育委員会等の指導のもとに、職員、保護者を含めて訓練を行います。

生徒・児童・園児・幼児を対象とした訓練では、地域生活圏に存在する危険の確認と対処方法、災害に対して沈着、冷静、敏速に行動するなど、身の安全を守る動作と方法を訓練します。

教職員・保護者は、それぞれの役割を確認します。

(4) 地域が主体

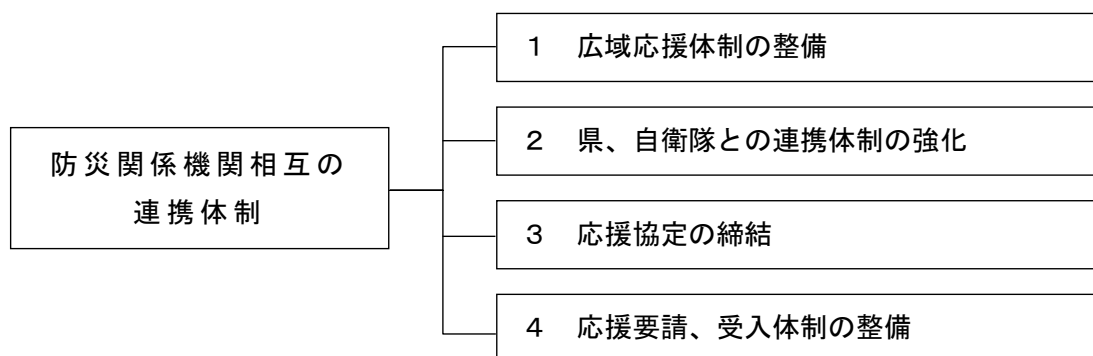
自主防災組織が地域において実施する津波避難等の訓練及び啓発活動を支援します。

3 訓練の評価

訓練の結果を随時、各種防災計画に反映させます。

第6節 防災関係機関等の連携体制

- 町内において災害が発生し、自力による対応が困難な場合に備え、他市町村や防災関係機関等との相互応援協定の締結など、他機関相互の連携を強化して広域的な協力体制を整備します。
- 町の防災関係機関は、広域的な応援、自衛隊との連携及び民間事業者との連携体制の整備を図ります。また、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感の醸成を図るとともに、訓練等を通じて構築した関係を持続的なものにするよう努めます。



1 広域応援体制の整備

(1) 緊急消防援助隊の受入体制の整備

実践的な訓練等を通じて人命救助活動等の支援体制及び緊急消防援助隊の受入体制の整備を図ります。

(2) 市町村相互の応援体制の整備

相互応援体制の整備を進めます。

ア 災害時に必要な物資及び資機材調達

イ 広域的な避難に必要となる施設等の相互利用

ウ ヘリポート等の救助活動拠点の整備

(参考)「消防相互応援協定」

「市町村災害時相互応援協定」

(3) 防災関係機関の相互応援体制の整備

各防災関係機関は、相互応援の協定を締結するなど、平時から連携強化に努めます。

2 県、自衛隊との連携体制の強化

町、県と自衛隊は、各々の計画の調整を図り、協力関係について定めておくなど連携体制の強化を図ります。

(1) 適切な役割分担

(2) 相互の情報連絡体制の充実

(3) 共同の防災訓練の実施

3 応援協定の締結

他市町村や防災関係機関等や流通事業者、社会福祉施設、宿泊施設等との間で次の内容について相互応援協定の締結を推進します。

- (1) 飲料、食糧、生活必需物資の提供及びあっせん
- (2) 救出、医療、施設の応急復旧に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (3) 応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
- (4) 医療職、技術職、技能職等の職員派遣
- (5) 収容施設、物資保管場所の提供及びあっせん
- (6) ゴミ・し尿処理のあっせん

4 県、市町村と民間事業者の連携

民間事業者等と協定を締結するなどし、被災情報の整理、支援物資の管理等について、民間事業者のノウハウや能力等を活用します。また、協定締結等の連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとします。

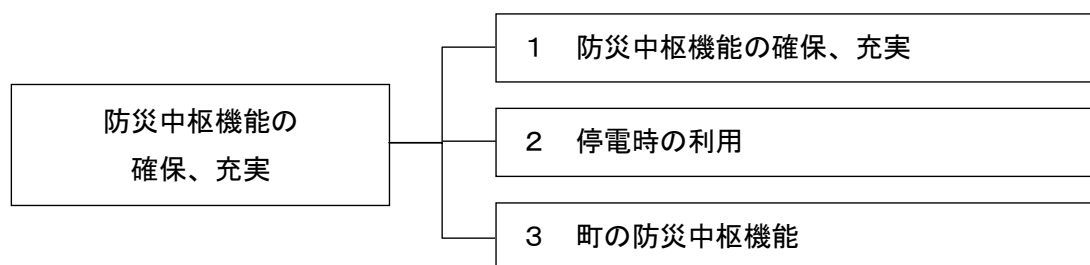
5 応援要請、受入体制の整備

災害時の応援要請・受入れが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続き、受入窓口や指揮系統、情報伝達方法等を記載した「中土佐町災害時受援計画」を整備するとともに職員への周知徹底を図ります。

また、平時から協定を締結している他市町村及び防災関係機関等との間で訓練、情報交換等を実施します。

第7節 防災中枢機能の確保、充実

- 役場庁舎の防災中枢機能の確保・充実を図ります。また、施設、設備の停電時の利用を可能にします。



1 防災中枢機能の確保、充実

防災中枢機能の確保、充実に努めます

- (1) 施設、設備の整備及び安全性の確保
- (2) 適切な備蓄・調達及び輸送体制
- (3) 通信途絶時に備えた非常用通信手段の確保

2 停電時の利用

災害応急対策にかかる機関は、保有する施設、設備について自家発電施設等の整備を図り、停電時でも利用可能なものとします。(すべての防災関係機関、救急医療を担う医療機関)

その際、十分な期間の発電が可能となるような燃料(軽油、ガソリン、LPガスなど)の備蓄や太陽光発電を利用した蓄電装置の配備に努めます。

3 町の防災中枢機能

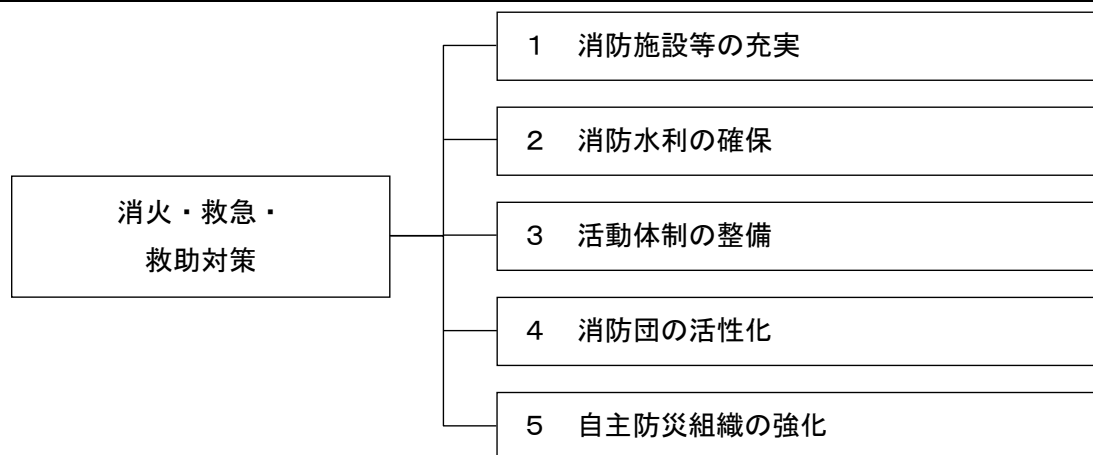
- (1) 情報収集のための設備など総合的な機能を有する防災対策室を整備し、災害応急対策の拠点とします。
- (2) 情報関連設備のバックアップ機能を整備し、防災中枢として必要なデータ等の確保を図ります。

第5章 災害応急対策・復旧対策への備え

- 災害発生時に迅速に対応するため、必要な計画、体制、施設設備等の整備などを図るとともに、訓練を実施することにより実効性を検証します。

第1節 消火・救急・救助対策

- 被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努めます。



1 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」に基づき、消防車両などの消防施設や情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備などを整備し、消防力の充実に努めます。

また、訓練設備の整備や資機材の導入を計画的に進めることで、消防署員・消防団員の安全な活動体制の強化を図ります。

2 消防水利の確保

- (1) 「消防水利の基準」に基づき、消火栓を配置します。また、消火栓標識の整備を推進し、防火意識の向上につなげます。
- (2) 河川、農業用水路等の自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽等の整備など、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図ります。
- (3) 老朽化が進む設備については、計画的な更新を行います。

3 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努めます。

4 消防団の活性化

(詳細は「第2章 第6節 消防団を中心とした地域の防災体制」参照)

5 自主防災組織の強化

(1) 地域の初期消火体制の向上

火災は初期段階であれば、地域住民の手で消し止められる可能性もあります。そのため自主防災組織を中心として、消火器、バケツ、可搬式ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、取扱訓練を実施します。また、自主防災組織の育成を促進します。

(2) 事業所の初期消火体制の向上

事業所においては、法令に基づく消火器等の取扱訓練を反復して実施します。また、地域の自主防災組織との連携を進めます。

(3) 救助体制の向上

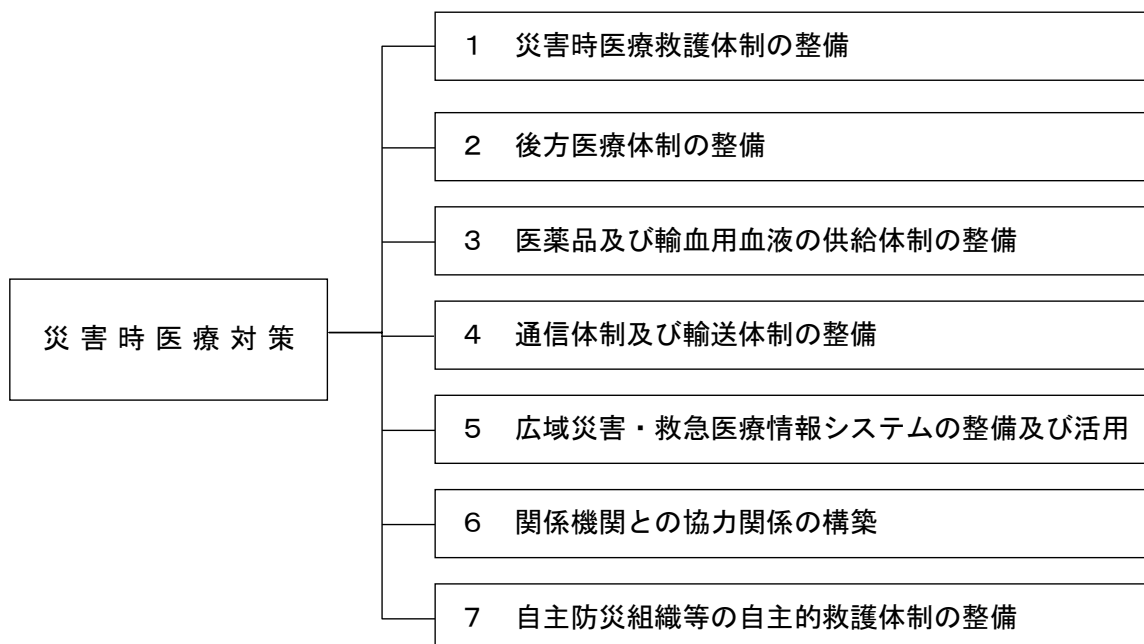
地域の自主防災組織に対して支援を続け、救助・救出活動の備えを進めます。また、自主防災組織が災害時に十分な活動が行えるよう、資機材の整備、訓練等を総合的に推進します。

(4) 救急法救急員の養成

日本赤十字社高知県支部と連携し、災害時におけるケガから命を守り、医師または救急隊等引き継ぐまでの正しい知識と応急手当の実技を習得した救急法救急員を養成します。

第2節 災害時医療対策

- 大規模災害発生時には医療救護需要が極めて多く、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されます。医療機関と連携して、「高知県災害時医療救護計画」に基づき策定した「中土佐町災害時医療救護計画」により、医療活動が実施できるよう研修会、防災訓練、資機材の整備などを進めます。



1 災害時医療救護体制の整備

(1) 災害により医療機関が被災するとともに、多数の負傷者が発生するとき、医療の途を失った負傷者に医療等を提供できるよう、町及び医療機関等は、災害時医療体制の整備に努めます。

ア 直接地域住民の生命、健康を守るための医療救護活動を行います。

イ 医療救護所（久礼中学校、大野見診療所）において、中等症患者及び重症患者への応急処置を優先しつつ、軽症患者に対する処置を行います。

ウ 救護病院（なかとさ病院、くぼかわ病院）において、医療救護所に対応できない重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行います。

(2) 町は次の事項を実施します。

ア 医療救護活動及び医療救護施設の整備について、地域の実情に合わせた「中土佐町災害時医療救護計画」に基づき実施します。

イ 医療救護所、救護病院等を指定し、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能の確保に努めます。

ウ 地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努めます。

エ 医療救護所等を設置する場所を定めて、平時から住民に周知します。

オ 応急手当等の家庭看護の普及を図ります。

カ 町及び県の災害医療救護計画について関係者に周知します。

キ 医療救護所等に医療救護用資機材を備蓄します。

ク 重傷者の搬送方法について定めます。

2 後方医療体制の整備

(1) 医療機関相互の連携体制及び役割分担の整備

医療救護所では対応困難な重傷者等については、後方医療施設に搬送し治療を行うこととなります。そのため、多数の人命救助と医療救護を可能にするため、トリアージにより負傷等の度合いに応じた医療機関への搬送など、医療機関相互の連携体制及び役割分担の整備を進めます。

(2) 医療情報の収集・伝達体制の整備

災害時における医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数、医薬品等の備蓄状況、ライフラインの状況等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、医療情報システム「EMIS」の活用にも努めます。

3 医薬品及び輸血用血液の供給体制の整備

(1) 町及び県は、医薬品、医療用資機材の整備に努めます。

(2) 町及び県は、医薬品卸業者、薬剤師会等と連携し、医薬品等の確保及び供給体制を整備します。

(3) 高知県赤十字血液センターは、輸血用血液の確保に向けた連絡体制を整備します。

4 通信体制及び輸送体制の整備

(1) 町及び県は、通信体制や緊急輸送体制の整備に努めます。

(2) 町、県及び関係機関が連携し、保有する機動力を効率的に活用します。

- (3) 町、県及び関係機関が連携し、医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備します。

5 救急医療・広域災害情報システムの活用

- (1) 救急医療・広域災害情報システムの活用に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行います。
- (2) 医療施設の診療状況等の情報を救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握し、応援の要請等を行います。

6 関係機関との協力関係の構築

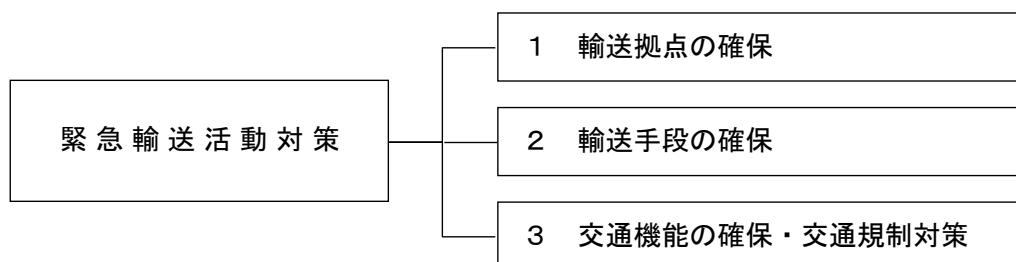
災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ自衛隊、日本赤十字社高知県支部、医師会等の関係機関に応援を要請する事態が想定されるため、これらの関係機関との間で緊密な協力関係を構築します。

7 自主防災組織の自主的救護体制の整備

大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想されます。そのため、自主防災組織は、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動などについて自主的に対応する必要があることを認識し、自主的救護体制の整備を推進します。

第3節 緊急輸送活動対策

- 災害発生時の消火、救助、救急、医療等の活動及び緊急物資の供給を実施するため、緊急輸送体制の整備に努めます。
- 重要な防災拠点を選定し、それらを結ぶ緊急輸送道路ネットワーク計画を多重化や代替性を考慮して策定し、計画的な道路の整備を推進します。



1 輸送拠点の確保

(1) 広域輸送拠点

他地域からの緊急支援物資等の受入や一時保管等のために、久礼地区の大北支援物資集積倉庫を支援物資の集配拠点と定め、他地域からの受入ルートと各避難所への配送のルート等を「物資配送計画」に定めます。

(2) 海上輸送の拠点

町と港湾管理者は、選定した港湾を物流拠点として必要な施設の整備に努めます。

(3) 航空輸送の拠点

ア 町と県は、災害時の臨時ヘリポートの候補地を選定します。

イ 町及びヘリポートの管理者は、緊急輸送等各種応急対策が効果的に実施できるよう整備に努めます。

2 輸送手段の確保

(1) 町及び防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶等の配備や運用をあらかじめ計画し、発災後の道路、港湾等の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について必要に応じ応援協定等を締結します。

(2) 陸上輸送

町内での輸送が可能になるように、運送体制の検討をします。

(3) 海上輸送

漁協等と連携して、災害時の海上輸送について検討します。

(4) 航空輸送等

臨時ヘリポート等の整備について検討します。

3 交通機能の確保・交通規制対策

(1) 道路、鉄道、港湾、漁港施設の管理者は、災害発生時における施設の機能確保のための体制整備を図るものとします。

(2) 災害発生時において、道路に被害が生じた場合は、その管理者が応急の復旧を図るとともに、被害の状況、緊急輸送需要等を総合的に評価し、適切な交通規制を速やかに実施し、緊急交通路の確保を図る体制の整備を進めます。また、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、県警察と協議して区間を定めて通行の禁止、または制限をします。

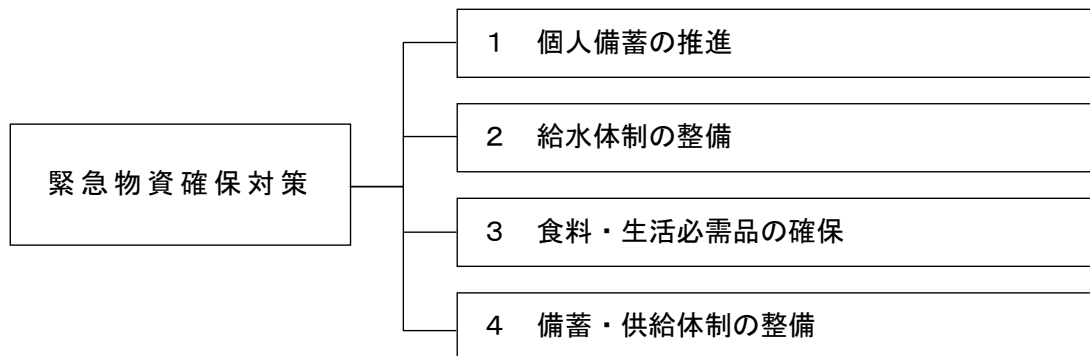
(3) 災害発生時には、道路に障害物が散乱するなど、救援救護活動や緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがあります。このため、道路啓開作業に必要な資機材及び車両等を災害時に迅速に確保できるよう、資機材、車両の種類及び数量等を明らかにし、関係団体との協定の締結等により協力体制を整備します。

また、南海トラフ地震発生に伴う道路啓開は、高知県道路啓開計画に基づき実施するものとし、応急復旧等を迅速に行うため、高知県と連携し、啓開ルート of 優先順位の調整等を行います。

(4) 道路で放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、必要があるときはその管理者が道路について災害対策基本法に基づく道路区間を指定し、運転者に対し、車両の移動等の命令を行います。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行います。また、指定した道路の区間内に在るものに対し当該指定道路区間であることの周知を行います。

第4節 緊急物資確保対策

- 災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備します。



1 個人備蓄の推進

自主防災組織及び住民への防災知識の広報に努め、飲料水、食料等の物資の個人備蓄を推進します。

2 給水体制の整備

(1) 応急給水の確保

3日間の供給を可能にします。

ア 給水拠点の整備

水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策など、給水拠点の整備を進めます。

イ 応急給水に利用する備蓄水量の確保

水道施設の耐震化等、応急給水に利用する備蓄水量の確保に努めます。

(2) 応急給水資機材の確保と供給体制の整備

車載式給水車や組立型給水タンクの整備を推進します。

(3) 簡易浄水器の整備

プールや防火水槽等比較的汚染の少ない水源を浄化し、災害時に給水が行えるよう簡易浄水器の整備を検討します。

(4) 飲料水の備蓄

応急給水が実施できない場合に備えて、保存用飲料水を備蓄するものとします。

3 食料・生活必需品の確保

(1) 流通備蓄の把握

民間流通事業者と協定を締結していきます。

(2) 調達体制の整備

災害発生時の供給については、協定締結事業者からの調達体制を整備します。また、飲料製造メーカーや飲料供給事業者から提供を受けられるように事前に協定を締結していますが、協定締

結業者から調達できない場合は、他の業者から調達し、又は県に対して協力を求めます。

菓の備蓄については、関係機関で検討します。

(3) 備蓄品目・量の決定

ア 中土佐町防災備蓄計画に基づき、適切な備蓄に努めます。

イ 地域の特性を考慮のうえ、重要物資を選定して確保に努めます。

4 備蓄・調達・輸送体制の整備

(1) 市町村の相互応援

給水の相互応援などについて検討します。

(2) 県との連携

ア 県と町は連携して備蓄目標を設定します。

イ 町は供給計画を県に報告します。

(3) 町の備蓄・供給体制の整備

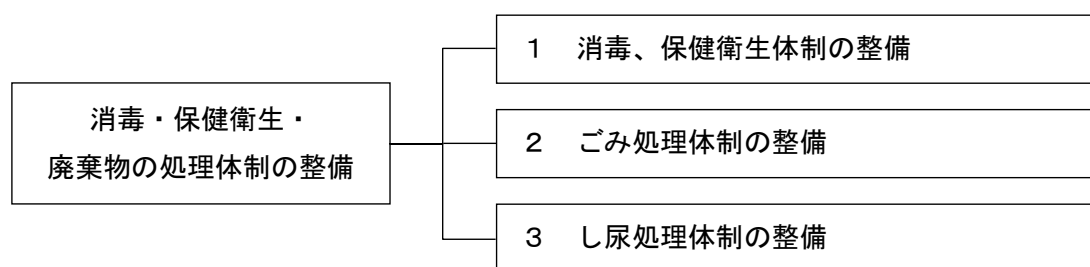
ア 避難所及びその周辺で地域完結型の備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資等の備蓄を進めます。

イ 孤立する可能性がある地区への備蓄を進めます。

ウ 配布計画を作成します。

第5節 消毒・保健衛生・廃棄物の処理体制の整備

○ 災害発生後に、必要とされる消毒・保健衛生活動と、災害ゴミ及びし尿の処理体制についての整備を図ります。



1 消毒、保健衛生体制の整備

(1) 町は次の事項について体制を整備します。

ア 消毒体制

イ 消毒方法

ウ 患者の搬送体制

エ 薬剤及び資機材の整備

(2) 消毒用薬剤及び資機材の災害時の調達について計画します。

2 ごみ処理体制の整備

「ごみ」処理体制を検討します。

(1) 被害状況に応じた「ごみ」の量の推計

災害により排出されるものと一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推計するものとします。

(2) 「ごみ」の迅速な回収と処理の計画

ア 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点から出来る限り早急に収集を行います。

イ 建物の解体及び撤去等による災害廃棄物の処理については、所有者自らが行うこととします。

ウ 災害廃棄物については、平時から公共施設等の仮置き場の選定を行い、仮置き場を拠点にした収集・処理体制を整え、処理に当たります。

エ 棄却地を確保します。

(3) 協力体制の確保

ア 平時から、災害ボランティアセンター連絡会との協力体制の構築に努めます。

イ 県、近隣の市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運送事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進めます。

3 し尿処理体制の整備

し尿処理計画を作成します。

(1) し尿処理量の推計

被害状況に応じたし尿処理排出量を推定し、作業計画を策定します。

(2) 緊急汲み取りの実施

被害状況に応じて、便槽等が使用不能になった地域に対し、し尿処理業者の協力を得ながら、応急的に部分汲み取りを実施します。

(3) 災害対応トイレの配置活用

ア 災害時に、避難所で使用する災害対応トイレの整備を進めます。

イ 要配慮者に対応した手すり等の設備も併せて整備します。

(4) 回収用車両の調達など

専用車両が被災を免れるような管理体制の確立を推進します。

(6) 協力体制の確保

ア 迅速にし尿処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立します。

イ 県、近隣の市町村、民間のし尿処理関連業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進めます。

ウ 修復作業等に備え、関係業者との協力体制の整備に努めます。

4 死亡獣畜の処理

死亡獣畜は環境・衛生に支障のない場所で焼却及び地下への埋設を行います。

第3編 災害応急対策計画

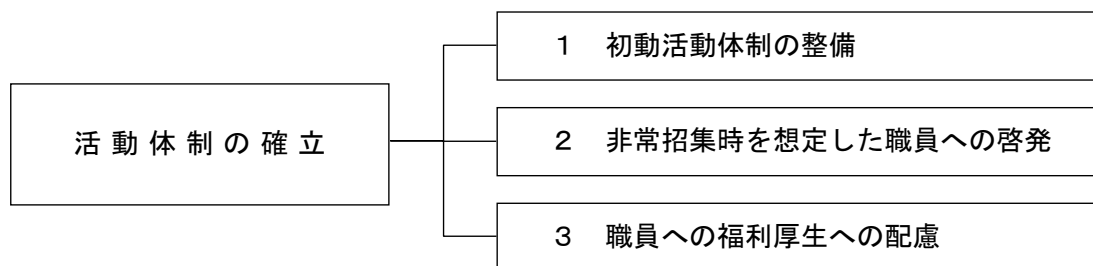
- 災害発生時の応急対策に関する基本的考え方と実施する項目について明らかにします。
- 実施する項目については、行動計画等を作成し、訓練などにより検証を行います。

第1章 災害時応急活動

- 体制の確立、応急活動として実施すべき事項について明らかにします。

第1節 活動体制の確立

- 効果的な応急活動を実施するために、迅速な初動体制の確立を図ります。



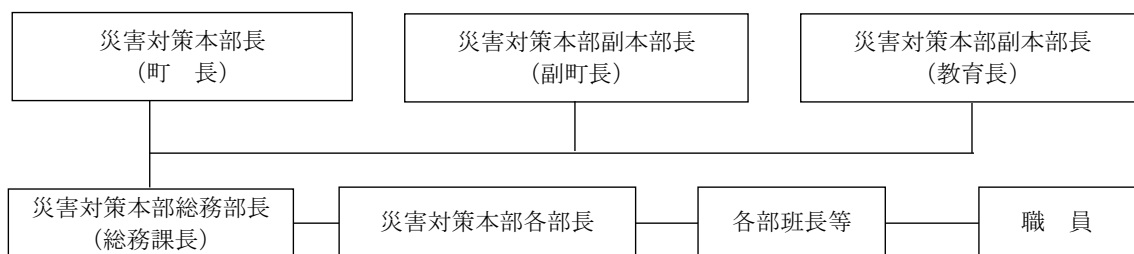
1 初動活動体制の整備

(1) 配備の伝達

災害時、災害対策本部各部があらかじめ定めた配備計画に基づき、下記の連絡系統で職員を非常招集し、初動活動体制を整えます。

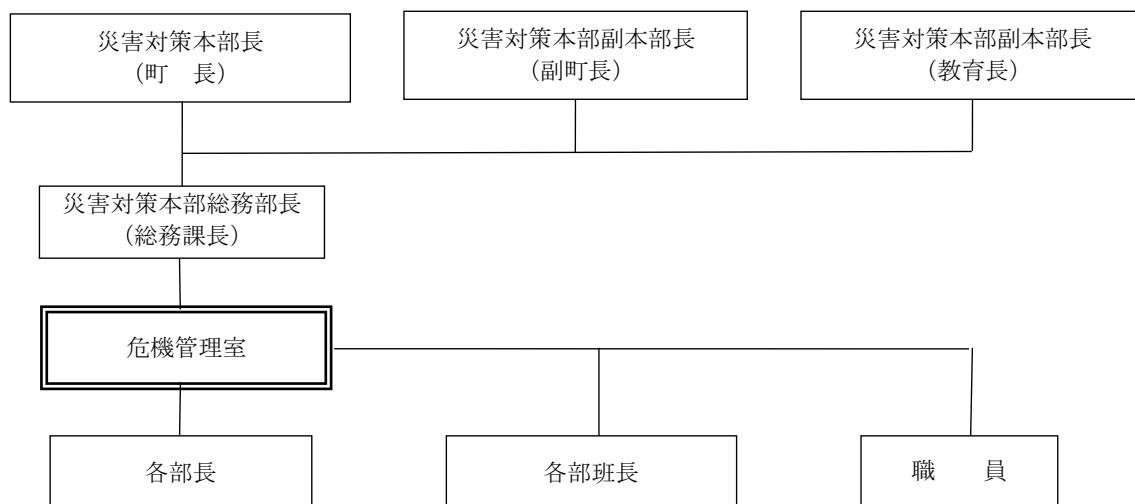
ア 勤務時間内

勤務時間内において配備指令が出された場合は、災害対策本部長より災害対策本部各部長に伝達し、各部班長等を経て各職員に伝達するとともに庁内放送等で速やかに伝達します。



イ 勤務時間外

勤務時間外において配備指令が出された場合は、災害対策本部長より災害対策本部総務部長を通じて危機管理室に伝達し、以降は携帯端末で使用可能な情報伝達アプリケーション等により全職員に伝達します。



(2) 職員の動員・参集

ア 勤務時間外における職員の招集

(ア) 勤務時間外における職員の招集のための連絡通知は、情報伝達用アプリケーション及び電話によるとともに、あらかじめ各部各班において、各職員に対する連絡方法を確立します。

(イ) 参集不能幹部職員が出ることが予想されるため、必要に応じて業務代行者を設定します。

イ 幹部職員（災害対策本部員）は常に予警報やその他の状況に注意するとともに、災害時は、自己の所在を明らかにしておき、直ちにその任務に応じられるよう準備します。

ウ 全職員は、勤務時間外や休日等において、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、本部から招集のない場合であっても自ら所属機関へ参集します。

エ 交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、最寄りの出先機関に自主的に参集し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策に従事します。

オ 緊急事態において、職員の安否を把握することは重要なため、情報伝達用アプリケーション等を活用した状況把握に努めます。

カ 災害により家族が死亡又は負傷した場合は、必要な措置を講じた後に本部に参集します。

キ 夜間や休日等において第2次配備体制に準ずる緊急事態が発生した場合、これに対処するため、あらかじめ本部長が指名した中土佐町役場及び大野見振興局、上ノ加江支所の至近距離に居住する職員を緊急要員として配備します。

ク 職員は、勤務時間外において「震度5弱以上」及びゆっくりとした長い揺れが県内で観測等された場合や、予報区「高知県」で「大津波」の津波警報が発表された場合には、最寄りの津波避難場所等に住民の誘導を行い生命の安全を確保したうえで、警報の解除等の状況を判断し自主的に参集する（自動参集）。

(3) 参集状況の報告

各班長は職員の参集状況を速やかに把握し、以下の事項を本部に報告します。

- ・ 参集済人員数
- ・ 参集不能人員数及び地域
- ・ その他

2 非常招集時を想定した職員への啓発

夜間、休日等に非常招集を受けた職員が迅速に所属機関（あらかじめ参集場所を指定されたものを除く。）に参集し、災害対策業務に従事できるよう、次の事項について啓発します。

(1) 出勤時の持ち物・服装等

出勤時には必要に応じて飲料水・食料などを持参し、防災活動に支障のない安全な服装等とします。

(2) 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は県警察等へ連絡通報するとともに、人命救助等適切な措置をとります。

(3) 参集途上の情報収集と報告

職員は、参集途上において災害発生状況や被害状況等の情報収集を行い、情報伝達アプリケーション等を利用し、災害対策本部へ報告します。

施設を管理する課室にあっては、それぞれの管理する施設の被害状況について情報収集を行い、災害対策本部へ報告します。

(4) 配備体制以外の職員の行動

配備に就く必要がないとされる職員であっても、自己の住所地付近の状況把握に努め、被害等について、情報伝達アプリケーション等を利用し、災害対策本部へ報告します。

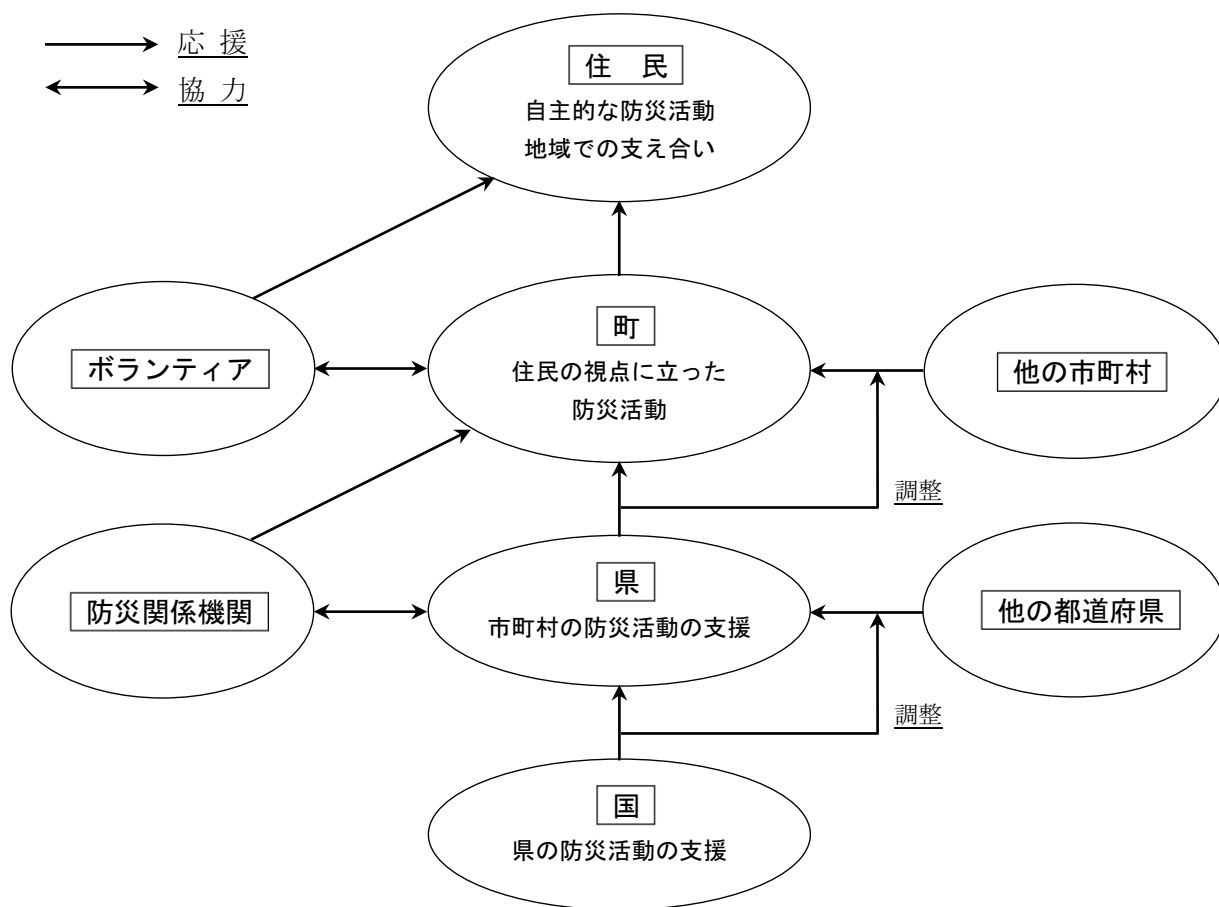
また、いつでも配備に就けるよう待機します。

3 職員の福利厚生への配慮

(1) 災害対策に従事する職員の健康管理、勤務条件等を考慮するとともに、他市町村等の職員の応援受入に際しても福利厚生について配慮します。

(2) 災害対策に従事する職員の勤務時間等を把握、管理し、適宜要員の交代等を行うことにより従事する職員の健康管理に努めます。

〔防災関係機関の活動体制の概念〕



第2節 気象警報等の伝達

- 町及び防災関係機関は、高知地方気象台から発表される気象予報等をあらかじめ定めた伝達系統で関係機関及び住民に伝達、周知します。
- 高知地方気象台は、市町村の迅速かつ適切な避難情報の発令、住民の適切な避難行動に繋がるよう警報等の伝達内容について、あらかじめ定めます。
- 高知地方気象台は、県、市町村、住民等に災害の発生の危険性が的確に伝わるよう、過去の類似の風水害や、記録的な大雨となっていることを示すなど、伝達内容の工夫に努めます。
- 高知地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が発生するおそれがある場合には、警報等を県内の市町村ごとに発表して注意を喚起し、警戒を促します。また、大雨や洪水などの警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオの放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合があります。



1 気象警報等の種類

(1) 気象警報等の発表

高知地方気象台は、気象現象等により災害が発生するおそれがある場合には、気象予警報等を発表して注意を喚起し、警戒を促します。

また、市町村、住民等に災害の発生の危険性が的確に伝わるよう、5段階の警戒レベル（相当情報）により防災情報を提供するとともに、過去の類似の風水害や、記録的な大雨となっていることを示すなど、伝達内容の工夫に努め、住民の自発的な避難判断を促すものとします。

(2) 警報等の種類と発表基準（別表1）

ア 注意報

県内のいずれかの地域において災害が発生するおそれがある場合に発表されます。

イ 警報

県内のいずれかの地域において重大な災害が発生するおそれがある場合に発表されます。

ウ 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表されます。

エ 気象情報

顕著な現象が予想される場合に発表する予告的情報と、注意報・警報が発表されている場合などに注意報・警報の内容を補完するために発表する補完的情報があり、台風や大雨、高波に関する気象情報や、記録的短時間大雨情報や竜巻注意情報等があります。

(3) 警報等の地域区分（別表2）

高知地方気象台は、災害が発生すると予想される地域を技術的に特定し、それが防災上必要と考えられた場合には、地域等を指定して注意報・警報を発表します。

(4) 土砂災害警戒情報

高知地方気象台は、高知県土木部防災砂防課と連携して土砂災害のおそれがある場合に、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表します。

(5) 指定河川洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、気象庁は国土交通省または都道府県の機関と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報を行います。

ア 四万十川（渡川）（国土交通省中村河川国道事務所・高知地方気象台）

(6) 警報等の発表基準の引下げ

高知地方気象台及び県は、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施します。

2 気象警報等の伝達（別表3）

町および消防機関は、県から、防災行政無線システムの電話、FAX等により、情報の伝達を受

けます。なお、町、消防本部、関係県出先機関には、総合防災情報システムにより、自動的に配信されます。

(1) 気象予警報等の住民への広報

町地域防災計画に基づき、伝達手段の多重化・多様化を図り、防災情報伝達システム、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、エリアメールなどを利用し、住民に対して警報等を伝達します。

また、自主防災組織等の住民組織と連携して広く周知するものとし、要配慮者への周知については、特に配慮するものとします。

3 火災気象通報

(1) 火災気象通報の通報と伝達

ア 高知地方気象台は、次の通報基準により、火災気象通報を県に通報します。

高知において、

(ア) 実効湿度が 60%以下でかつ最小湿度が 40%以下、最大風速 7 m/ s 以上の風が吹くと予想される場合。

(イ) 平均風速 10m/ s 以上の風が 1 時間以上連続して吹くと予想される場合

※ ただし、降雨・降雪中は通報しないこともあります。

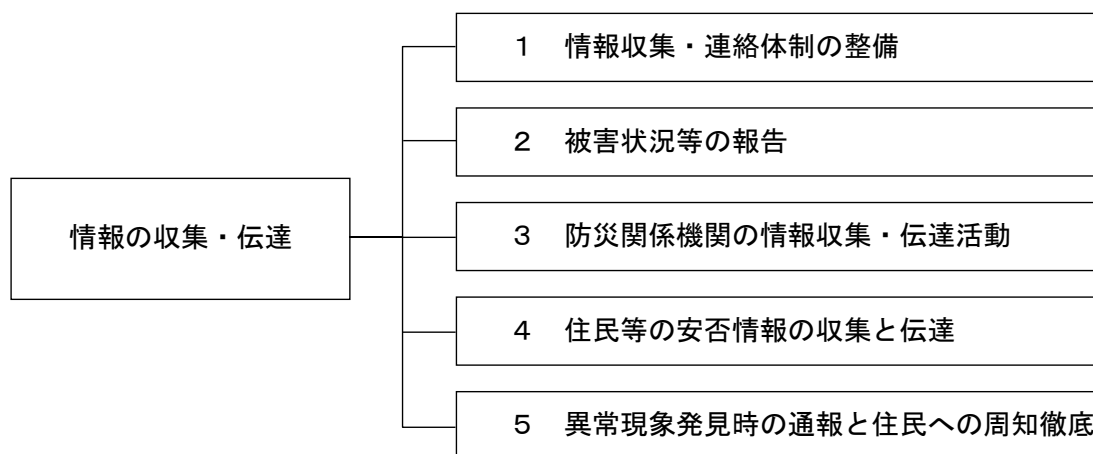
イ 火災気象通報を県から伝達されます。

(2) 火災警報の発令

町及び消防機関は、県から火災気象通報を受けた場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、予防上必要であると認めた場合には火災警報を発令します。

第3節 情報の収集・伝達

- 災害発生時に相互に連携し、被害情報を早期に収集して被害規模を把握します。また、応急対策実施に必要な情報を他の防災関係機関に伝達します。



1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 次の活動により被災地や被害規模等の把握に努めます。

- ア 消防機関からの報告
- イ 県警察からの情報入手
- ウ 自主防災組織からの情報入手
- エ 防災関係機関からの情報入手
- オ 各出先機関からの報告及び災害現地への職員派遣
- カ 勤務時間外にあつては、職員の参集途上での目視

(2) 町は県及び関係機関に情報を伝達します。

(3) 情報の連絡手段

防災関係機関は、電話、FAX、携帯電話等の通信手段の中から状況に応じ最も有効な手段を用いて情報を連絡します。

(4) 情報の共有化

防災関係機関は、インターネット等を利用して情報共有を図ります。

(5) 必要な情報の種類（例）

ア 災害の概況

- (ア) 発生場所
- (イ) 発生日時
- (ウ) 災害種別

イ 被害の状況

- (ア) 人的被害、住居被害など
- (イ) ライフラインの被害状況

ウ 応急対策の状況

- (ア) 応援の必要性
- (イ) 災害対策本部各部の設置及び解散
- (ウ) 消防、水防、救急救助等消防機関の活動状況
- (エ) 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の状況
- (オ) 避難の状況
- (カ) 避難所の設置状況（自主避難の状況を含む）
- (キ) 交通機関の運行及び道路状況
- (ク) 実施した応急対策

エ その他必要な事項

(6) 住民への周知

土砂災害警戒情報等の住民の生命の安全に関わる緊急性の高い情報については、防災情報伝達システム等により町民への周知に努めます。

2 被害状況等の報告

(1) 町から県への報告

ア 町は上記 1 (5) の状況について県に報告を行います。

イ 通信途絶等により県に報告ができない場合には、消防庁に直接報告を行います。県と連絡がとれるようになった後は、県に報告します。

ウ 報告は、高知県総合防災情報システムを優先利用します。

エ 報告の要領と区分は県と同じです。

(2) 情報等の受領責任者

ア 各種の情報、対策の通報等の受領は、災害対策本部設置前は総務課危機管理室で行い、災害対策本部設置後は災害対策本部総務部で受領します。

イ 地域対策本部（大野見振興局及び上ノ加江支所）が設置された場合、所轄区域内の災害に関する情報はすべて災害対策本部に通報します。

ウ 情報等の受領者は、速やかに上司に報告するとともに関係各部に連絡します。

(3) 町から国への報告

県に情報提供する手段がない場合、消防庁の定める速報要領等に基づき消防庁へ報告します。

また、必要に応じ関係省庁に連絡します。

(4) 報告の区分

ア 即報

報告すべき災害等を覚知したとき災害発生後速やかに第一報を報告し、以後判明したもののうちから逐次報告します。

イ 確定報告

応急対策を終了した後 20 日以内に県へ報告します。

(5) 報告の取扱

ア 被害状況等の報告は次の取扱要領等に基づいて行い、二つの報告は一体的に取扱うものとします。（別表 4・5・6 参照）

(ア) 災害報告取扱要領

(イ) 火災・災害等即報要領

イ 報告すべき災害の範囲

(ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。

(イ) 町が災害対策本部を設置したもの。

(ロ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。

(ハ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後災害報告取扱要領 4 (1)～(4) の要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの。

(ニ) 地震が発生し、本町の区域内で震度 4 以上を記録したもの。

(ホ) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの。

〔国（総務省消防庁）の連絡先〕

	平 日 (AM9：30～PM17：45)	夜 間 (左記以外)
消防庁窓口	消防庁応急対策室	宿直室
NTT回線 (電 話)	03-5253-7527	03-5253-7777
(F A X)	03-5253-7537	03-5253-7553

(5) 報告責任者

ア 災害情報及び被害報告は災害対策の基本となるものです。そのため、各部長はあらかじめ報告の責任者を定めておき、情報通信・広報班長に報告します。

イ 情報通信・広報班長は報告を取りまとめ、遅延なく県に報告します。

3 防災関係機関の情報収集・伝達活動

防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報収集活動を行って被害状況を把握し、所管する施設に重大な被害がある場合は、県に報告します。

4 住民等の安否情報の収集と伝達

災害対策本部、その他防災関係機関並びに自主防災組織は、お互いに協力し、災害時に住民等の安否情報の収集又は伝達に努めます。

(1) 災害対策本部

災害対策本部は、多数の者を収容する施設等における住民等の安否情報を集約します。

(2) 住民

住民は、大規模な災害に備え、家族との連絡方法や避難場所等をあらかじめ定めておきます。また、災害伝言ダイヤルを活用し電話の輻輳の緩和に努めます。

(3) 自主防災組織

自主防災組織は、地域内住民の正確な安否情報を把握するため、大規模災害が発生した場合の集合場所（一時避難場所等）をあらかじめ定めておき、地域内住民に周知します。

また、自主防災組織は、収集した地域内住民の安否について自主防災組織の長を通じ各防災地域担当職員または災害対策本部へ報告します。

5 異常現象発見時の通報と住民への周知徹底

災害が発生するおそれがあるような次の異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、又は役場危機管理室に通報します。

通報を受けた施設管理者等は、その旨を速やかに町長に報告のうえ必要に応じ、高知地方気象台、県（危機管理・防災課）及び関係機関に通報するとともに、連携して住民への周知徹底を図ります。

(1) 水害（河川、海岸、等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水など

(2) 土砂災害・山地災害

山鳴り、降雨時の川の水位の低下及び流れの濁りや流木の混在、地面のひびわれ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し、わき水の濁り又は量の変化、がけの亀裂、小石の落下など

(3) 異常気象

異常潮位、異常波浪、竜巻など異常な気象現象など

第4節 通信連絡

- 町及び防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能の確認と、支障が生じた施設の復旧を直ちに行うこととします。
- 各防災関係機関の施設を相互利用し、協力して通信体制を確保します。



1 通信機能の確認と応急復旧対策

町及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行います。

各通信事業者は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧に努めます。

2 非常時の通信手段の確保

(1) 有線通信が可能なとき

電話の輻輳を避けるため、次の通信手段によります。

ア 高知県防災行政無線回線を優先使用します。

イ 災害時優先電話を利用します。

ウ 衛星携帯電話等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定を行います。

(2) 町の電話が利用できないとき

消防機関等他機関の専用電話を利用することができます。

(3) 有線通信が途絶し利用できないとき

ア 他機関の有する無線通信施設を利用することができます。

イ 非常通信の運用（高知県非常通信協議会の協力を得ます。）

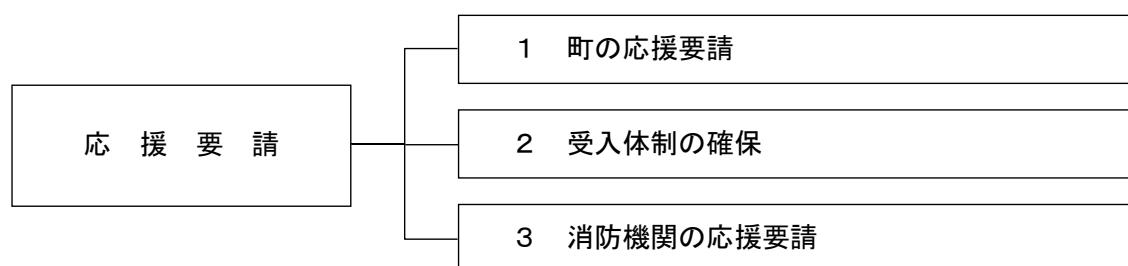
ウ 衛星携帯電話を利用します。

(4) 被災現地で活動するとき

同一通信系を確保するため防災相互用無線を利用します。

第5節 応援要請

- 自らの対応能力では対応できない場合には、災害対策基本法等に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を実施します。
- 応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合には、自主的な応援活動を心掛けます。
- 応援活動を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を結び、常に内容の検証を行います。



1 町の応援要請

- (1) 他の市町村への応援要請（災害対策基本法、市町村災害時相互応援協定等）
- (2) 県への応援要請（災害対策基本法）
- (3) 指定地方行政機関等への職員の派遣要請（災害対策基本法）
- (4) 他の都道府県の市町村によるヘリコプターを用いた消防に関する応援要請（大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要領）

2 受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保

連絡窓口を設置し、要請先である県、他市町村、その他関係機関等との情報交換を緊密に行います。

(2) 受入計画の策定

物資等の応援を速やかに受入れるため、大北支援物資集積倉庫を活用します。なお、当該施設については、緊急の使用に対応できるように通常時は資機材等の備蓄に利用しないことを徹底します。

また、応援部隊が到着後に迅速かつ円滑に活動ができるよう、あらかじめ部隊の受入施設や必要となる資機材・物資等の確保について定めた「中土佐町災害時受援計画」に基づき対応します。

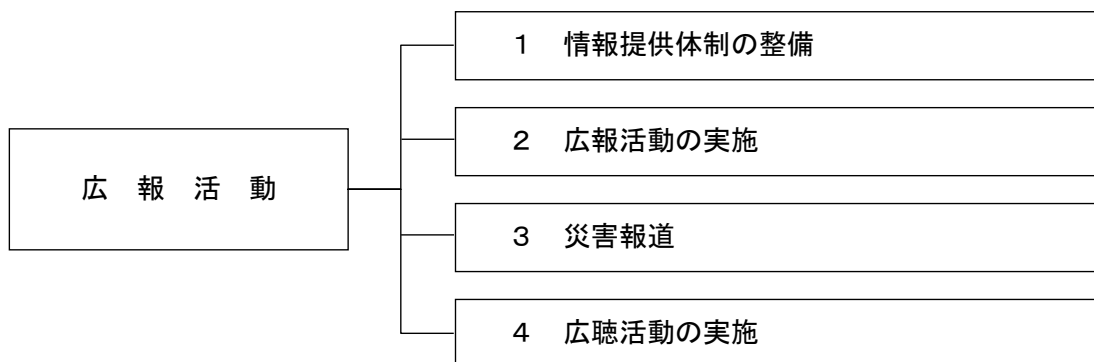
なお、被災地での交通手段・宿泊・食事等の手配は、原則として派遣側で準備を行うものであり、派遣側において調整が困難となった場合にあっては、受入側が可能な限り支援を行います。

3 消防機関の応援要請

- (1) 他の消防機関への応援要請（高知県内広域消防相互応援協定など）

第6節 広報活動

- 災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況などの最新の災害関連情報を、総合防災情報システムを中心として、報道機関の協力も得ながら、要配慮者にも配慮し様々な手段で広報します。
- 特に、被災者に対しては、こうした情報をきめ細かく伝達します。



1 情報提供体制の整備

- (1) 災害時には情報が輻輳するため、広報内容の一元化を図ります。
- (2) 防災関係機関は、連絡を密にし、各機関相互に錯綜のないよう万全を期します。
- (3) 災害対策本部各班は、知り得た情報はすべて報通信・広報班に連絡するとともに、広報を必要とする事項への対応は情報通信・広報班が行います。

2 広報活動の実施

(1) 災害広報活動

災害について正しい情報を、正確かつ迅速に提供し、人命の保護と社会秩序の維持を図るとともに、住民が的確な防災対策を取り得るよう必要な広報活動を実施します。

広報の内容は、下表のとおりとします。

情報の種類	主 な 内 容
被害状況	・ 人的、物的被害 ・ 公共施設被害など
気象関連情報	・ 気象予警報など気象庁の発表する情報 ・ 二次災害の危険性に関する情報
安否情報	・ 被災者の安否、行方不明、死者の情報 (町個人情報保護条例に基づき、適切に判断)
応急対策情報	・ 応急対策の実施状況
生活情報	・ 電気、電話、ガス、水道等ライフライン施設の復旧状況

情報の種類	主 な 内 容
	・避難所情報 ・給食、給水、衣料、生活必需品等の供給状況
住宅情報	・仮設住宅 ・住宅復興制度
医療情報	・診療可能施設 ・心のケア相談
福祉情報	・救援物資 ・義援金 ・貸付制度
交通関連情報	・道路規制 ・バス、鉄道、船舶、航空機の状況
環境情報	・災害ごみ
ボランティア情報	・ボランティア活動情報
その他	・融資制度 ・各種支援制度 ・各種相談窓口

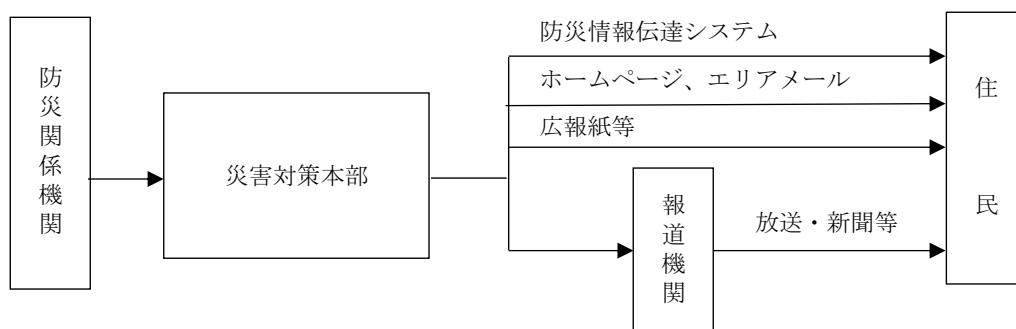
(2) 広報手段

- ア 報道機関（テレビ局・ラジオ局・通信社・新聞社）への情報提供
- イ 防災情報伝達システムによる放送
- ウ 町ホームページへの掲載
- エ エリアメールによる情報提供
- オ 広報誌等の配布
- カ その他の情報（点字化や手話通訳等視覚や聴覚障害の状況に応じた手段）

(3) 広報の伝達系統

広報の伝達系統は、下図のとおりです。

〔防災情報伝達システム・広報紙等を使用した広報伝達系統図〕



3 災害報道

報道機関に対して災害状況を把握次第発表するとともに、住民に対して緊急に伝達が必要な場合は、報道機関への依頼を行います。

4 広聴活動の実施

広報活動と同時に、地域における広聴活動を行い、応急、復旧活動に住民の要望等を反映させま

す。

- (1) 各機関は、各種の問い合わせに対応できる総合的な問い合わせ窓口を設置します。
- (2) 生活維持等に関するニーズの把握に努め、要望事項は速やかに関係機関に連絡します。

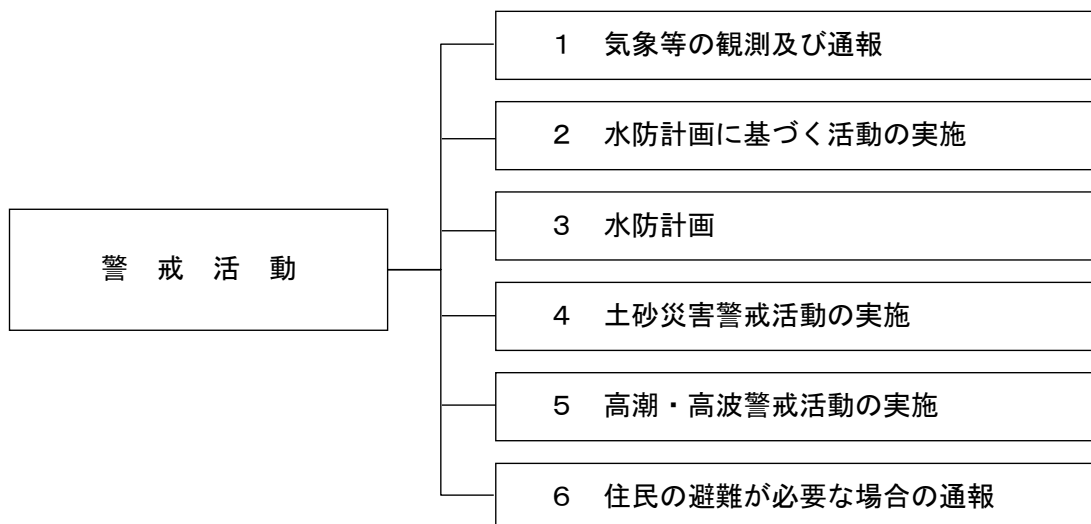
5 被災者に対する情報伝達

要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した情報伝達を行います。

避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体で情報提供を行うなど、適切な情報提供に努めます。

第7節 警戒活動

○ 町及び防災関係機関は、被害の発生を防ぐため、警戒活動を行います。



1 気象等の観測及び通報

町及び関係機関は、連携して気象等の観測情報を収集し、状況に応じた警戒体制をとります。

(1) 雨量

雨量観測所の情報を、県等から収集します。

(2) 河川水位

ア 町は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、水位観測所の情報を高知県総合防災システム等から収集します。

イ 町は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、県に通報します。

ウ 県管理の量水標の水位が水防団待機水位に達したときは、県から通報を受けます。

(3) 潮位

ア 潮位観測所の情報を国土地理院から収集します。

イ 町は、気象等の状況から浸水のおそれを察知したとき、その状況を県に通報します。

2 水防計画に基づく活動の実施

(1) 水防管理者(町長)は水防団(消防団)に準備又は出動の命令を出し次の水防活動を行います。

- ア 水防に必要な資機材の点検整備
- イ 区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
- ウ 重要箇所を中心にした巡回
- エ 異常を発見したときの水防作業と県への通報
- オ 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援

(2) 在港船舶の対策指導

県又は高知海上保安部と連携して、港内の在港船舶の対策指導を行います。

3 水防計画

(1) 実施機関

ア 町

町の区域内における水防活動は、水防法の規定に基づき、高知県知事から指定された水防管理団体である町が行います。

イ 水防団(消防団)

(ア) 水防団は、管理者の指示により、河川、海岸等の洪水又は高潮の被害に対する警戒、防御その他の作業にあたります。

(イ) 水防団の組織

水防団の組織は資料編のとおりです。

(2) 水防倉庫及び資機材・土砂の備蓄状況

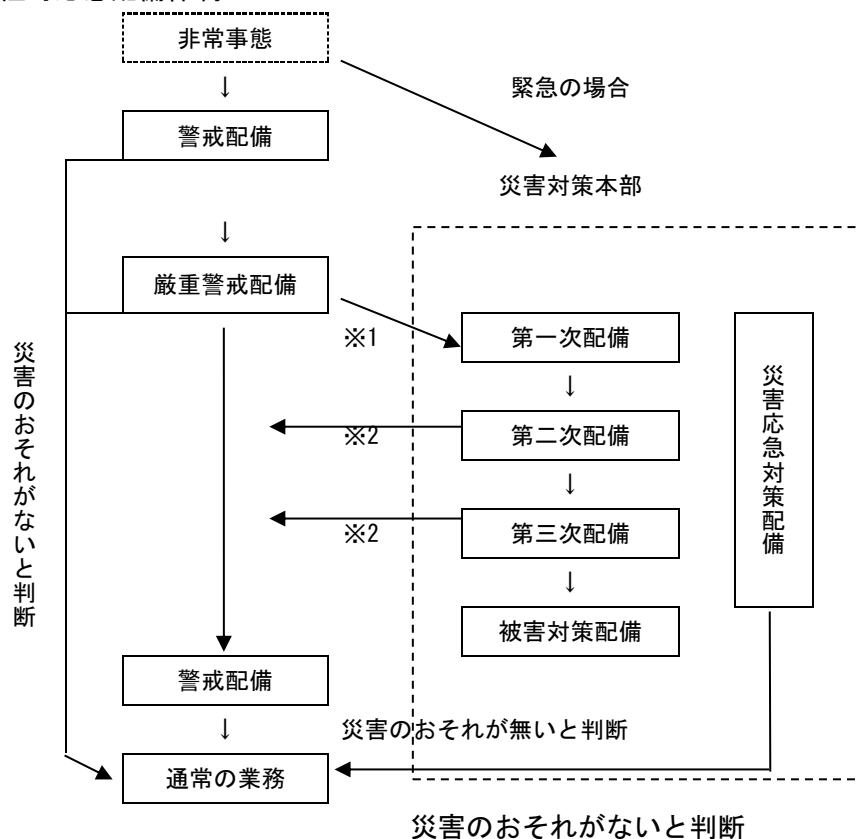
水防倉庫の管理及び資機材等の備蓄は、平時の訓練等を通じて適切に行います。

(3) 水防組織と配備区分

ア 町

第3編 第1章 第1節参照

中土佐町応急配備体制



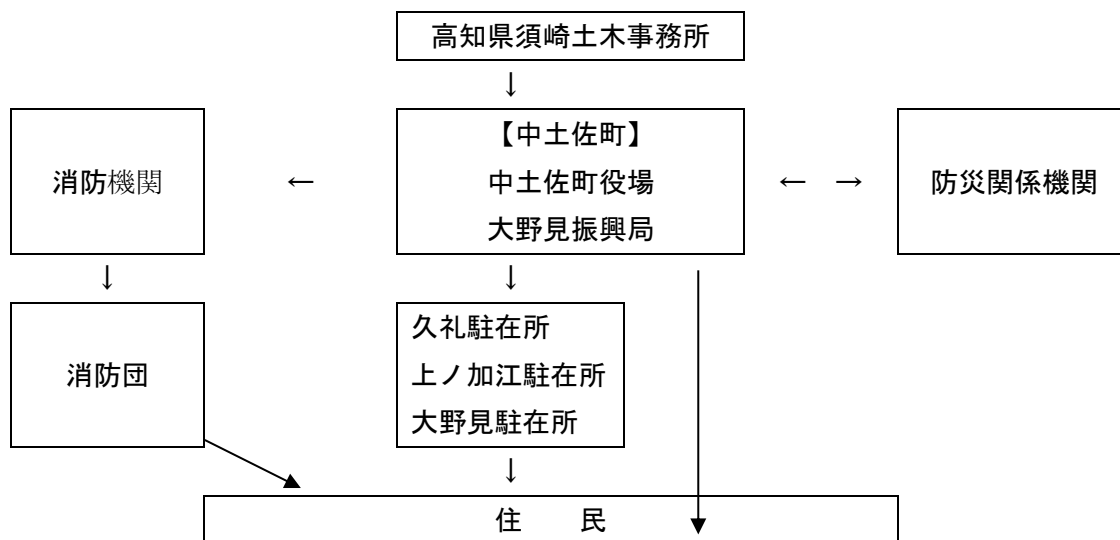
※1 町長の判断

※2 本部長（町長）の判断

イ 活動基準

号 種	発 令 基 準	水 防 活 動
水防指令第1号	気象注意報、気象警報の状況判断により発令	水防本部（支援）設置
水防指令第2号	気象注意報、気象警報が発令されたとき、通報水位に達したとき、潮位が上がり、高潮、波浪の危険が予測されるとき等の状況判断により発令	水防団の待機、準備 水防資機材の整備 避難場所の再確認 輸送の再確認
水防指令第3号	警戒水位に達したとき、高潮、津波の危険があるとき等の状況判断により発令	水防団の出動 警戒区域の設定時期の検討 住民の避難準備及び避難指示の検討 水防信号等による住民周知の検討
水防指令第4号	決壊、溢流等のおそれがあるとき	防災関係機関等への出動協力要請（水防信号等による）
水防指令第5号	水防の限度を予測し、危険を判断したとき	危険区域住民への避難の指示（水防信号等による）
解除	警戒水位以下となり危険がなくなったとき	水防信号等により住民へ周知

(4) 情報伝達



(5) 水防区域

本町における河川の重要水防区域及び特に注意を要する区域は、資料編のとおりとします。

(6) ポンプ場、水門及び樋門等の位置並びに措置

ア ポンプ場及び樋門等の取扱責任者は、水防に関する予警報等が発表されたことを知ったときは、水位の変動を監視し、必要に応じてポンプ操作並びに門扉の開閉を行います。

イ 取扱責任者は、ポンプ及び門扉の操作等について支障のないように常に整備点検を行います。

ウ ポンプ場及び樋門等の位置は資料編のとおりです。

(7) 避難

第3編 第1章 第8節のとおりとします。

(8) 輸送

第3編 第1章 第10節のとおりとします。

(9) 監視、警戒体制

ア 観測

(7) 水位の観測及び通報

a 水防管理者は、水防法の規定による洪水に関する予報の連絡を受けたときは、常に水防活動に対する確かな状況判断が下せるようにします。

b 水防管理者は、水防警報が発表されたとき及び国・県から次の水位の連絡を受けたときは、各関係機関及び住民に対し通知します。

(a) 水防団待機水位（水防団が待機する水位）

(b) はん濫注意水位（水防団が出勤・警戒にあたる指標水位）

(c) 以後1時間ごとの水位

(d) はん濫注意水位を下回ったとき

(e) 通報水位を下回ったとき

(イ) 水位の測定

河川水位については、状況により災害対策本部員又は水防団員等を派遣し、資料編に示す

測定場所において水面と橋桁までの差異を測定又は目視し、常に状況を把握しておきます。

(ウ) 潮位の通報

水防管理者は、高潮又は津波のおそれ予知されるときは、関係機関と連絡を取り、潮位に関する情報を収集し、常に水防活動上の確な情勢判断が下されるようにします。

イ 堤防の巡視及び警戒

(ア) 巡視

- a 水防管理者は、水防法の規定に基づき、常に区域内の河川、海岸堤防の巡視を行わせ、水防上危険と認められる箇所を発見したときは直ちに報告させます。
- b 水防管理者は、前号の報告を受けたときは直ちに、町管理以外の河川等については、県出先機関を経由してその管理者に連絡し、必要な措置を求めます。
- c 堤防の巡視については、次の事項について留意し、洪水及び高潮に備えます。
 - (a) 樋門、防潮扉等の点検
 - (b) 角落と資材の保管状況の確認
 - (c) 堤防等の点検

(イ) 警戒

大雨・洪水・高潮に関する予警報が発表された場合、又は必要と認められる場合は、重要水防区域等の監視及び警戒を厳重にし、現在工事中の箇所並びに既往の災害箇所、その他重要な箇所を重点に警戒し、特に次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告するとともに、水防作業を行います。

- a 堤防の裏のりの漏水又は飽水による亀裂及びがけ崩れ
- b 堤防表のりで水当たりの強い場所の亀裂又はがけ崩れ
- c 堤防天端の亀裂又は沈下
- d 堤防溢水
- e 樋門の両袖又は底部からの漏水と扉の異常
- f 橋りょう及びその他の構造物と堤防とのとり付け部分の異常

ウ 出動

(ア) 災害対策本部員

災害対策本部各部、各班は互いに協力して水防活動を行います。

(イ) 水防団員

河川の水位が**はん**注意水位に達し、上昇のおそれがあるときは、水防管理者の出動指令により、直に出動して、警戒又は水防活動を行います。

エ 居住者等の水防活動

水防管理者、消防署長及び水防団長は、水防法の規定により、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内に居住する者等に出動を求め、水防に従事させます。

オ 水防工法

工法を選択するにあたっては、堤防の組成材、流速、法面、護岸等の状態及び原因等を勘案し、最も効果的でかつ使用材料がその近くで得易い工法で施工します。

カ 水防資機材の調達

水防資機材は関係地区内の水防倉庫から搬出し、不足を生じたときは災害対策本部の指示により非被災地区の水防倉庫から調達します。

キ 決壊等の通報並びに措置

- (ア) 堤防、橋りょうその他の施設が決壊、損壊したとき、又はそのおそれがあるときは、災害対策本部員等現場にある者は電話その他適切な方法により水防管理者に報告するとともに、被害を最小限度にとどめるため、必要な措置を講じます。
- (イ) 水防管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに区域住民、警察署長、河川管理者に通知します。

ク 応援

(ア) 隣接水防管理団体等の応援要請

水防管理者は、水防法の規定に基づき、水防のため緊急の必要があると認めるときは、他の水防管理者又は水防団長に対して応援を要請します。

(イ) 自衛隊の応援要請

水防管理者は、大規模の応援が必要であると認める緊急事態が生じたときは、県水防本部長を通じて自衛隊の出動を要請します。

(ウ) 中土佐建設協会への応援要請

水防管理者は、水防のため必要があると認めたときは、協定に基づき、中土佐建設協会に協力を要請します。

ケ 水防解除

水防管理者は、次のいずれかの通報を受け、水位がはん濫注意水位を下り、危険が去ったと認められるときは、須崎土木事務所と協議の上これを解除します。

(ア) 高知県が発表する水防警報の解除

(イ) 気象台が発表する気象・洪水・高潮に関する注意報・警報及び津波予報の解除

コ 水防報告

(ア) 水防管理者は、次の場合直ちにその概要を須崎土木事務所に報告します。

- a はん濫注意水位に達し、又はそれ以外の場合で水防関係者が出動したとき。
- b 水防作業を開始したとき。
- c 他の水防管理者に応援を要請したとき。
- d 堤防、樋門及びため池等が決壊し、又はこれに準じた事態が発生したとき。

(イ) 水防管理者が水防解除を指令したときは、水防団長等及び警察署長に連絡し、住民に周知を図るとともに、須崎土木事務所に報告します。

(ウ) 水防活動の実績報告

水防管理者は、水防活動終結後、直ちに次の事項を取りまとめ、県土木部長を経由して、知事に報告します。

洪水、高潮等により水防活動を実施したときは、水防管理者は遅延なく、様式1（速報）を県土木部長あてに報告するとともに、現地の写真、水防資材受払簿、資材購入の際の証拠書類の整備を行い、様式2による調査表を作成しなければならない。

サ 水防信号

高知県水防法施行規則に基づき、次の水防信号及び標識を使用します。

〔水防信号の種類〕

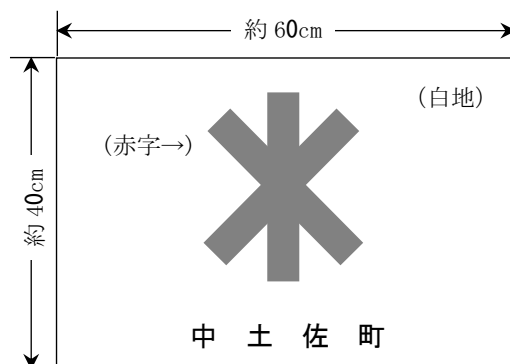
水 防 信 号		
種 別	打鐘信号	サイレン信号
警戒水位に達し、 なお増水のおそれがあるとき (水災警報)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 3点打 5回	30 秒 ○——6 秒 ○—— ○—— ○—— ○—— 6 秒を間し 30 秒吹鳴 5 回
関係諸機関の出動信号	○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ 3連打 5回	3 秒 10 秒 ○— 3 秒 ○—— ○— ○—— ○— ○—— ○— ○—— ○— ○—— 3 秒吹鳴、3 秒を間し 10 秒吹鳴 5 回
(危険区域内住民) 避難退去信号	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ 乱打	3 秒 ○— 1 秒 ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— ○— 1 秒を間し 3 秒吹鳴 10 回
解除信号	○ ○○ ○ ○○ ○ ○○ ○ ○○ ○ ○○ 1 点、2 点の斑打 5 回	○—— 長声 1 回

全部改正〔昭和 26 年規則 12 号〕、一部改正〔昭和 52 年規則 41 号・平成 18 年 74 号〕

シ 標識

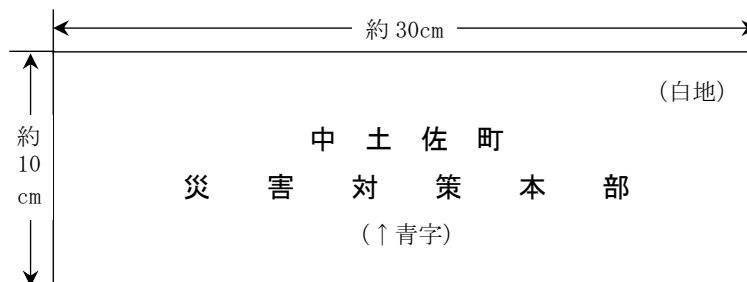
車両等に対する優先通行の標識は、次のとおりとします。

a 車両等の標識



b 職員の標識

現場に赴く職員は、次の腕章を着用します。



ス 水防訓練

水防訓練は、水防法に基づき、次の項目について毎年十分訓練を実施し、特に住民の参加を

促し、水防に対する意識の高揚、避難・立ち退き等の訓練に努めます。

(7) 実施要領

- a 観測（水位、潮位、雨量）
- b 通報（電話、伝達）
- c 動員（水防団の動員、居住者の応援）
- d 輸送（資材、人員）
- e 工法（各水防工法）
- f 樋門の操作法
- g 避難・立ち退き（危険区域居住者の避難）
- h 救援救護（災害対策本部の活動準備体制）

(10) 災害発生直前の対策

水防管理者は、水防計画に基づき河川堤防等の巡視を行い、水防上危険と思われる箇所について水防活動を実施します。

また、河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、ダム、堰、水門等の適切な操作を行います。

その操作にあたり、被害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び県警察に通知するとともに一般に周知します。

活動基準については3編1章第7節参照。

(11) 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全に留意して水防活動を実施します。

4 土砂災害警戒活動の実施

(1) 危険箇所においてパトロールを実施し、前兆現象の把握に努めます。

(2) 必要に応じて警戒活動の実施区域の設定を行います。

(3) 状況の把握

災害発生直後、早急に急傾斜地崩壊危険区域等のパトロール等を行うことにより、被災状況の把握に努めます。

(4) 危険箇所の点検

発災後の降雨等により発生が予想される土砂災害等の二次災害の防止、軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行います。

その結果、危険性が高いと判断された箇所について関係機関や住民に周知を図るほか、土砂災害防止法等に基づいて整備された警戒避難の実施など、必要な応急対策を行います。

(5) 災害発生場所の調査

土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施します。

(6) 住民への周知

道路など交通機関への影響について住民等に周知するための応急の表示等を行い、危険を回避します。

5 高潮・高波警戒活動の実施

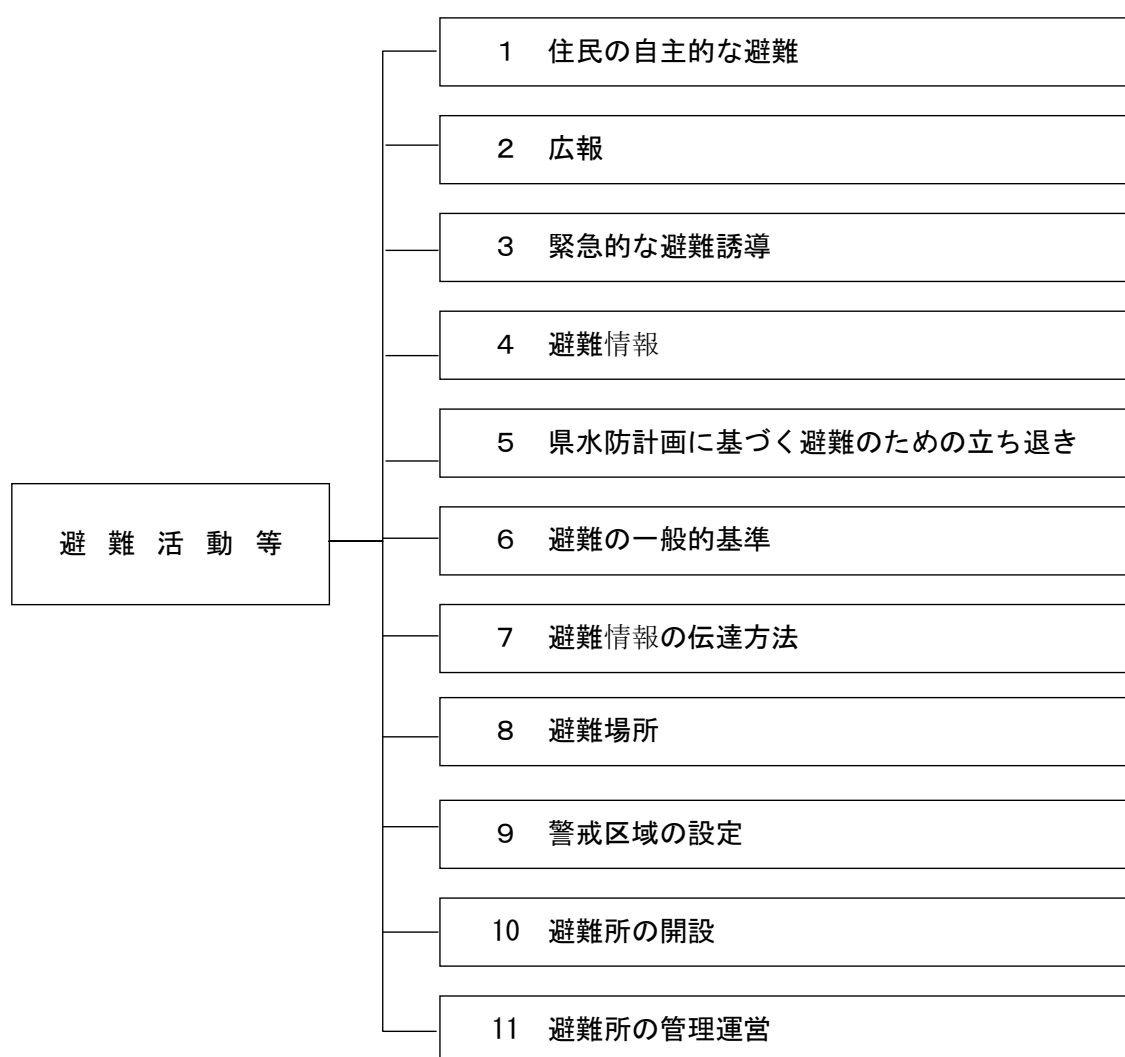
高知地方気象台が発表した高潮警報、波浪警報、高波に関する気象情報を受け取ったときは、必要に応じてそれらの情報を住民に周知し、警戒活動を行います。

6 住民の避難が必要な場合の通報

堤防その他の施設が決壊したとき、または越水を確認したときは、町長、水防団長、消防機関の長は、直ちに地域住民に周知します。また、県及び氾濫のおそれのある隣接市町村並びに関係機関に通報します。

第8節 避難活動等

- 災害発生時に危険から逃れるためには、住民自らが自主的に避難することを基本とします。
- 災害時において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたときは、高齢者等避難の発令や避難指示及び緊急安全確保又は災害発生情報を速やかに発令し、避難誘導を行います。
- 災害対策本部の置かれる庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めます。
- 町が実施できない場合には、県等が代行して避難指示及び緊急安全確保等を発令します。
- 避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を伝えます。



- 緊急安全確保等の根拠法と実施責任者
 - ・ 災害対策基本法（町、県）
 - ・ 災害対策基本法（県警察、海上保安部）
 - ・ 地すべり等防止法（県）
 - ・ 水防法（県、水防管理者）
 - ・ 警察官職務執行法（県警察）
 - ・ 自衛隊法（自衛隊）

1 住民の自主的な避難

住民は、災害発生時には、あらかじめ町、自主防災組織等で決めた「避難開始の目安」を使い、自主的に避難します。なお、避難所へ移動する場合は、避難先、避難する世帯、人数、要配慮者等を町その他関係防災機関に連絡します。

2 広報

あらかじめ定めた広報の計画により、気象予警報の発表や雨量等の観測情報を住民に広報します。

3 緊急的な避難誘導

集中豪雨など突発的な災害が発生し、町の体制が整う前に危険が目前に迫っているときは、消防団及び自主防災組織は住民を避難誘導します。

4 避難情報（「避難指示」、「緊急安全確保」又は「高齢者等避難」）

町長は、原則として早めの避難として「高齢者等避難」、「避難指示」の発令を行い、急を要するときは「避難の指示」を行います。

災害が発生し、または発生する恐れがある場合には、可能な限り危険地域の住民の要配慮者に対し「高齢者等避難」を発令し、次いで避難指示を発令します。また、危険の切迫度、避難の状況等により急を要するときは、緊急安全確保を発令します。

この際、住民の積極的な避難行動に繋がるよう、警戒レベルを用いるとともに、危険の切迫性に応じて伝達文の内容や伝達回数等について工夫を行います。また、避難所等への移動を行うことがかえって危険を伴うことが想定される場合に備えて、「近隣の安全な場所」への移動や垂直避難等の「屋内での安全確保」について、日頃から周知に努めます。

(1) 町独自規定による「高齢者等避難」

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、あらかじめ定めた判断基準に基づき、早めの段階で高齢者等避難を発令します。

(2) 災害対策基本法に基づく「避難指示」又は「緊急安全確保」

住民の積極的な避難行動に繋がるよう、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫します。

避難指示又は緊急安全確保は、次の内容を明示して行います。

ア 避難を必要とする理由

イ 対象となる地域

ウ 避難する場所

エ 注意事項（避難経路の危険性、避難方法など）

(3) 避難誘導

ア 避難情報が出されたときは、県警察や消防機関、自主防災組織等の協力を得て、迅速に災害時要援助者を含めた住民の避難を実施するよう広報活動を行います。

イ 孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じて応援を要請します。

ウ 自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに有する要員及び資機材につき応援を要請します。

5 県水防計画に基づく避難のための立ち退き

(1) 町長の指示

ア 町長は、直ちに必要と認める区域の住民に対し立ち退き又はその準備を指示します。

イ 町長は、所轄する警察署長に通知します。

ウ 町長は、実施した内容を県に報告します。

(2) 知事又はその命を受けた職員の指示

ア 洪水又は高潮等により非常に危険が切迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため必要が認められたとき、知事又はその命を受けた職員は、危険地域の居住者に対し立ち退きを指示します。

《避難のための立ち退きの指示等の権限》

実施責任者	災害の種類	指示等の内容	根拠法
町長 (指示)	災害全般	災害の危険がある場合、避難のための立ち退きを指示するとともに、あわせて立ち退きさを指示する。	災害対策基本法
警察官 (指示)	災害全般	町長が避難の指示をするいとまがないとき、又は町長から要求があったとき、避難のための立ち退きを指示する。また、災害の危険がある場合警告を発し、急を要する場合は避難させ、又は通常必要な措置を命じる。	災害対策基本法 警察官職務執行法
知事又は その命を受け た吏員 (指示)	洪水 高潮 地すべり	洪水又は高潮の氾濫並びに地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき区域内の居住者に対し、避難のための立ち退くべきことを指示する。	水防法 地すべり等防止法
海上保安官 (指示)	災害全般	町長が避難の指示をするいとまがないとき又は、町長から要求があったときは、避難のための立ち退きを指示する。	災害対策基本法
自衛官 (指示)	災害全般	災害の危険により避難を要する場合に、警察官等がその場にはいない場合に限り、避難のための立ち退きを指示する。	自衛隊法

6 避難の一般的基準

避難指示は、原則として次のような状態になったときに発せられるものとします。

また、高齢者等避難は、避難指示に至る前の状況を考慮して発するものとします。

- (1) 河川等がはん濫注意水位等を突破し、河川等の氾濫のおそれがあるとき
- (2) 洪水、地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき
- (3) 爆発のおそれがあるとき
- (4) 火災が拡大するおそれがあるとき
- (5) その他、住民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき

7 避難情報の伝達方法

- (1) 防災情報伝達システム、報道機関等を通じて周知徹底します。
 - (2) 周知徹底のため、消防団、自主防災組織等の戸別訪問によるきめ細かな伝達にも努めます。
 - (3) 要配慮者と一緒に避難できるよう、地域が一体となって効果的な広報を行います。
- 避難の広報文例は、次のとおりとします。

年 月 日 中土佐町災害対策本部指示
月 日 時 のため 地区は、被災の恐れがあるので、直ちに に避難してください。

8 避難所及び避難場所

町内の避難所及び避難場所は資料編のとおりとし、避難所については災害種別に応じて適切な施設を避難所として開設します。

9 警戒区域の設定

- (1) 災害時において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限若しくは禁止し、又は退去を命じます。
 - (2) 警察官及び海上保安官は、町長又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、又はこれらの者から要求があった場合、町長の権限を代行します。この場合は、直ちにその旨を町長に報告します。
 - (3) 災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、町長、警察官及び海上保安官が現場にいない場合に限り町長の権限を代行します。この場合は、直ちにその旨を町長に報告します。
- ア 避難の指示が対人的にとられていて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定権は地域的にとらえて、立入制限、禁止、退去命令によりその地域の居住者の保護を図ろうとするものであること。
- イ 警戒区域の設定権は、災害がより急迫している場合に行使するものであること。
- ウ 警戒区域設定権に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰金又は拘留の罰則が科される（災害対策基本法）ことになっており、避難の指示については罰則がないこと。

町長の警戒区域設定権は、地方自治法に基づいて町の吏員に委任することができます。

10 避難所の開設

- (1) 避難空間
- ア 必要に応じて速やかに避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図ります。

イ 一般の避難所での生活が困難な高齢者や障害者の収容施設として、必要に応じて福祉避難所を開設します。

ウ 避難所はあらかじめ指定している避難所としますが、必要に応じて指定した一時避難場所や避難所の屋外にテント等を設置して避難所機能を持たせるほか、これらを補完する施設として民間施設の活用も検討します。

(ア) 一時避難場所

災害発生直後における周辺住民等の一時的・短期的な避難空間として、学校グラウンドや公園等の屋外施設を活用します。

(イ) 避難所

住宅が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれのある周辺住民等を収容する避難空間としてあらかじめ指定している避難所を活用します。

(ウ) 福祉避難所

一般の避難所での生活が困難な要配慮者は、福祉避難所としてあらかじめ指定した社会福祉施設等に移送します。

(2) 受入れの対象

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現に災害に遭遇（旅行者、通行人等）した者

ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

(3) 開設場所

避難所としてあらかじめ指定している施設を原則とします。

(4) 開設期間

必要と認められる期間とします。ただし、災害救助法の適用を受けたときは、災害の日から7日以内とし、状況に応じて知事の承認（厚生労働大臣に協議）を求めた上で延長を行います。

(5) 県・隣接市町村への協力要請

避難所を必要とする人数に対し既存の避難所の収容能力が不足する場合は「高幡圏域における広域避難に関する協定」に基づき、隣接市町に対し協力を要請します。

(6) 避難所開設の報告

避難所を開設したときは、次の事項について高知県総合防災情報システムにより報告します。

ア 避難所開設の日時及び施設名称

イ 収容人員（随時）

ウ 開設期間の見込み

11 避難所の管理運営

(1) 避難所の運営

ア 避難所の運営は、避難所運営マニュアルを基に避難者の協力を得て、施設管理者（学校長等）、地域の自主防災組織等により避難所運営本部を設置して行います。

イ 指定避難所については、施設管理者、地域の自主防災組織等により、平時から避難所運営マニュアルに基づき、事前に役割分担等を定めておきます。

ウ 各避難所の運営責任者は、災害対策本部又は支部と連携し、避難者数、避難者名簿、必要物

資等、避難に係わる情報を共有します。

エ 避難所の運営は、次の事項に留意して行います。

- (ア) 避難所における速やかな情報の収集・伝達・各種相談、食料・飲料水等の配布、トイレの設置状況、清掃等
- (イ) 簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況などの避難所の生活環境
- (ウ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度などの避難者の健康管理、プライバシーの保護、要配慮者の特性の視点、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮
- (エ) 避難生活に不足する物資の調達
- (オ) 負傷者に対する応急の救護及び搬送
- (カ) 避難者の総合的な相談窓口の設置
- (キ) 要配慮者に対する相談・支援、避難所内に福祉避難スペースを設置するとともに、必要な場合の福祉施設等の福祉避難所への搬送
- (ク) 必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースや、周囲に迷惑をかけずに飼い主とペットが同じ避難所で生活ができるような隔離用のテント、飼育用のケージの確保
- (ケ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、民間賃貸住宅、宿泊施設等への移動の推進
- (コ) 避難者の意見を参考とした避難所運営に心がけます。被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自主防災組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、支援します。

〔避難所運営委員会の班構成編成例〕

運営委員会	本部運営班	避難所の開設・運営統括、避難者の受付、人材確保等
	レイアウト・環境班	避難所の安全確認、環境整備、避難者の誘導等
	物資・食事班	備蓄物資の棚卸・配給、調理スペースの確保、炊出し等
	救護班	救護スペースの確保、医療・救護処置、避難者の状況把握、救護資材の棚卸等

(2) 避難所の閉鎖

ア 災害の状況により被災者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難者の移送等により避難所を適宜閉鎖又は縮小します。

イ 被災者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合は、応急仮設住宅の迅速な提供により避難所の早期解消に努めます。

12 災害対応における感染症対策の徹底

(1) 町施設における感染症対策の徹底

町施設や近接する執務スペースにおいて、災害対応に従事する職員等に対する感染症対策を徹底します。

(2) 避難所における感染症対策の徹底

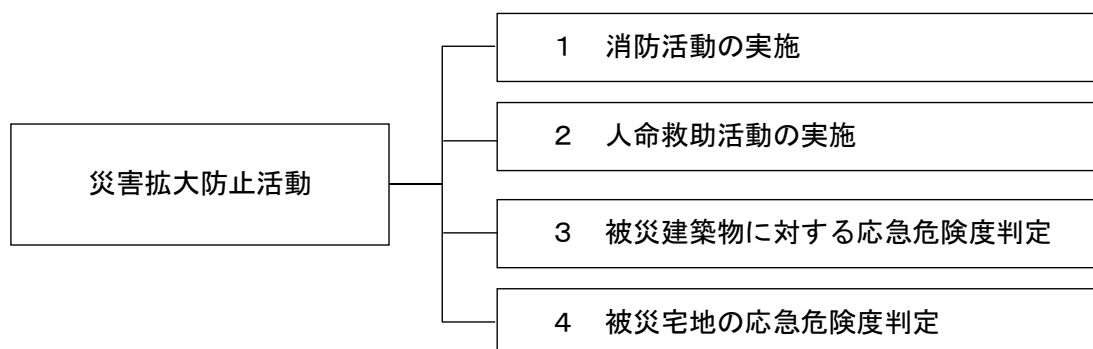
災害が発生し、避難所を開設する際においては、避難者の検温・手指消毒・問診等を実施するとともに、避難スペースにおけるパーティションの活用等により感染症対策を徹底します。また、マスク及びフェイスシールドの着用徹底など、避難者にも感染対策の協力を要請します。

13 避難者の適切な受け入れ

町は、避難した旅行者等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れを実施します。

第9節 災害拡大防止活動

- 災害発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施します。
- 火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務等を確実に遂行し、住民の生命・身体・財産を保護します。
- 降雨時の災害により多くの宅地が被害を受けることが予想されるため、危険度判定士を現地に派遣して危険度判定を行い、その危険性を周知することにより二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図ります。



1 消防活動の実施

(1) 実施責任者

町

(2) 消火活動

ア 消火活動の主体として、火災が発生しやすい季節や町内で火災等の災害が発生した時は、出火防止や初期消火活動の啓発活動を重点的に行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行います。

イ 災害の規模が大きく、他市町村の応援を必要とする場合に、消防組織法及び災害対策基本法等の規定により、県及び近隣市町村に対して応援出動を要請します。

(ア) 近隣市町村の応援のみでは対応できないほど大規模な場合は、県、市町村及び消防機関により締結している「高知県内広域消防相互応援協定」に基づき、応援隊の出動を要請します。

(イ) 災害の状況、町の消防力及び高知県内広域消防相互応援協定に基づく消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法に規定する緊急消防援助隊の出動を要請します。

ウ 県内外からの消防応援部隊の受援を行うとともに、重要防御地域への効果的な消防部隊の投入を図ります。また、受入れに伴い、施設や空き地の確保を図ります。

エ 町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとります。

オ 災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておきます。

(3) 林野火災空中消火活動

ア 派遣要請

県防災ヘリコプターの派遣要請

町長は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請します。

イ 報告

空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県に報告します。

報告事項

(ア) 林野火災の場所

(イ) 林野火災焼失(損)面積

(ウ) 災害派遣に要した航空機の機種と機数

(エ) 散布回数(機種別)

(オ) 散布効果

(カ) 地上支援の概要

(キ) その他必要事項

(4) 資機材の調達等

ア 消防活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行します。

イ 必要に応じて、民間からの協力等により消火活動のための資機材を確保し、効率的な消火活動を行います。

2 人命救助活動の実施

人命の救助は、全ての活動に優先するため、各種活動は、「人命救助活動」の妨げとなる場合は、規制をすることとします。

人命救助活動は、町が行い、県等他の機関は、町の活動に協力することを基本とします。

災害発生時の人命救助活動は、消防団や自主防災組織が率先して実施するように努めることとします。

(1) 実施責任者

町、県、県警察、海上保安部、自衛隊

(2) 救助対象

被災者の救出は、次の状態にある者に対して行います。

- ア 火災時に火中に取り残された場合
- イ 倒壊家屋の下敷きになった場合
- ウ 流失家屋及び孤立した地点に取り残された場合
- エ 土砂災害等により生き埋めになった場合
- オ 船舶が遭難し乗客等の救出が必要な場合
- カ 鉄道若しくは車両等の大事故が発生した場合
- キ その他、人命に著しく危険が及んでいる場合

(3) 救助の手順

ア 町は、救助を要する状態にあるとの報告を受けたときは直ちに全力をあげて救助活動を実施します。

なお、町職員等による救助が困難と認められたときは県警察、自主防災組織等の応援を得て実施します。

イ 救助された負傷者は、直ちに救急車又はその他の手段により症状に適合した医療機関、その他に搬送します。

(4) 資機材の調達

ア 救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行します。

イ 町は必要に応じて、民間からの協力等により救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行います。

(5) 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索にあたっては、救助活動に引き続き、町は、県警察、消防団等と協力して実施します。

(6) 関係機関等への応援要請

大規模な災害により町だけで対応できない場合は、県、県警察本部、近隣消防機関に協力を要請するとともに、高知県内広域消防相互応援協定に基づき、応援隊の出動要請又は消防組織法に基づく緊急消防援助隊の出動要請、若しくは必要に応じ自衛隊派遣要請を県に依頼します。

(7) 関係機関との連絡調整

関係機関へ応援要請したときは、円滑な救助活動を実施するため、町は応援要請した関係機関の活動内容等について連絡調整を行います。

3 被災建築物に対する応急危険度判定

(1) 実施責任者

町

(2) 実施内容

ア 町は県の指導を得て、応急危険度判定活動体制を確立します。

町の区域で危険度判定を実施するにあたり、危険度判定実施本部を設置します。

イ 町は県の指導を得て、活動計画を県と調整しながら作成します。

ウ 判定実施計画に基づき応急危険度判定を実施します。

実施本部は、判定士及び判定のための資機材等を確保し、危険度判定活動を実施します。

4 被災宅地の応急危険度判定

(1) 実施責任者

町

(2) 実施内容

ア 県の指導を得て、被災宅地危険度判定活動体制を確立します。

イ 県の被災宅地危険度判定実施要綱に準じます。

ウ 被災宅地危険度判定士の養成と資質向上のため県が実施する研修への参加を促進します。

エ 必要に応じて県への派遣要請を行います。

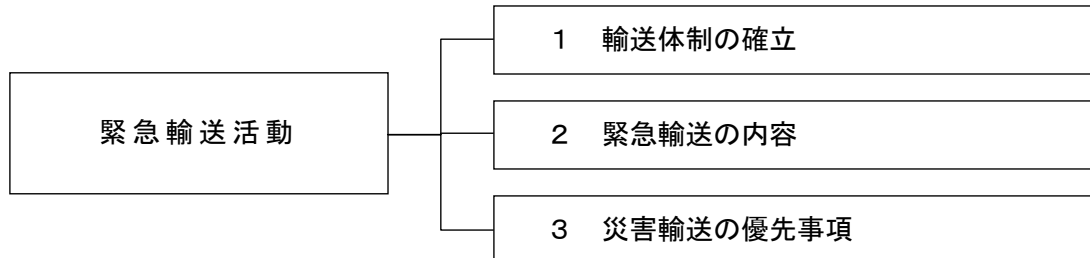
洪水等による地盤・擁壁等の変形による二次災害の防止を図るため、県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請します。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示するとともに、使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起します。

オ 判定実施計画に基づき判定を実施します。

第10節 緊急輸送活動

- 災害発生後の応急活動を効率的に実施できるように、緊急度、重要度を考慮し、関係機関が協力し、緊急輸送活動に取り組めます。



1 輸送体制の確立

(1) 陸上輸送

ア 輸送手段の確保

(ア) 町有車両の活用

(イ) 民間車両への協力要請

(ウ) 自衛隊への支援要請

(エ) 県への要請及び調達、斡旋依頼

イ 緊急輸送車両の確認

(ア) 災害対策基本法に規定する災害応急対策の実施責任者、またはその委任を受けたものが使用します。

(イ) 災害対策基本法に規定する緊急輸送車両は、災害対策基本法施行令の規定により、緊急輸送車両の確認後、知事、公安委員会より、総理府令で定める様式の標章及び証明書の交付を

受け、車両の前面の見えやすい箇所に掲示します。

(2) 航空輸送

- ア 自衛隊への支援要請により行います。
- イ 高知県消防・防災ヘリコプターの出動要請を行います。
- ウ 必要に応じ、民間機の協力要請を行います。
- エ 県への要請及び調達、斡旋依頼を行います。
- オ 航空輸送にヘリコプターを利用する場合の離発着場は資料編のとおりとします。

(3) 海上輸送

- ア 陸路が途絶した場合、大量の被災者及び緊急物資の輸送に際しては、海上保安部の所属船、自衛隊の艦船に出動を要請します。
- イ 久礼漁協及び高知県漁協各支所に対して、船舶からの緊急物資の陸揚げ、一次防災拠点港（須崎港・高知港等）からの輸送等、協力を要請します。
- ウ 緊急を要する輸送については、要請に基づき海上保安部及び、あらかじめ締結している協定に基づき関係機関等において実施します。
- エ 四国運輸局高知運輸支局を通じて海上輸送業者の所有船を活用するものとします
- オ 港湾管理者等は、緊急輸送のため、岸壁を確保します。
- カ 県及び町は、陸揚げ等に必要な人員を確保します

(4) 緊急輸送のための燃料確保

輸送活動を円滑に行うために、各機関は燃料の調達・供給体制の整備を図ります。

2 緊急輸送の内容

- (1) 医療品、医療資機材
- (2) 食料、その他生活必需品
- (3) 応急対策に必要な資機材
- (4) 災害対策要員の輸送
- (5) その他緊急に輸送を必要とするもの

3 災害輸送の優先事項

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動
- イ 消防・水防活動
- ウ 国及び地方公共団体の応急対策活動
- エ ライフライン事業者の応急復旧活動
- オ 緊急輸送施設等の応急復旧、交通規制活動

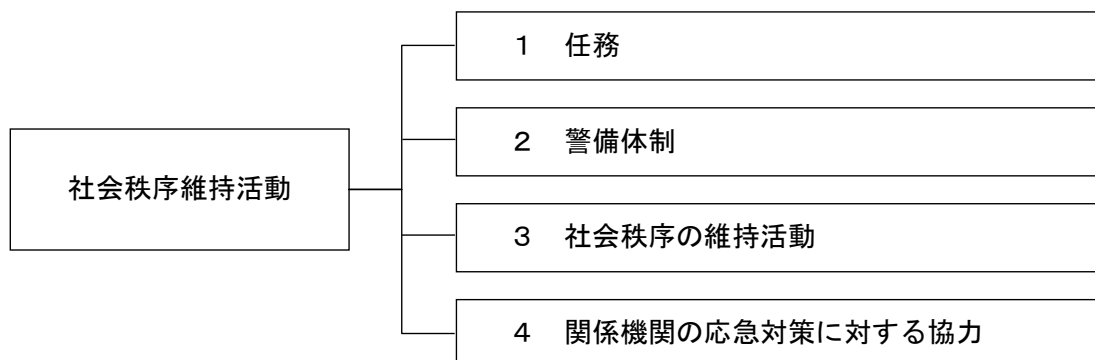
(2) 第2段階

- ア 第1段階の継続
- イ 給食・給水活動
- ウ 負傷者等の被災地外への輸送活動
- エ 輸送施設の応急復旧活動

- (3) 第3段階
 - ア 第2段階の継続
 - イ 復旧活動
 - ウ 生活救援物資輸送活動

第11節 社会秩序維持活動

- 県警察は、風水害等の災害発生時に、住民の生命及び財産を保護し、治安を維持するための警察活動を行います。



1 任務

- (1) 気象情報、その他災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救出・救助及び行方不明者の搜索
- (3) 被害実態の把握
- (4) 住民の避難誘導
- (5) 緊急交通路確保等の交通規制
- (6) 遺体の検分（検視）及び身元不明遺体の身元調査
- (7) 民心の安定を図るための広報・相談受理等の諸施策
- (8) 被災地の各種犯罪の予防検挙
- (9) 災害に便乗した犯罪の取締り
- (10) 関係機関の行う災害救助及び災害応急措置等に対する支援・協力
- (11) その他必要な警察活動

2 警備体制

県本部に、「高知県警察災害警備本部」等、被災地を管轄する署ごとに、「署災害警備本部」等が設置されます。したがって、町は県警察と連携して体制を整備します。

3 社会秩序の維持活動

- (1) 警ら、検問活動の強化

被災地、避難場所、救援物資、復旧資材、その他生活必需物資の貯蔵及び公共施設に対するパ

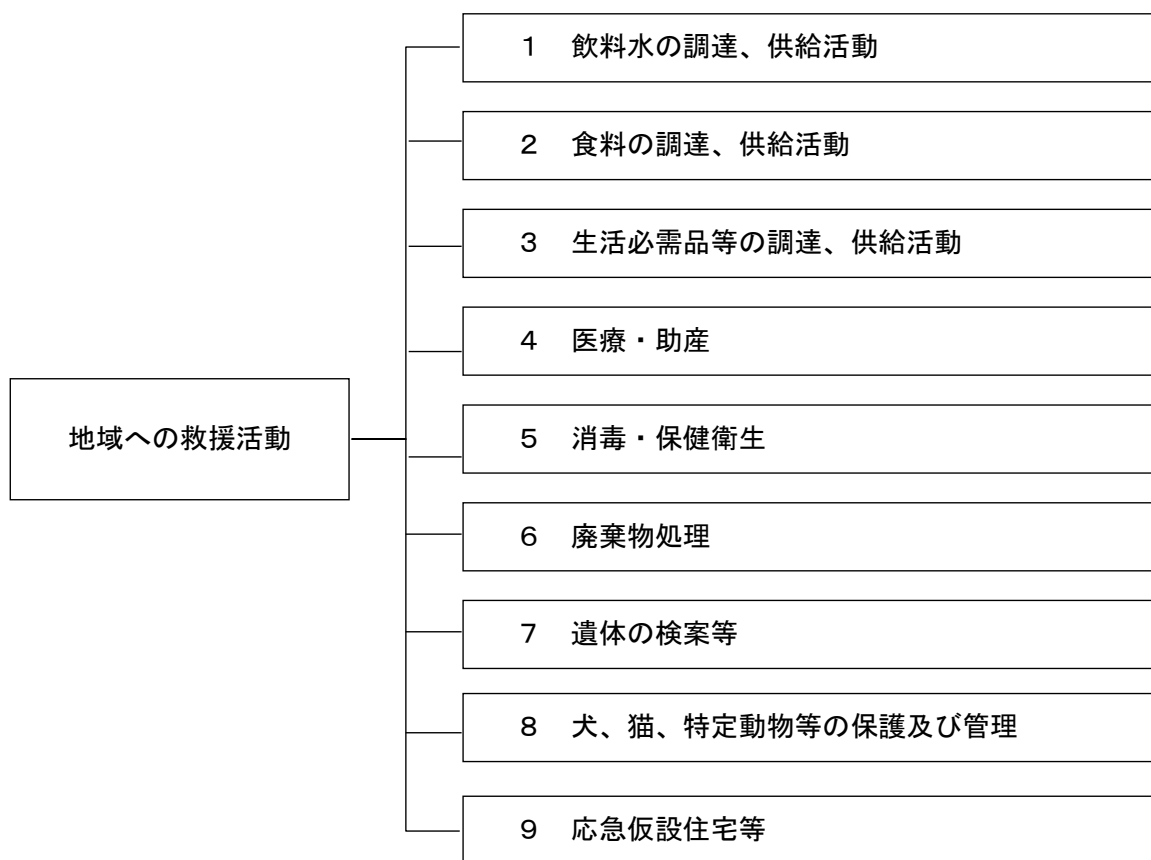
トロールの強化、避難所等の定期的な巡回を行います。

(2) 特異事犯に対する防犯活動

殺人、集団強盗、窃盗、不当暴利、悪徳商法、その他特異事犯が発生した場合は、被疑者の早期検挙を図るとともに、警ら、警戒活動を強化し、自警心の喚起を図ります。

第12節 地域への救援活動

- 被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施するとともに、各種の相談窓口を設置します。
- 必要に応じて他の市町村及び県に応援を要請します。



1 飲料水の調達、供給活動

(1) 実施機関

水道、井戸等の給水施設が損壊し、飲料水が汚染し又は枯渇のために現に飲料水が得られない者に対し、災害発生直後は配水池等の備蓄水により飲料水を供給し、その後は仮設給水栓設置等により必要な生活水量を確保します。

(2) 給水対象者

災害のため飲料水に適した水を得ることができない者及び炊事、洗面等の生活用水を得ることができない者とします。

(3) 給水量

給水量は、1人1日当たり、概ね3リットルとします。

なお、応急給水の目標水準は、次のとおりです。

被災（発生） → 3日 → 1週間以内 → 2週間以内 → 3週間以内 → 4週間					
段 階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
目標水量	3ℓ／人日	20～30ℓ／人日	30～40ℓ／人日	100ℓ／人日	被災前水量
主 用 途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活用水の確保	同左	
給水方法	拠点給水 運搬給水	仮設給水所 拠点・運搬給水	仮設給水所の増設	同左	
給水拠点	住居より 500m以内	住居より 500m以内	住居より 250m以内	住居より 100m以内	

(4) 給水の方法

ア 給水方法は避難所、医療施設、救護所、学校、町役場などの拠点給水とし、供給する飲料水は原則として上水道水とします。

イ 飲料水が汚染したと認められたときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施した上で飲料水として適する場合のみ供給します。

ウ 被災地において、確保することが困難なときは、被災地付近の浄水場等から車載式給水タンク等により運搬供給します。

(5) 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保

ア 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、配水池等と被災地付近の浄水場の貯留水を使用し、不足する場合は井戸水、自然水（川等の水）、受水槽等の水をろ過、滅菌して供給します。

イ 応急給水用資機材・人員の確保

災害時に使用できる貯水槽等の整備に努めるとともに、応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握します。

(6) 車両・燃料等の調達

応急給水及び応急復旧等に必要な車両、工作機械、ポンプ等が不足する場合には、速やかに関係団体及び関係業者等に支援又は手配の要請を行います。

また、配水池、浄水場等の非常用電源設備の燃料及び車両の燃料等については、役場庁舎等の各施設において備蓄している燃料を使用することを基本とし、不足する場合には、関係団体及び関係業者等に緊急手配等の要請を行います。

(7) 水道施設の応急復旧の実施

水道施設が損壊した場合は、まず、水源となる施設の早期復旧を図り、次に送水管、配水場、配水本管、配水管、給水装置の順に復旧を図ります。

(8) 応援の要請

大規模被災に対し、給水部単独での応急対策はその実施が困難であると想定されるため、被害の状況に応じて応急給水、応急復旧、資機材及び後方支援等に係る関係機関等に速やかに応援要請を行います。

(9) 広報の実施

被災後の断水の状況、応急給水方法、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報することにより、住民の不安解消に努めます。

2 食料の調達、供給活動

災害時における被災者及び災害対策に従事する者等に対して、応急食料等の供給並びに炊き出しを迅速かつ的確に行います。

(1) 実施責任者

町（災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された町）

(2) 供給対象者

災害発生時における食料の応急供給は、災害の状況により必要と認めた場合、被災者等に対し供給するもので、次の場合に行う。

ア 避難所に収容された者

イ 住家が流出、全壊、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない者

ウ 旅行者、町内通過者等で食料を得る手段のない者

エ 被災地における救助作業、災害防止及び応急復旧作業に従事する者に対し、給食を行う必要があるとき

(3) 応急供給品目

原則として町が備蓄する食品とし、実情に応じて調達または県等からの支援による食品を供給します。

(4) 応急食料の調達

ア 応急米穀

町自らが調達し、不足する分は県に要請を行います。

イ 副食・調味料

町自らが調達し、不足する分は県に要請を行います。

ウ 食糧の調達先

調達先は、原則としてあらかじめ協定した業者とします。これによって調達できないときは、物資調達・輸送調整等支援システムを通じて県に要請を行います。

エ 炊き出し

(ア) 自主防災組織、ボランティアなどと協力して炊き出しを実施します。

(イ) 町有施設で炊き出しを実施することを原則としますが、実施が不可能な場合は、町内の給食可能な施設で行います。

(ウ) 必要に応じて日本赤十字社高知県支部に応援を要請するものとします。

(5) 緊急食料の配布

ア 対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。

イ 配布にあたっては、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、迅速、正確、公平に配布します。

ウ 特に、要配慮者への配布を優先します。

3 生活必需品等の調達、供給活動

災害時における被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の供与または貸与について次のとおり定めます。

(1) 実施責任者

町（災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された町）

(2) 供給対象者

住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）または床上浸水の被害を受け、被服、寝具、その他生活必需品を喪失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

(3) 供給範囲

災害のため供給する衣料品等生活必需品は、次に掲げるもののうち、必要と認められた最小限度のものとします。その際には、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮します。また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意します。

ア 寝具 （毛布または布団）

イ 外衣 （普通着、作業着、トレーニングウェア、靴等）

ウ 肌着 （下着、靴下、ストッキング等）

エ 日用品 （タオル、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー等）

オ 炊事具食器（鍋、包丁、茶碗、皿、箸等）

カ 光熱材料 （ライター、ロウソク、携帯用ガスコンロ等）

キ その他 （生理用品、紙おむつ、車椅子、ポータブルトイレ等）

(4) 日本赤十字社高知県支部に生活必需品等の配布を必要に応じ要請します。

(5) 町内で調達できない場合は、不足分を物資調達・輸送調整等支援システムを通じて県に要請します。

(6) 物資の確保

救援物資は、災害救助法が適用になると、原則として知事から委任された町が調達し、被災地区に交付しますが、災害の状況により被災地への交付が困難な場合は、速やかに県に申請します。

(7) 救援物資の受入れ及び配分

救援物資等の配分にあたっては、各配分段階において受払の記録及び受領書を整備しておきます。

(8) 物資の集積場所

物資の集積場所は大北支援物資集積倉庫とします。なお、建物が被災し下記の集積場所が使用できない場合は、他施設の被災状況等を勘案し別途検討します。

(9) 生活必需品の調達状況の把握

地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておきます。

4 医療・助産

被災者の生命、身体の保護にあたっては、災害現場、現地医療、後方医療の各局面での確な医療活動を行うため、高知県災害時医療救護計画及び中土佐町災害時医療救護計画に基づいて関係機関と連携し医療救護活動を行います。

5 消毒・保健衛生

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するため、町が実施する防疫活動について定めます。

(1) 実施責任者

町

(2) 消毒活動

ア 防疫班の編成

(ア) 被災地の防疫、衛生活動を迅速かつ的確に実施するため、福祉保健所の協力を得て防疫班等を編成します。

(イ) 被災の規模等により町職員を中心に班編成を行い、班不足の場合は、県その他関係機関及び住民に協力を要請します。

イ 活動内容

(ア) 被災地域の衛生状態を把握します。

(イ) 消毒活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達します。

(ウ) 関係機関の協力を得て、防疫活動を実施します。

ウ 消毒方法

(ア) 浸水家屋、下水その他不潔な場所の消毒を原則として実施します。

(イ) 避難場所の便所、その他不潔な場所の消毒を実施します。

(ウ) 浸水家屋に対しては各戸に薬剤を配布し、消毒について衛生上の指導を実施します。

エ 防疫活動に必要な資材補給方法

資材（噴霧器、動力散粉機等）及び薬剤（クレゾール、石灰等）は、町内において現地補給を行い、不足する場合は県に依頼します。

オ 検病調査

避難場所、浸水地域等衛生条件の悪い地域を県の診療班と協力し、検病、検水を実施します。

(3) 保健衛生活動

ア 被災地域の住民に健康診断を実施し、心のケアを含めた対策を行います。

イ 災害地の感染症発生を予防するため、必要に応じ種類、対象、機関を定めて県と協力し、臨時予防接種を実施します。

ウ 保健衛生活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達します。

エ 関係機関の協力を得て、保健衛生活動を実施します。

オ 要配慮者については、特に支援を行います。

6 廃棄物処理等

被災地において大量に発生する廃棄物（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）を適切に処理し、環境衛生に万全を期します。

(1) 実施責任者

町

(2) し尿の処理

ア し尿処理施設の被害状況及び避難所の避難者数、災害対応型トイレの必要数を把握します。
なお、災害対応型トイレの設置にあたっては要配慮者に対応した手すり等の資機材を整備します。

イ 汲み取りを要する地域の優先度を設定します。

ウ 処理に必要な人員、物資を調達します。

エ 職員の編成は、災害規模に応じた編成とします。

オ 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請します。

カ し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。

キ 計画的収集を行います。状況により使用可能状態を回復する処置に止める場合があります。

ク 処理方法

(ア) 高幡東部清掃組合で処理します。

(イ) 高幡東部清掃組合の処理能力を超える事態にあつては、他市町村への協力を要請します。

ケ 収集業者へ要請し、町内の中間槽へ仮置き後、高幡東部清掃組合し尿処理施設へ運搬し処理を行います。

コ 事前対策

汚物処理の応援を求める相手方について、あらかじめその応援能力について十分調査して処理計画の中に組み入れるとともに、協定書の締結などの体制を整えておきます。

(3) ごみの処理

災害により排出されたごみの処理については次のとおりとします。また、被害が甚大であり、当町の能力で処理が困難な場合は、近隣市町村及び県に応援を要請します。

ア 被害状況から災害時のごみの量を想定します。

イ 処理に必要な人員、物資を算定し、調達します。

ウ 町職員の編成は、災害の規模に応じた編成とします。

エ 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請します。

オ ごみ処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。

カ ごみ処理を計画的に実施します。

キ 収集方法

収集委託業者、町有車両を使用して収集しますが、多量に集積された箇所に対して迅速に排除するため、人員、車両等が不足する場合を含め次の方法により処理します。

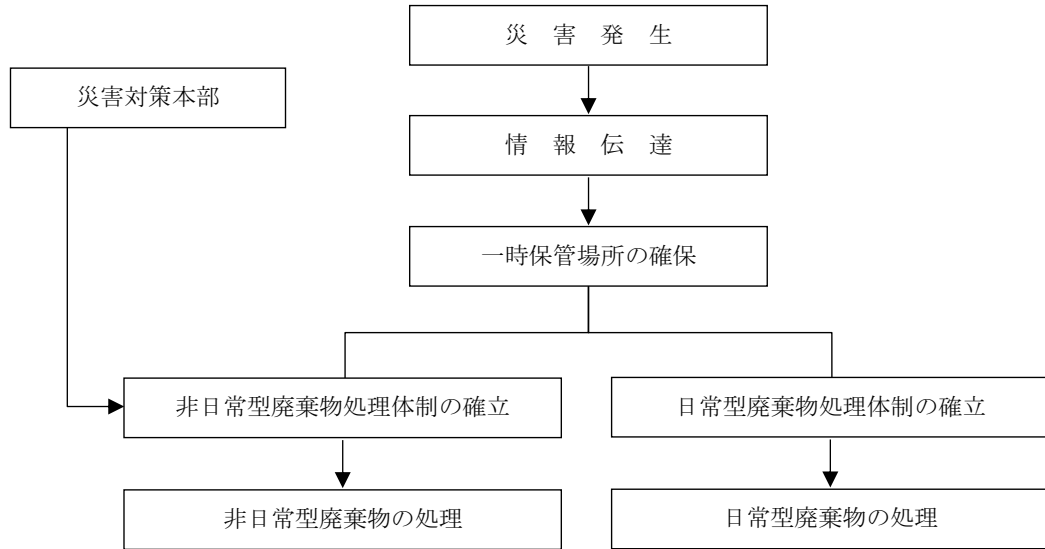
(ア) 建設業者、各種団体等の車両を借り上げ、使用します。

(イ) 民間各種団体への応援要請を行います。

ク 処分の方法

災害の規模により一時に処理できない場合は、必要に応じて運搬上、衛生上適当と認められる場所に、一時集積所を設置します。

[ごみ処理対策活動フロー図]



7 遺体の検案等

多数の死者、行方不明者が発生した場合に、搜索、処理、埋火葬等を的確に実施します。

(1) 実施責任者

町（災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された町）

(2) 遺体の搜索

ア 県警察、海上保安部の協力のもと遺体を搜索します。

イ 防災関係機関等の協力並びに車両、船艇、機械器具の借り上げ等、可能な限りの手段方法により、早期収容に努めます。

ウ 応援の要請等

災害対策本部において、被災その他の状況により実施できないとき等は、次の方法で応援を要請します。

(ア) 災害対策本部は、県に遺体搜索の応援を要請します。ただし、緊急を要する場合等にあつては、近隣市町村等に直接搜索応援を要請します。

(イ) 応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行います。

- ① 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- ② 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持ち物等
- ③ 応援を求めたい人数又は車両、船艇、機械器具の数量等
- ④ その他必要な事項

(3) 遺体の検案

ア 身元確認

県警察等の協力を得て、身元確認と、遺体引き取り人の発見に努め、識別確認のため、写真撮影、遺留品の保管、着衣、所持品、特徴等を記録するなどの措置を行います。

イ 遺体の検案

関係法令に基づいて、原則として県警察の検視班の指示により町が応急期機能配置計画に定めた遺体安置所で実施します。ただし、所轄警察署の指示により必要に応じて病院内で医師が

行います。

ウ 遺体の収容（安置）所の開設

遺体の身元の識別又は埋葬が行われるまでの間、遺体は町が応急期機能配置計画に定めた場所に収容（安置）は仮埋葬を行います。

(4) 遺体の埋葬

ア 火葬場や、柩等埋葬に関する手配を速やかに行います。

イ 遺族による埋葬が困難な場合又は引き取り人が判明しない場合は、災害対策本部により火葬を行うこととします。引き取り人が判明しない場合は、町が必要な情報を管理します。

ウ 遺族が判明していない場合の遺骨は、町が指定する施設で一時保管します。また、遺骨の引き取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬することとします。

エ 火葬の実施が災害対策本部でできないときは、「(2) ウ 応援の要請等」に準じて、他機関の応援及び協力を得て実施します。

オ 大規模災害等により遺体の数が多いときや、火葬施設の損壊により町施設だけでの対応が困難なときは、近隣市町村に火葬の協力を依頼するとともに、県に対して必要な措置を要請します。

8 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、町、県、住民等による協力体制を確立します。

(1) 実施責任者

町、県、住民及び民間団体

(2) 動物の保護

ア 災害発生により被害を受けた動物を、獣医師会等と協力して把握し保護します。

イ 獣医師会や民間団体と協力して、逸走した特定動物の人間への危害の発生を防止します。

(3) ペットへの対策

近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となります。

基本的に屋内での避難生活ではペットと同居することは不可能であるため、避難所の屋外の一角をペットの避難場所とし、ペットの保護の方法はケージや首輪等を使用し、他の避難者に迷惑がかからないよう飼い主が管理します。

(4) 住民及び民間団体の活動

獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を配布します。

(5) 動物の埋葬・火葬の実施

ア 火葬

十分な薪、わら、石油等を用いて火葬し、残った灰等は土中に被覆します。

イ 埋葬

埋葬に十分な穴を掘り、遺体の上に消石灰を散布し、土砂をもって覆います。

9 応急仮設住宅等

災害によって住宅を失い、または破損等のため居住する事が出来なくなった被災者のうち、自己の資力で住宅の再建または応急修理のできない者に対する応急仮設住宅の確保及び応急修理について定めます。

(1) 実施責任者

町（災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村）

(2) 応急仮設住宅の供与

ア 災害により居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得ることが出来ない方に対して、速やかに応急仮設住宅を供与します。

イ 応急仮設住宅の建設に際しては、要配慮者に配慮した構造、設備とします。

ウ 応急仮設住宅への円滑な入居ができるよう努めます。

エ 応急仮設住宅の建設予定地は、町が応急期機能配置計画に定めます。

オ 建物の構造及び規模は、災害救助法等、関係法令の定めによります。

カ 災害の発生の日から 20 日以内に着工します。

キ 供与期間は、建築工事が完了した日から 2 年以内を原則とします。

(3) 住宅の応急修理

住宅が半壊又は半焼し、自らの資力で応急処理が出来ない方に対して応急修理を行います。

住宅の応急修理は、災害救助法が適用される場合は県が、災害救助法が適用されない場合にあっては、町が災害救助法に準じて行います。

(4) 資材等の確保

ア 建設・修理を実施する建築業者による資材・労務等の確保が困難な場合は、県又は町が斡旋することとします。

イ 資機材が不足し、調達が必要がある場合には、国に資機材の調達を要請することとします。

(5) 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅の適切な管理運営を行うものとします。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとします。

(6) 野外施設の設置

長期的な避難生活として施設が不足する場合は、臨時的に野外に避難施設を設置するものとします。

(7) 広域的な避難

町内で避難場所等が確保できない場合は、高幡圏域広域避難計画に基づき、周辺市町への受け入れを要請することとします。

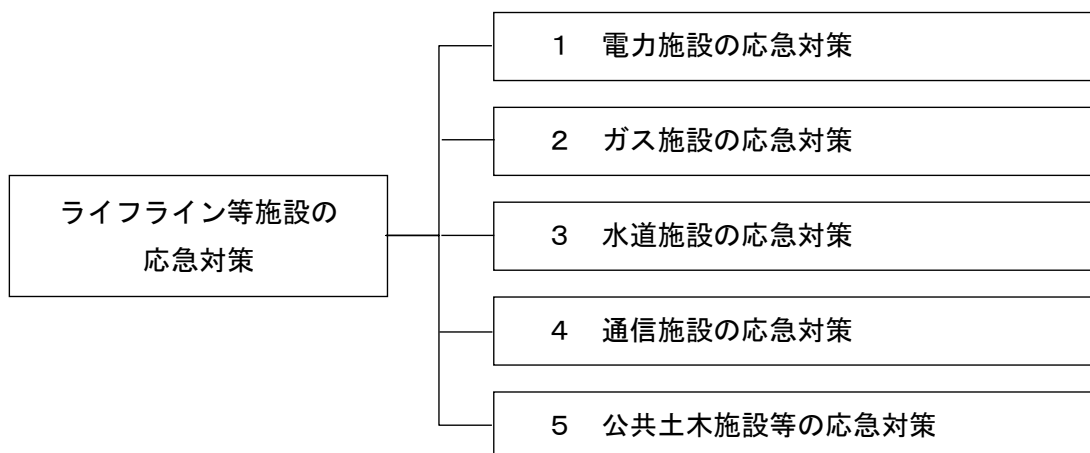
(8) 町営住宅等の活用

ア 発災後、町営住宅の被害状況を把握し、応急住宅として活用できるかを確認します。

イ 町営住宅に入居を希望する被災者に対して、災害被災者用住宅として可能な限り提供します。また、要配慮者の優先入居等、配慮に努めます。

第13節 ライフライン等施設の応急対策

- 電気、ガス、電話、上水道など被害を受けたライフライン施設について、県や関連する企業と緊密な連携を図りながら速やかに復旧します。



1 電力施設の応急対策

電力供給責任の完遂と電気供給施設の機能を維持するため、四国電力送配電作成の防災業務計画に基づき災害対策に万全を期すものとします。

また、町び指定公共機関等と密接な連絡調整にあたります。

(1) 実施責任者

四国電力送配電 株式会社

(2) 広報の実施

ア 被害の概況、復旧見込みについて公表します。

イ 被災地区については、被害概況等に加え、注意事項などきめ細かい情報を提供します

(3) 要員・資材の確保

ア 被害の重要度・状況等に応じ、要員を効果的に投入し早期復旧を図ります。不足する場合は、必要に応じ関係業者や県内外の他機関の応援を要請します。

イ 災害対策用備蓄資機材・一般保守用予備資材を優先使用し、不足する場合は、災害地区外で保有する資材を投入します。また、状況に応じ関係業者や県内外の他機関に緊急転用措置を要請します。

(4) 保安対策

ア 送電を継続することが危険と認められる場合又は防災関係機関から要請があった場合には、予防停電を実施します。

イ 予防停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置を実施します。

ウ 送電を再開する場合は、現場巡視等必要な措置を取った後実施します。

(5) 供給設備の復旧

電気供給施設の災害復旧は、民生の安定と一般復旧用電力確保のため、特に早期の復旧を図ります。

ア 原則として、公共保安の確保に必要なものから優先実施します。

イ 原則として、人命にかかわる箇所、緊急に供給すべきところから実施します。

ウ 原則として、復旧効果の最も大きいものから実施します。

エ 復旧工事は本工事を原則としますが、供給保安上支障のない場合は仮復旧にて実施します。

(6) 広報

町及び防災関係機関、報道関係等と協力し、2次災害発生防止、復旧の見通し等について、マスコミや防災情報伝達システム等により周知します。

2 ガス施設の応急対策

高知県LPGガス協会は、協会災害対策マニュアルに基づき、ガスの製造・供給・保安体制等について、次の措置を行います。

(1) 実施責任者

一般社団法人 高知県LPGガス協会

(2) 広報の実施

ア 二次災害の発生、被害の概況、復旧見込みについて公表します。

イ 被災地区については、被害概況等に加え、注意事項等必要な情報を提供します。

(3) 要員の確保

ア 協会災害対策マニュアルに基づき要員の確保に努めます。

イ 不足する場合は、各ブロック（支部）、他県協会、中央団体等へ応援を要請するものとします。

(4) 資材の確保

協会災害対策マニュアルに基づき、資材を確保します。

(5) 避難所への支援

避難所での炊出し、給湯の支援を行います。

(6) 保安対策及び復旧対策

保安上必要なものから優先的に復旧工事を実施します。

3 水道施設の応急対策

災害の発生状況に応じ、応急復旧工事を迅速に実施し、飲料水、生活水の確保に努めます。

(1) 実施責任者

水道事業管理者

(2) 実施内容

ア 応急復旧対策

(ア) 被害の全容を把握することに努め、災害の発生状況に応じ、送水を停止する等必要な措置を講じます。

(イ) 応急拠点給水、仮設配水管を布設し応急給水を速やかに行います。

- (ウ) 幹線を優先し、主要な送配水管の順次復旧を図ります。
- (エ) 施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報します。
- (オ) 給水管の復旧については、避難所、病院、学校、その他公共施設等から順次行います。
- (カ) 応急復旧に必要な資機材の確保とともに、応急給水に必要な給水機器の完備に努めます。
- (キ) 関係機関の協力を得て復旧を実施します。

イ 要員の確保

応急復旧要員の確保を図り、迅速な工事を実施するため、あらかじめ工事業者と復旧工事に
関する契約等を締結しておく必要があります。

ウ 広報

水道施設の損壊等により、給水を停止する場合、または断水の恐れが生じたとき、住民に対
して防災情報伝達システム等により周知します。

4 通信施設の応急対策

(1) 実施責任者

西日本電信電話 株式会社 等通信事業者

(2) 実施内容

- 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施します。
- 施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報します。
- 関係機関の協力を得て復旧を実施します。

特に西日本電信電話については、防災業務計画に基づき、次の事項を実施します。

(3) 災害対策本部の設置

- 総合的に対応できる災害対策本部又はこれに準ずる組織を設置します。

(4) 通信のそ通に対する応急措置

- 通信の途絶の解消、輻輳の緩和及び重要通信の確保を図ります。

(5) 設備の復旧

- 被災した電気通信設備の復旧は、契約約款に定めるところの復旧順位に従い、原則として西日
本電信電話の標準的復旧方法により行うものとします。

(6) 復旧に関する広報

- 復旧状況は、防災情報伝達システム、ラジオ・テレビ放送、新聞掲載等により周知します。

5 公共土木施設等の応急対策

(1) 道路、橋りょう

産業経済の動脈であるとともに地域住民の生活基盤となっている道路（緊急輸送道路の確保に
引き続き、住民の生活に欠くことのできない重要な生活道路）は、被災後速やかに応急復旧工事
に着手し、早期復旧を進めます。

また、橋りょうについても同様に復旧工事に着手し、早期復旧を進めます。

(2) 港湾施設

被災後の地域の状況によって、二次防災拠点港である久礼港を海上緊急輸送用の拠点として対
処するよう管理者に要請します。

(3) 河川、海岸

河川及び海岸の堤防並びに護岸については、被災後速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除するよう管理者に要請します。

第14節 教育対策

- 災害発生後に教育が中断されないよう、応急教育を実施します。
- 災害時又は災害が発生するおそれがある場合、児童生徒及び幼児の安全確保を図ります。
- 文化財の被害を未然防止又は被害拡大防止を図ります。



1 応急教育体制の確立

- (1) 小・中学校及び保育所の応急教育は、教育委員会が計画し実施します。
- (2) 災害に対する小・中学校及び保育所の措置については、教育委員会の計画に基づき校長、所長

が具体的な応急対策を講じます。

- (3) 教育委員会及び学校のBCP策定を推進します。

2 文教施設・設備の応急復旧

- (1) 文教施設が、建物の全壊、半壊等重大な被害を受けた場合、実情を調査し、校舎再建、仮校舎建設等の計画を定め、その具体化を図ります。
- (2) 浸水、一部破損等の被害を受けた場合は、被害の程度を調査し修繕等の措置を図ります。
- (3) 各施設でPTA、地元等で復旧可能な被害については協力を求めます。

3 応急教育施設の実施

- (1) 校舎等が使用不能の場合は、その再建及び仮校舎建築まで他の教育施設の余剰教室及び公共施設を臨時的に使用します。
- (2) 校舎等が一部使用不能の場合で、他の施設に余裕のない場合は、2部授業を行い教育が中断しないようにします。

4 応急教育の確保

- (1) 災害時における臨時休校は、学校教育法施行規則により校長が行います。
- (2) 被害の程度によって、臨時休校の措置をとり、対応策として夏休み等の振替授業により授業時間を確保します。
- (3) 特定地域が災害を受け、登校不能となったときは、必要に応じて分散授業を実施します。

5 教材・学用品等の調達及び配分方法

- (1) 教科書の調達については、校長の調査報告に基づき、教育委員会で調達します。他の教材、教具は取り扱い業者を通じて調達します。
- (2) 災害救助法の基準に基づいて配分します。

6 保育料の減免と育英資金の貸付

- (1) 条例等の規程によって保育料の減免の措置を行います。
- (2) 育英資金の貸付について特別の措置を行います。

7 学校及び保育給食の実施

- (1) 中土佐町給食センター及び保育所の給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急修理を行い、給食の実施に努めます。
- (2) 学校及び保育所が地域住民の避難所として使用される場合は、中土佐町給食センター及び保育所の給食施設・設備は被災者向けの非常給食が行われることが予想されるので、非常給食と学校及び保育給食の調整に留意するものとします。

8 教育実施者の確保

被災した学校及び保育所以外の教職員等の臨時配置又は補充措置により教育実施者を確保します。

9 学校及び保育安全等の充実

- (1) 児童生徒及び園児、教職員等の安否に加え、施設・設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会に報告します。
- (2) メンタルケアを必要とする児童生徒及び園児、教職員に対し、相談事業を実施します。

10 学校及び保育所が避難所、避難収容施設として設置された場合

- (1) 学校及び保育所管理に必要な教職員を確保し、施設及び設備の保全に努めます。
- (2) 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について、災害対策本部と必要な協議を行って対応します。なお、児童生徒及び園児の教育の機会確保を優先します。

11 児童生徒及び園児の保護

児童生徒及び園児の安全を確保するため、危険が予想される場合は、教育長又は校長、所長の判断で、次により臨時休校（所）の措置をとります。

- (1) 災害が始業後にあった場合は、原則として直ちに授業を中止し、児童生徒及び園児を安全な場所に避難させるとともに、下校に向けた通学路の安全点検を行います。また、津波浸水等のおそれがない場合には、通学路の安全が確認され次第、児童生徒及び園児を下校させますが、その際は危険防止等についての注意を徹底させ、必要に応じ教職員が付き添うなどの措置を講じます。なお、保育所については、保護者に連絡し、直接引き渡しを実施します。ただし、保護者が不在の場合や二次災害のおそれがある地域に居住する児童生徒及び園児は引き続き学校に保護します。
- (2) 登校（所）前に休校（所）の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者等に連絡します。
- (3) 学校長は、災害により校舎等が危険であると予想される場合は直ちに教育委員会に報告し、適切な臨時避難の措置を行うとともに教職員を誘導にあたります。

12 文化財の保護

(1) 被害報告

国・県・町指定文化財及び文化的景観施設が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は、被害状況を調査し、その結果を速やかに教育委員会に報告します。

(2) 応急対策

国・県・町指定文化財及び文化的景観施設が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は、国・県指定文化財にあつては県教育委員会の指示に、また町指定文化財にあつては教育委員会の指示に従い、その保存等を図ります。ただし、人命に関わるような被害が発生した場合は、この限りではありません。

第 15 節 労務の提供

○ 応急対策のための人員の確保を行います。

1 実施責任

各機関

2 実施内容

(1) 従事協力命令

災害応急対策の実施のため人員が不足し、緊急に確保の必要が生じた場合は、関係法令に基づき、住民等に労務の提供を求めることとします。

(2) 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団等の協力

町及び県は、日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団や他のボランティア等から労務の提供の申し入れがあったときには、効率的な労務の提供が受けられるよう調整に努めます。

(3) 労働力の確保

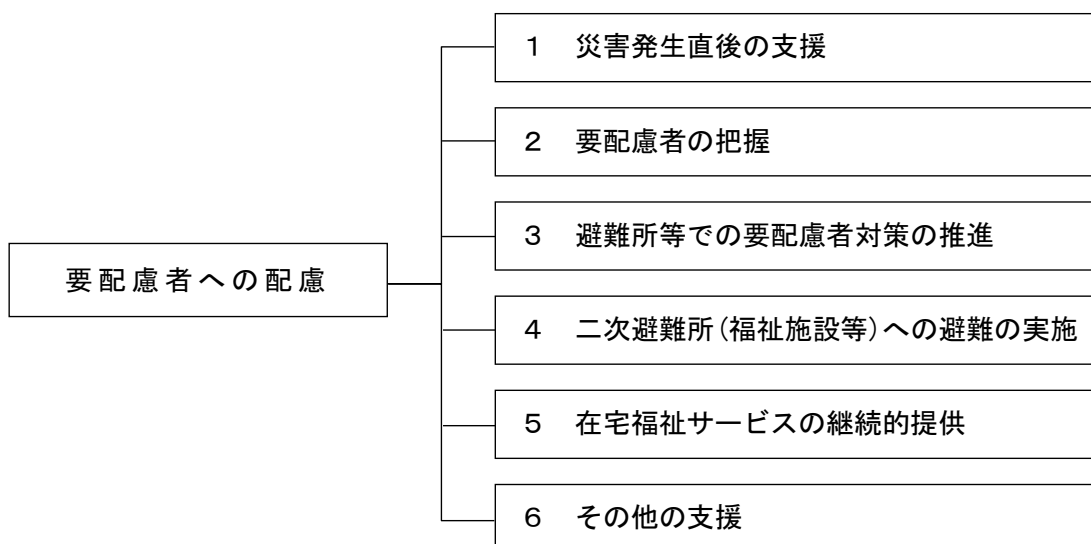
労働力を確保するために、事前に定めた手続き、業務内容、受入体制に従い、実施します。

(4) 職員の派遣要請及びあっせん要求

町及び県は、災害対策基本法の規定に基づき、必要に応じて職員の派遣要請を行います。

第 16 節 要配慮者対策

○ 災害発生時において、要配慮者への十分な配慮、対策を行います。



1 災害発生直後の支援

(1) 安否確認

民生委員、主任児童委員、自主防災組織、介護保険事業者、障害者福祉サービス事業者、社会

福祉協議会、関係団体、地域ボランティア団体等の協力を得て、速やかに要配慮者の安否確認を行います。

(2) 福祉ニーズの把握

被災した要配慮者が居宅、避難所及び応急仮設住宅等においても福祉サービスが継続して受けられるよう、安否確認と併せて福祉ニーズを把握します。

また、災害時においても、地域全体として必要な福祉サービスが維持できるように関係団体と調整して代替的な方法等を検討します。

2 要配慮者の把握

(1) 一次調査

避難所要員は、避難所を開設した場合、関係団体の協力を得て、要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査（一次調査）を行います。

(2) 二次調査

避難生活が長期化する場合、避難所において避難者名簿（一次調査）に基づいて、要配慮者の所在、被災状況、介護の必要性を調査・確認します。

3 避難所等での要配慮者対策の推進

避難誘導、避難所での生活環境の整備、応急仮設住宅への収容に当たっては、要配慮者への支援を行います。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、要配慮者向け応急仮設住宅の設置に努めます。

避難所において生活する要配慮者のための設備の充実を図ります。また、避難空間については、トイレ等の利用のしやすさ、騒音・出入り口の配慮などを積極的に行うとともに、介護器具及び盲導犬利用者等への配慮を行います。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても、支援を行います。

4 福祉避難所(福祉施設等)への避難の実施

一般避難所での避難生活が困難な要配慮者は、一次調査・二次調査の結果から福祉避難所(福祉施設等)への移送避難の実施に努めます。

大野見保健センターを中心とした大野見体育館、大野見青年の家、大野見保育所及び同一敷地内の施設を統合型の福祉避難所と位置付け、要配慮者の避難を優先する避難所として、施設の一体的な整備を進めていきます。また、当該施設において要配慮者に対する福祉サービスが十分に図られる運営が実現できるよう、介護保険事業者、障害者福祉サービス事業者、社会福祉協議会、地域ボランティア団体等との協定の締結を推進します。

5 在宅福祉サービスの継続的提供

(1) 被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等において補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努めます。

(2) 災害時に福祉避難所の早期開設を進めることで、要配慮者に対する福祉サービスの継続的な提

供に努めます。

6 その他の支援

(1) 相談窓口の開設活動の要請

要配慮者に対しては、町健康福祉課を中心としたきめ細かな救護体制を確立し、早期に相談窓口を設置します。

(2) 巡回相談の実施

避難所を定期的に巡回し、保健・福祉に関する相談窓口を開設し、避難所周辺の住民も含めた相談業務を行うとともに、地域保健・福祉ニーズの把握に努めます。

(3) 災害情報の提供

関係団体は、ボランティア等の協力を得て、要配慮者に対して次のように災害情報の提供を行います。

ア 手話通訳者等の支援団体に情報を提供することにより視聴覚障害者に確実に情報が伝達されるよう支援を行います。

イ ラジオ、テレビ、防災情報伝達システム等の利用や障害者等の支援団体に情報を提供することにより、視聴覚障害者に確実に情報が伝達されるよう支援を行います。

ウ 国際交流団体や外国人等の支援団体に情報を提供することにより、日本語の理解が困難な外国人に確実に情報が伝達されるよう支援を行います。

第17節 災害応急融資

- 被害を受けた事業者等に融資、貸付け等支援を啓発します。

1 実施責任

各機関

2 実施内容

(1) 農林漁業災害資金

ア 金融機関、日本政策金融公庫及び農林中央金庫等による貸付けの利用を推進します。また、一定の条件を満たす場合は、利子補給を行います。

イ 県単独の漁業災害対策資金の融資の利用を推進します。

(2) 中小企業復興資金

金融機関、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び県単独制度による貸付等と信用保証協会による保証の利用を推進します。

(3) 災害復興住宅建設等資金

住宅金融支援機構による融資の利用を推進します。

(4) 被災私立学校災害復旧資金

被災私立学校に対する資金対策として、日本私立学校振興・共済事業団による貸付の利用を推

進します。

- (5) 被災医療機関等に対する災害復旧資金

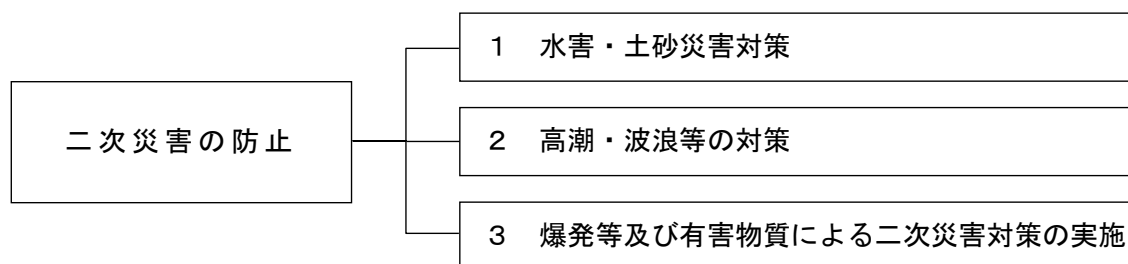
福祉医療機構による貸付の利用を推進します。

- (6) 母子父子寡婦福祉資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還金の支払猶予制度の周知に務めます。

第18節 二次災害の防止

- 降雨等による二次災害の防災活動を実施します。



1 水害・土砂災害対策

- (1) 水害・土砂災害等の危険箇所の点検を災害対策本部員等により行います。
- (2) 点検の結果危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施します。
- (3) 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施します。
- (4) 土砂災害に対する避難指示又は緊急安全確保を解除しようとする場合において、必要に応じて国又は県に対して解除に関する事項についての助言を求めます。

2 高潮・波浪等の対策

- (1) 管理する海岸保全施設の危険箇所の点検を行います
- (2) 危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施します。
- (3) 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施します。

3 爆発等及び有害物質による二次災害防止対策の実施

公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所・貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限を行い、二次災害防止対策を実施します。

- (1) 危険物施設

関係事業所の管理者、危険物取扱者等は関係機関の指導を受けて、危険物施設の実態に即して応急対策を次のとおり講じます。

ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある場合、作業及び移送の停止並びに施設の応急点検

イ 危険物の混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による流出、拡散の防止並びに初期消火活動の徹底

ウ 災害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立

エ 災害状況の把握と関係機関及び関係事業所相互間の連携活動による従業員並びに周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

(2) 火薬の貯蔵等

火薬の貯蔵場所における災害時の火災、爆発等の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は危険予防規定を整備し自主防災体制を確立しておきます。

また、火薬保管施設の二次災害防止のため、県警察、消防機関との連絡を密にし、事業所に対して自衛保安に必要な指示を行います。

(3) ガス施設等

災害における危険時に際して、販売所・貯蔵所等の事業主は関係機関（県、町、消防機関等）に届け出をし、町は次の措置をとります。

ア 災害発生防止の緊急措置

(ア) 消防機関への出動命令及び警察官等への出動要請

(イ) 警戒区域の設定に伴う立ち入り制限、禁止、退去

(ウ) 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

イ 災害応急対策

(ア) 関係機関及びガス事業者は、事故発生後直ちに出勤し、相互連携をとり、速やかに危険区域の住民に事態を周知、住民の安全を確保します。

(イ) ガス事業者等は、ガス施設等が危険な状態になったときは、直ちにガスを遮断するため、バルブの締め切り等のあらゆる措置を行い、危険を回避します。

(ウ) 消防機関は、ガス事業者等と協議のうえ危険区域を中心に交通規制を行い、危険区域への立ち入り規制をします。また、町は防災関係機関と協力のもと地域住民を安全な場所に避難誘導します。

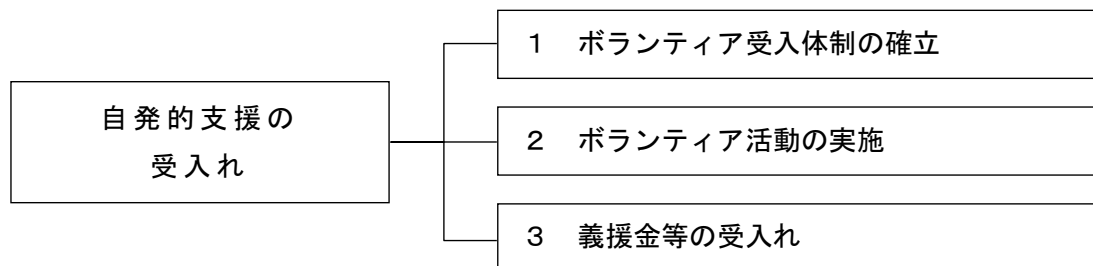
(4) 毒劇物施設等

災害により被害を受け、毒劇物が飛散漏洩等の事故が発生した場合、毒劇物営業者及び業務上取扱業者等は、保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに所轄の関係機関に届け出ます。

また、町、県等関係機関は密接な連絡を取り合い、住民に対する広報、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被害者の救出救護、避難誘導等の措置を行います。

第 19 節 自発的支援の受入れ

- 災害発生後、被災者の生活や自立を支援するため、町、県、日本赤十字社高知県支部、社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者ニーズに応じて支援活動が円滑に展開できるよう、次のとおり定めます。
- 住民や他県の市町村等からの義援金品を、迅速かつ適切に被災者に配分します。



1 ボランティア受入体制の確立

「中土佐町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」に基づき、町社会福祉協議会を主体とし、町、県、その他の関係団体が緊密に連携することで、円滑なボランティア活動の実施を図ります。

(1) 受入窓口

町社会福祉協議会は町との協議によりボランティアの受入れや、活動の調整を行う「災害ボランティアセンター」を設置します。なお、ボランティアの受入れに際しては介護技術や語学力などの能力が活かされるよう配慮します。

(2) 活動拠点の提供

町は協定に基づき、中土佐町役場 2 階ロビーへの災害ボランティアセンターの速やかな設置を支援します。

また、上ノ加江、大野見両地区に設置するサテライトセンターについても、速やかな設置を進めます。

(3) 運営体制の事前整備

災害時にボランティアセンターの運営が円滑に行えるよう、「中土佐町災害ボランティアセンター連絡会」を平時より開催し、運営に従事できるスタッフの育成及び災害時に必要となる資機材の事前準備に努めます。また、災害ボランティアセンターについて住民の理解を深めるため、訓練や啓発活動などを定期的に開催します。

(4) ボランティアセンター運営にかかる義援金受入れ

ボランティアセンターの運営支援を目的に寄せられる義援金については、災害対策本部総務部が受入口座及び窓口を設置します。

2 ボランティア活動の実施

(1) 活動の範囲

災害発生時のボランティア活動の範囲は、被災世帯への救援物資の配給、炊き出し、情報伝達等とし、その後の状況等により活動の範囲を広げていきます。

(2) 活動項目

- ア 災害発生初期の避難所運営への協力
- イ 被災者に対する炊き出し、飲料水輸送等の協力
- ウ 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の協力
- エ 被災者の安否確認への協力
- オ 要配慮者の介助への協力
- カ 被災家屋からの家財搬出等への協力
- キ 地域における生活関連情報等の収集及び被災者への提供
- ク 災害時における情報収集活動への協力（外国語、手話通訳要員等を含む）
- ケ こころのケアへの協力
- コ ボランティアセンター運営への参加

3 義援金等の受入れ

(1) 義援金

- ア 義援金は、迅速に受入窓口を開設し、報道機関の協力を得て周知します。
- イ 義援金募集团体と配分委員会を組織し、公平かつ迅速な配分を実施します。

(2) 義援物資

- ア 寄託された物資は、被災地ニーズに応じて配布します。また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう努めます。

第20節 障害物の除去

- 救出・救助活動等の最優先に実施すべき応急対策活動に支障が生じないよう、障害物を除去します。
- 被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住家等に流れ込んだ土砂、竹木、がれき等の障害物を除去するとともに、応急活動を実施するための輸送が円滑に行われるよう道路、河川等の障害物を除去します。



1 障害物の除去活動の実施

(1) 実施機関

- ア 山（崖）崩れ等によって住家又はその周辺に流れ込んだ障害物の除去は、県の支援を受けて町が行います。
- イ 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行います。
- ウ 災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた町長が行います。

(2) 道路障害物の除去

道路の通行に支障をきたす障害物があるとき、国道については、直轄区間は国土交通省が、その他の国道及び県道については県が、町道については町がそれぞれ除去するとともに、必要に応じ相互に支援し、速やかに道路施設の応急復旧を実施します。

除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や中土佐建設協会等の協力を得て速やかに行います。

(3) 河川等の障害物の除去

損壊家屋等により河川等の流れに支障をきたすおそれがあるときは、河川の管理者である県、町がそれぞれの管轄河川の障害物を除去するとともに、必要に応じ相互に支援し、速やかに障害物を除去します。

除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や中土佐建設協会等の協力を得て速やかに行います。

2 障害物の処理

(1) 障害物の処理における留意点

障害物の処理については次のことに留意して行います。

- ア 障害物の発生量の把握
- イ 危険なもの、通行上支障のあるもの等の優先的な収集
- ウ できる限りの分別収集とリサイクル化
- エ 有害廃棄物の把握と処理

(2) 除去した障害物の集積場所等

障害物の集積場所についてはそれぞれの実施者において考慮しますが、おおむね次のとおり集積廃棄又は保管します。

- ア 廃棄するものについては実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所
- イ 保管するものについてはその保管する工作物等に対応する適当な場所

第 21 節 災害救助法の適用

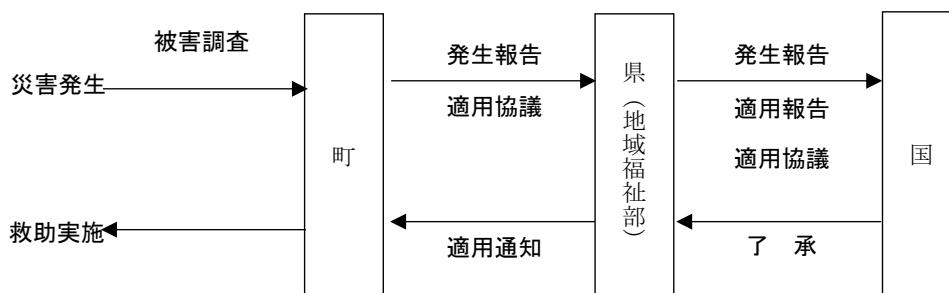
- 災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合に、速やかに所定の手続きを行います。



1 災害救助法の適用

(1) 各部の情報伝達活動

[各部の情報伝達活動]



(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は災害救助法施行令に定めるところによります。

(3) 適用手続き

町域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、町長は直ちにその旨を知事に報告します。その場合には、次に掲げる事項について口頭又は電話により要請します。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 適用を要請する理由
- エ 適用を必要とする期間
- オ 既にとった救助措置及び取ろうとする救助措置
- カ その他必要な事項

(4) 被災世帯の算定基準

ア 住家の滅失等の認定

「災害救助法適用基準」（資料編）による被害認定方法を用います。また、認定の判断に必要となる住家被害認定士を養成します。

2 災害救助法による救助の実施

(1) 救助の種類と実施権限の委任

ア 災害救助法による救助の種類

- (ア) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
- (ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (エ) 医療及び助産
- (オ) 災害にかかった者の救出
- (カ) 災害にかかった住宅の応急修理
- (キ) 生業に必要な資金の貸与
- (ク) 学用品の給与
- (ケ) 埋葬
- (コ) 遺体の捜索及び処理
- (サ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

イ 知事から委任を受けた町長は、委任された救助の実施責任者となります。

ウ アの(キ) 生業資金の貸付については、各種の貸付金制度が充実されているため、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されています。

(2) 救助の実施内容

救助の内容等については、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」によります。

第2章 自衛隊の災害派遣

- 人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合には、速やかに県に対して自衛隊に災害派遣の要請を行い、円滑な災害派遣活動が実施できるよう受入れを行います。

第1節 災害派遣要請ができる範囲

- (1) 被害状況の把握
車両、船舶、航空機等による偵察
- (2) 避難の援助
誘導、輸送
- (3) 遭難者の捜索・救助
行方不明者、負傷者の捜索
- (4) 水防活動
堤防護岸等への土のう積みなど
- (5) 消防活動
消防機関と協力した消火活動
- (6) 道路等交通上の障害物の排除
放置すれば人命、財産の保護に影響がある障害物の除去
- (7) 応急医療、救護及び防疫の支援
応急医療活動等への支援
- (8) 通信支援
被災地災害対策本部間のバックアップ通信の支援
- (9) 人員・物資の緊急輸送
緊急患者、医師その他の救助活動に必要な人員及び救援物資の輸送支援
- (10) 炊飯及び給水等の支援
被災者に対する炊飯、給食・給水及び入浴の支援
- (11) 宿泊支援
被災者に対する宿泊支援
- (12) 危険物等の保安、除去
自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の保安措置及び除去
- (13) その他
その他知事が必要と認める事項

第2節 災害派遣要請の手続き

- (1) 町長は、災害派遣を必要と判断した場合、知事に対し派遣を要請します。この場合において、町長は、必要に応じて、その旨及び当該地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとします。
- (2) 町長は、特に緊急を要し、知事に要請出来ないときには、速やかに最寄りの自衛隊に状況を連絡します。

陸上自衛隊第 14 旅団長（香川県善通寺市）
陸上自衛隊第 50 普通科連隊長（高知県香南市）
海上自衛隊小松島航空隊司令（徳島県小松島市）
海上自衛隊徳島教育航空群司令（徳島県板野郡松茂町）

- (3) 知事の要請、町長の連絡は文書により行いますが、いとまがないときは、電信・電話等で行い、事後速やかに文書を提出します。
- (4) 要請等文は、次の事項を記載します。
- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項
- (5) 町、県、自衛隊との連絡体制は、県が中心となって調整します。

― 要請を待たないで行う災害派遣(自主派遣)等 ―

- (1) 自衛隊は、震度 5 弱以上の地震発生の情報を得た場合は、自ら情報収集を行い、防災関係機関に伝達することとします。
- (2) 状況から、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に部隊を派遣するものとします。
- この場合においても、出来る限り早急に知事と連絡を取ることとします。
- (3) 自主派遣の基準は次のとおりです。
- ア 災害に関する情報を関係機関に提供する必要が認められるとき
 - イ 直ちに救援の措置を取る必要が認められるとき
 - ウ 自衛隊の実施すべき救助活動が人命に関すると認められるとき
 - エ その他上記に準じ、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき

第 3 節 派遣部隊の受入体制

- 町長及び知事は、災害派遣が決定されたとき、派遣部隊の活動に必要な資機材や施設、連絡体制の準備など受入体制を整えます。

派遣部隊の受入れ体制

1 派遣部隊の受入れ体制の確立

1 派遣部隊の受入体制の確立

- (1) 派遣部隊の受入体制
- 派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮します。
- ア 派遣部隊と町との連携窓口及び責任者の決定
 - イ 作業計画及び資機材の準備

ウ 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備

エ 住民の協力

オ 派遣部隊の誘導

(2) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、町の負担とします。ただし、2つ以上の地域にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定めます。

ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金

イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水費、入浴料

ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用

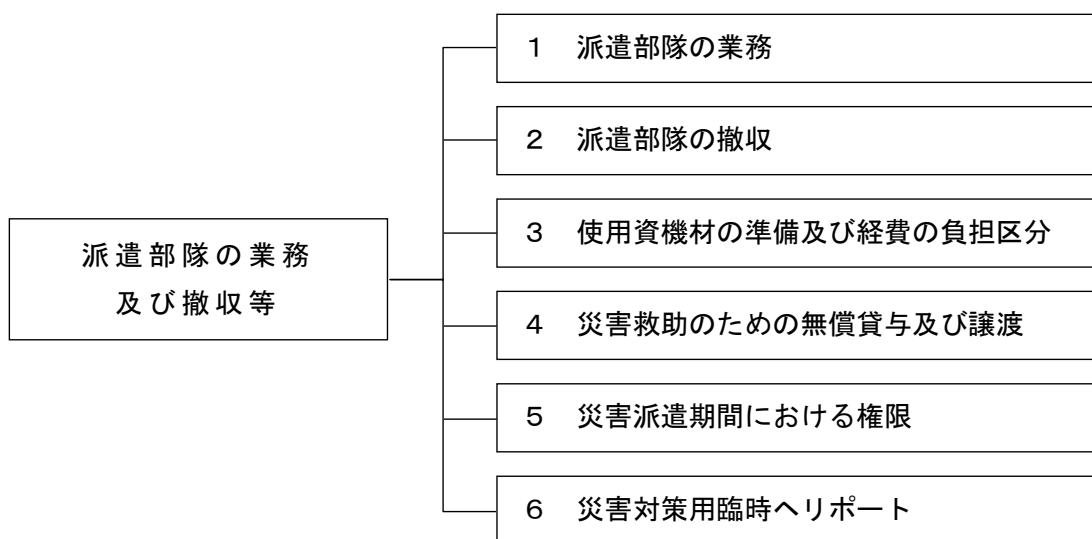
※ その他必要な経費については事前に協議しておきます。

(3) ヘリポートの指定と取扱い

ヘリポートの指定と取扱いについては資料編に示すとおりとします。

第4節 派遣部隊の業務及び撤収等

○ 派遣部隊の業務と撤収要請について定めます。



1 派遣部隊の業務

派遣部隊は、関係機関と連携を密にし、主として人命救助及び財産の保護のため活動を行うこととします。

2 派遣部隊の撤収

(1) 町長は、災害派遣の目的が達成されたとき又は必要がなくなったときは、速やかに知事に対して撤収要請を行います。

(2) 町長は知事及び自衛隊と協議し、派遣の必要がなくなったと認めたときは、文書をもって撤収の要請をします。ただし、手続き上で日数を要するときは、口頭又は電話等によって依頼し、そ

の後速やかに文書を提出します。

(3) 撤収の要請文は、次の事項を記載します。

ア 災害の終末又は推移の状況

イ 撤収を要する部隊・人員・船舶・航空機等の概数

ウ 撤収日時

エ その他必要事項

(4) 派遣命令者は、派遣部隊の撤収を命じた場合は、その旨を知事に通知することとします。

3 使用資機材の準備及び経費の負担区分

(1) 自衛隊は、派遣部隊等の給食・装備機材、被服等の作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費を負担することとします。

(2) 町及び県は、活動のための資機材、宿泊施設等の借上げ料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等に要する経費を負担することとします。

4 災害救助のための無償貸与及び譲渡

(1) 無償貸与

ア 自衛隊は、期限を定め応急復旧に必要な物品を貸し付けることが出来ます。

イ 期限は次のとおりです。

(ア) 災害救助法による救助を受けられるまでの期間

(イ) 災害救助のため必要な期間(3ヶ月以内)

(2) 譲渡

自衛隊は、緊急を要するときは食料品、飲料水、医薬品など救援物資を譲渡することが出来ます。

5 災害派遣期間における権限

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、自衛隊法及び災害対策基本法の規定に基づく権限を有します。

6 災害対策用臨時ヘリポート

町長及び知事は、あらかじめ選定した災害対策用ヘリコプターの降着場の情報を自衛隊に通知します。

第4編 災害復旧・復興対策

- 大災害の発生は多数の生命や身体に危害を与えるだけでなく、住居、家財の喪失、環境破壊などをもたらし、住民を極度の混乱に陥れることになります。

そのため、このような混乱状態を解消し、早期に人心の安定と社会秩序の維持を図るために、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期します。

第1章 災害復旧対策

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1 基本方向

- (1) 迅速な現状復旧を目指すか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討を行います。
- (2) 復旧・復興の基本方向を決定します。
- (3) 必要な場合には、これに基づき復興計画等を作成します。

2 計画的復旧・復興

被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重し、計画的に行います。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場や組織に女性の参画を促進します。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進します。

3 財産措置等

応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、国等に必要な財政支援を求めます。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

1 被災施設の復旧等

- (1) 物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行います。
- (2) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本に行いつつ、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行います。
- (3) 地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、土砂災害防止対策に努めます。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、地区別の復旧予定時期を明示するよう努めます。
- (5) 県警察は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めます。

2 災害廃棄物の処理

- (1) 災害廃棄物の処理処分方法を確立します。
- (2) 仮置場、最終処分地を確保します。
- (3) 計画的な収集、運搬及び処分を図り、円滑かつ適正な処理を行います。
- (4) 適切な分別を行い、リサイクルに努めます。
- (5) 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行います。
- (6) 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を行います。

第2章 復興計画

第1節 復興計画の進め方

1 復興計画の作成

- (1) 可及的速やかに実施するため、復興計画を作成します。
- (2) 関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進めます。
- (3) 復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（県との連携、国との連携、広域調整）を行います。

2 災害に強いまちづくり

- (1) 災害に強く、より快適な都市環境整備
 - ア 住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施します。
 - イ 計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるように努めます。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めます。
 - ウ 地域のコミュニティの維持、回復や再構築に十分配慮します。
- (2) 復興のための市街地の整備改善
 - ア 被災市街地復興特別措置法等を活用します。
 - イ 住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努めます。
 - ウ 土地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ります。
- (3) 河川等の治水安全度の向上等
 - ア 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努めます。
 - イ 都市公園及び河川公園（緑地を含む）等の確保は、単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、避難場所として活用可能な空間、臨時ヘリポートとしての空地の活用など防災の視点からも十分検討し、その点を住民に対し十分説明し理解と協力を得るように努めます。
- (4) 既存不適格建築物の解消等
防災と快適な住環境の観点から、その問題の重要性を住民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めます。
- (5) 新たなまちづくりの展望等
住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行います。
- (6) 石綿の飛散防止
建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言します。
- (7) 復興計画の作成

復興計画の作成は、庁内関係部署が連携し、可能な限り多くの意見が反映されるよう調整し、進めていきます。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

1 罹災証明等の交付等

各種の支援措置の早期実施に向け、必要な情報等の集積等に関するシステム等の整備を行い、速やかに罹災証明を交付できる体制を構築します。また、災害により被災したことを証明するための被災証明を交付します。

2 災害弔慰金の支給等

- (1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付や生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的生活再建の支援を行います。
- (2) 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた被災者のうち、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な被災者に対して、県が相互扶助の観点から拠出した基金等を活用して支援金（「基礎支援金」最高100万円、「加算支援金」最高200万円、合計で最高300万円）を支給することにより、その生活の再建を支援します。（被災者生活再建支援法）

3 税及び医療費等負担の減免等

- (1) 税についての納期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険税額の減免等により、被災者の負担軽減を図ります。
- (2) 災害により就労できなくなった被災者のうち、生活保護法に基づく保護の必要に至った被災者に対しては、その実態に応じ生活保護法等により自立更正を支援します。

4 住宅確保支援策

- (1) 被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営・公団住宅等への特定入居等を行います。
- (2) 復興過程における被災者の住宅の確保を図るため、公営・公団等の空き家の活用や仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援します。
- (3) 住宅に被害を受けた被災者に対する復興のため、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき、災害復興住宅資金の融資等を行います。

5 広報連絡体制の構築

- (1) 被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く広報を行い、できる限り総合的な相談窓口を設置します。
- (2) 町外に避難した被災者に対しても、可能な限り広報に努めます。

6 災害復興基金の設立等

被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等きめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等の手法について検討します。

7 精神保健支援対策

被災者の精神的な不安を取り除くために精神保健相談所を設け、精神的支援を行います。

第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

1 連携体制の構築

あらかじめ商工会等と連携体制を構築し、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めます。

2 施設復旧資金等の貸付

災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地の復興に資するため、災害復旧貸付等や高度化融資（災害復旧貸付）により、事業協同組合等の施設復旧資金の貸付を活用するよう推進します。

3 経済復興対策

地場産業、商店街の復興や被災者の就労できる環境の確保を支援するとともに、町内外の経済の潮流を踏まえた基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努めます。

4 相談窓口の設置

被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く広報するとともに、相談窓口を設置します。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供します。

(別表)

(別表 1)

○高知県の注意報・警報発表基準の説明

警報・注意報発表基準一覧表

令和 3 年 3 月 26 日現在
発表官署 高知地方気象台

中土佐町	府県予報区		高知県		
	一時細分区域		西部		
	市町村等をまとめた地域		高幡		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	230	
	洪水		流域雨量指数基準	四万十川流域=39.9, 竹原川流域=8.4, 桑の又川流域=7.3 大坂谷川流域=12.6, 久礼川流域=23.4 上ノ加江川流域=16.7	
			複合基準*1	四万十川流域=(12 , 11.3)	
			指定河川洪水予報 による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm		
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	2.0m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	16		
		土壌雨量指数基準	179		
	洪水	流域雨量指数基準	四万十川流域=30.9, 竹原川流域=6.7, 桑の又川流域=5.8 大坂谷川流域=10, 久礼川流域=18.7, 上ノ加江川流域=13.3		
		複合基準*1	四万十川流域=(8 , 31.9), 大坂谷川流域=(8 , 10) 上ノ加江流域=(8 , 13.3)		
		指定河川洪水予報 による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm		
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	1.8m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
	乾燥	最小温度 40%で実効温度 60%			
	なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ 20cm 以上 2 最高気温が 2℃以上 3 かなりの降雪			
	低温	最低気温-4℃以下*2			
	霜	3 月 20 日以降の晩霜			
	着氷				
	着雪	24 時間降雪の深さ:20cm 以上 気温:-2℃～2℃			
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	120mm		

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は高知地方気象台の値。

気象等に関する特別警報の発表基準

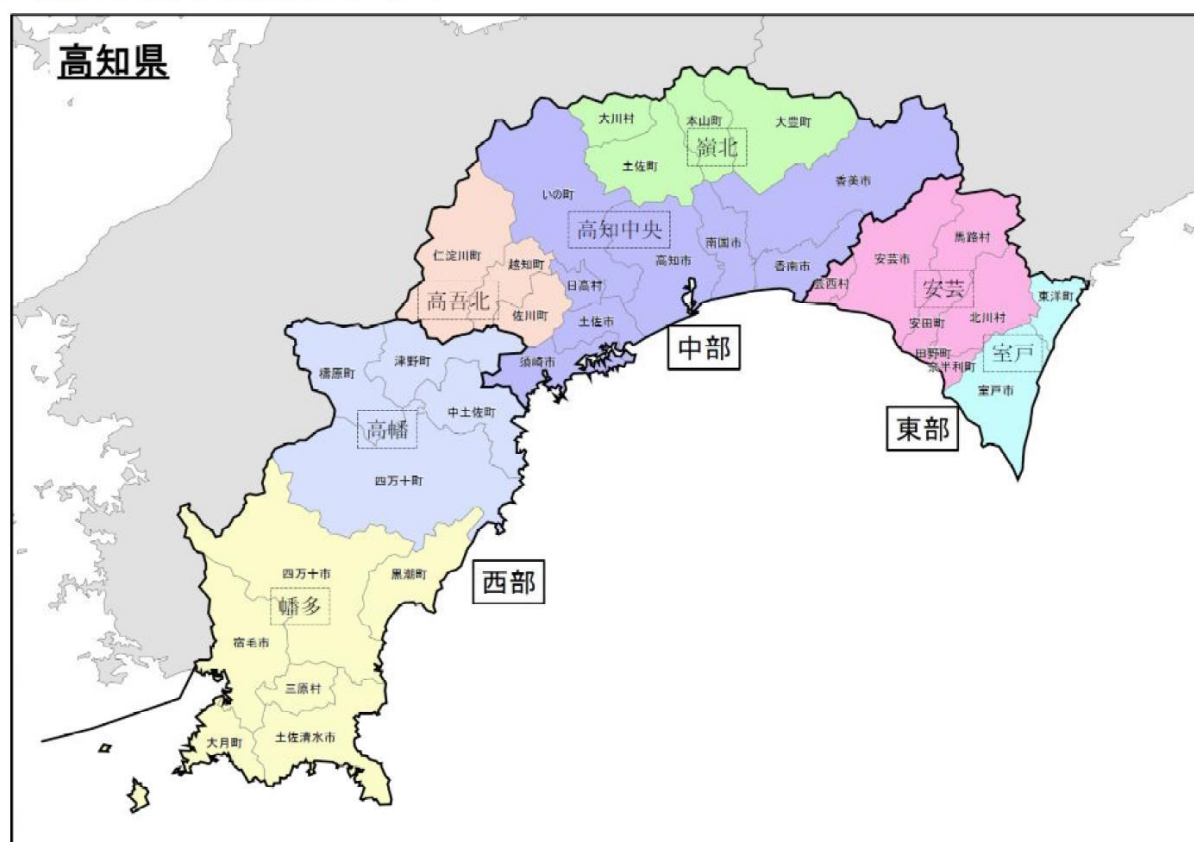
現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

○注意報、警報発表区域の説明

○警報・注意報等の発表地域区分一覧表

	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域(市町村)
高知県	とうぶ 東部	むろと 室戸	むろとし あきぐん とうようちょう 室戸市、安芸郡(東洋町)
		あ き 安芸	あ き し あきぐん なはりちょう たのちょう やすだちょう きたがわむら 安芸市、安芸郡(奈半利町、田野町、安田町、北川村、 うまじむら げいせいむら 馬路村、芸西村)
	ちゅうぶ 中部	こうちちゅうおう 高知中央	こうちし なんこくし とさし すさきし こうなんし か み し 高知市、南国市、土佐市、須崎市、香南市、香美市、 たかおかぐん ひだかむら あがわぐん ちよう 高岡郡(日高村)、吾川郡(いの町)
		れいほく 嶺北	ながおかぐん おおとちよう もとやまちょう 長岡郡(大豊町、本山町)、 とさぐん おおかわむら とさちよう 土佐郡(大川村、土佐町)
		こうごほく 高吾北	たかおかぐん さかわちよう おちちよう に よどがわちよう 高岡郡(佐川町、越知町、仁淀川町)
	せいぶ 西部	こうばん 高幡	たかおかぐん なかとさちよう ゆすはらちよう しまんとちよう つ の ちよう 高岡郡(中土佐町、橋原町、四万十町、津野町)
		は た 幡多	しまんとし すくもし とさしみずし 四万十市、宿毛市、土佐清水市、 はたぐん くろしおちよう みはらむら おおつきちよう 幡多郡(黒潮町、三原村、大月町)

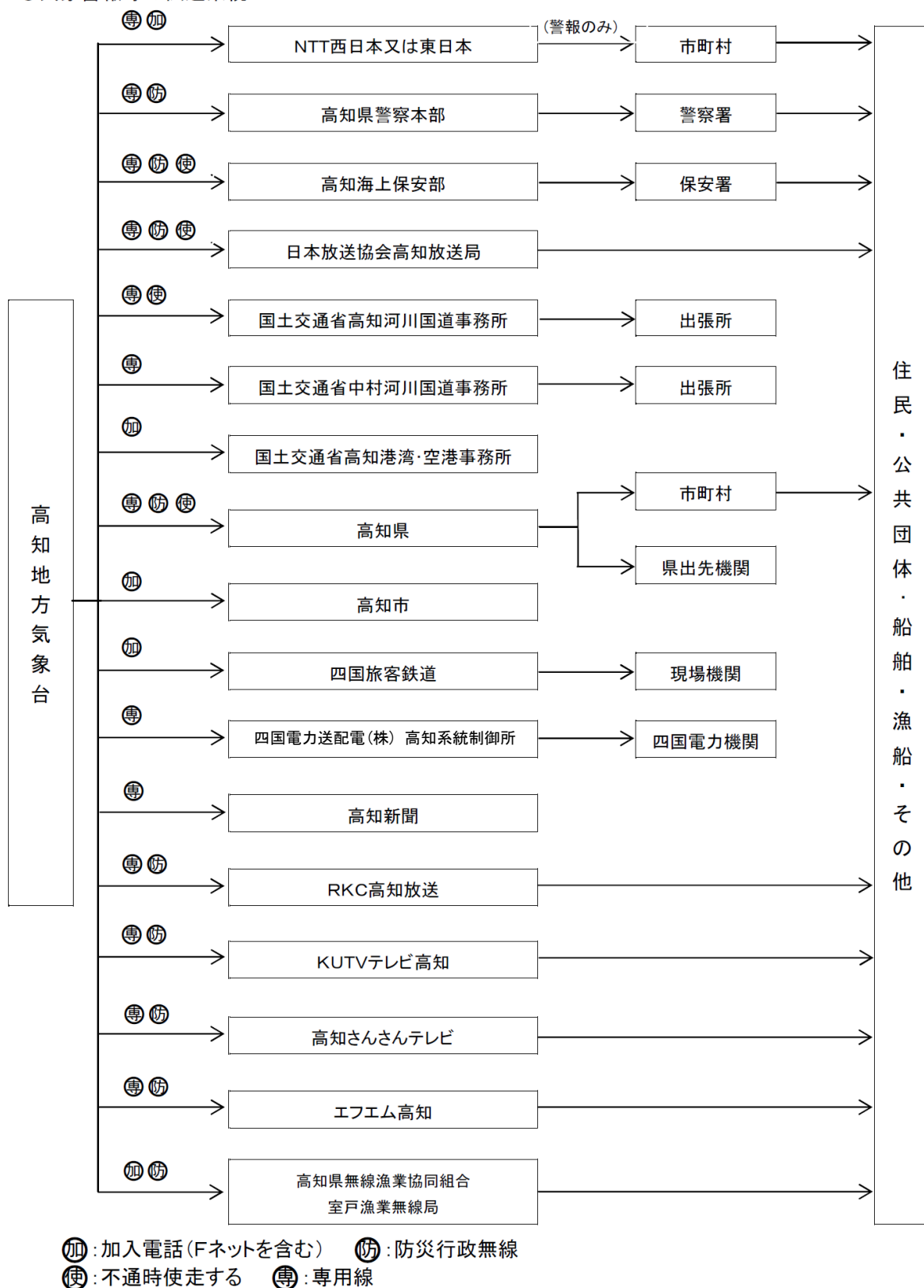
○警報・注意報等の発表地域区分図



※警報・注意報は、市町村ごとに発表されますが、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔に伝えられるよう、従来どおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合があります。

(別表 3)

○気象警報等の伝達系統



〔被害情報伝達経路図〕

被害区分		報告元	経由機関	県主管課
1 人的・住家・非住家被害		市町村		危機管理・防災課
2 田・畑		市町村	農業振興センター	農業政策課
3 文教施設		管理者	教育事務所	教育委員会教育政策課
4 病院		病院	福祉保健所	医療政策課
5 道路・橋りょう・河川・海岸・砂防		市町村（市町村管理分）		防災砂防課
		土木事務所（県管理分）		
6 港湾		土木事務所		港湾・海岸課
7 清掃施設		管理者		環境対策課
8 崖崩れ	県管理	土木事務所		防災砂防課
	林野庁所管	市町村	林業事務所	治山林道課
	農村振興局所管	市町村	農業振興センター	農業基盤課
9 鉄道不通		管理者		交通運輸政策課
10 被害船舶	漁船	市町村		漁業管理課
	旅客船	市町村		交通運輸政策課
11 水道		管理者	福祉保健所	食品・衛生課
12 電話・電気		管理者		危機管理・防災課
13 ガス	都市ガス	管理者		危機管理・防災課
	プロパンガス	管理者		危機管理・防災課
14 ブロック塀等		市町村		危機管理・防災課
15 被災世帯・被災者		市町村		危機管理・防災課
16 火災発生		市町村		消防政策課
17 公立文教施設		市町村	教育事務所	教育委員会教育政策課
18 農林水産業施設	農業	市町村	農業振興センター	農業基盤課
	林業	市町村	林業事務所	治山林道課
	漁業	市町村	漁業指導所	漁港漁場課、漁業振興課
19 公共土木施設		市町村	県各出先機関	防災砂防課、港湾・海岸課
		土木事務所		漁港漁場課、治山林道課
20 その他の公共施設		市町村、県各課室		危機管理・防災課
21 農産被害		市町村	農業振興センター	環境農業推進課
22 林産被害		市町村	林業事務所	林業環境政策課
23 畜産被害		市町村	家畜保健衛生所	畜産振興課
24 水産被害		市町村	漁業指導所	漁業振興課
25 商工被害		市町村		商工政策課
26 災害対策本部の設置		市町村		危機管理・防災課
27 災害救助法の適用		市町村		地域福祉政策課
28 消防職・団員出動延人数		市町村		消防政策課

* 項目は、災害報告取扱要領による。* 最終的には危機管理・防災課が集約する。

都道府県				区 分		被 害		区 分		被 害		害 災	名称			
報 告 番 号		第 報 (月 日 時現在)		非 住 家		公共建物 棟		公立文教施設 千円				災害対策本部				
				その他 棟				農林水産業施設 千円					設置	月 日 時		
報告者名				田		流失埋没 h a		公共土木施設 千円					解散	月 日 時		
区 分		被 害		畑		冠水 h a		その他公共施設 千円				設置市町村名 災害対策本部				
人的被害 負傷者	死 者	人		流失埋没 h a				小 計 千円								
	行方不明者	人		冠水 h a				公共施設被害市町村数 団体								
	重 傷	人		文教施設 箇所				農産被害 千円								
	軽 傷	人		病院 箇所				林産被害 千円				適用市町村名 災害救助法	計 団体			
住家被害	全 壊	棟		道路 箇所				畜産被害 千円								
		世帯		橋 梁 箇所				水産被害 千円								
		人		河 川 箇所				商工被害 千円								
	半 壊	棟		港 湾 箇所								消防職員出動延人数	人			
		世帯		砂 防 箇所									消防団員出動延人数	人		
		人		水 道 箇所				その他 千円								
	一部破損	棟		農業集落排水 箇所				被害総額 千円				備 考 1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 消防機関の活動状況 5 その他				
		世帯		公共下水 箇所												
		人		清掃施設 箇所												
	床上浸水	棟		崖くずれ 箇所												
		世帯		鉄道不通 箇所												
		人		船舶被害 曹												
	床下浸水	棟		通信被害 回線												
		世帯														
		人														
				被災世帯数		世帯										
				被災者数		人										

(別表 6)

被害区分		内 容
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1ヶ月未満で治癒できる見込みの者
住家被害	住 家	現実に居住のために使用している建物とする。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない建物)が付着している場合には同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させる寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については1世帯とする)
	全 壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもので、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものであるとする。
	大規模半壊	住家の破損が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価40%以上50%未満のものとする。
	半 壊	住家の破損が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上50%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上40%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のものであるを除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものであるとする。
	非 住 家	住家以外の建物で被害報告の他の項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、その部分は住家とする。 全壊・半壊の被害を受けたもののみについて記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び保育園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結する河川、運河等の上に架設された橋とする。
河 川	河 川	河川法が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川又は、これらのものの維持管理上必要な堤防護岸、水利、床止その他の施設、若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

被害区分		内 容
	港 湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
そ の 他 被 害	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	地すべり	地すべり防止区域内にある排水施設・擁壁・ダム、その他地すべりを防止するための施設とする。
	急傾斜地	急傾斜地崩壊危険区域内にある排水施設・擁壁、その他急傾斜地の崩壊を防止するための施設とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	L Pガスが供給停止となっている戸数のうち最も多く供給中止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	被災世帯	災害により、全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	被災者	被災世帯の構成員とする。
	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には農地・農業用施設・林業用施設・漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
そ の 他	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいい例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村の数とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス・農産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木・苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜・畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり・漁具・漁船等の被害とする。
そ の 他	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料・商品・生産機械器具とする。